




# 容器包装リサイクル法

## 説明資料

平成 15年度



経済産業省  
リサイクル推進課

# 目 次

## 第1章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律概要

1. 法律の背景及び必要性	1
2. 基本的な考え方は市町村、消費者、事業者の役割分担	1
3. 対象となる容器包装及び対象事業者	1
4. 基本方針、再商品化計画及び分別収集計画の策定	4
5. 容器包装の分別基準	5
6. 容器包装に係る再商品化に関する措置	5
7. 指定法人	7
8. その他	8

## 第2章 再商品化について

1. 再商品化とは	9
2. 再商品化の方法	9

## 第3章 容器包装に関する基本的な考え方

### ・容器包装リサイクル法の対象となる「容器包装」に該当するか否かの

判断の目安	13
1. 法律上の定義及び効果	13
2. 具体的判断の目安	13
・「特定容器」に該当するか否かの判断の目安	18
1. 法律上の定義及び効果	18
2. 具体的判断の目安	18
・「特定包装」に該当するか否かの判断の目安	19
1. 法律上の定義及び効果	19
2. 具体的判断の目安	19
・「分別基準適合物」に該当するか否かの判断の目安	23
1. 法律上の定義及び効果	23
2. 具体的判断の目安	23
・「特定分別基準適合物」に該当するか否かの判断の目安	24
1. 法律上の定義及び効果	24
2. 具体的判断の目安	24
・「特定容器利用事業者」又は「特定容器製造等事業者」に 該当するかの判断の目安（「インプラント」に関する判断基準）	25
1. 法律上の定義及び効果	25
2. 具体的判断の目安	25
（参考1）プラスチック製容器包装の「プラスチック」の判断について	26
（参考2）紙製容器包装の「紙」の判断について	28
（参考3）段ボールの取り扱いについて	29

第4章 委託・受託関係にある場合の義務対象者について	
1. 「用いる」に係る委託	31
2. 「製造等」に係る委託	33
第5章 特定事業者の再商品化義務量の算定の仕組み	
1. 分別収集計画量、再商品化可能量及び再商品化義務総量	35
2. 再商品化義務量の算出モデル	36
3. 業種区分ごとの再商品化義務量の算定	37
4. 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等	38
(参考4) 特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定 のためのガイドライン	
・趣旨	40
・排出見込量の算定方法	40
・特定容器〔又は包装〕利用事業者の排出見込量の算定方法	41
・特定容器製造等事業者の排出見込量の算定方法	50
(参考5) 帳簿の記載例	
1. 特定容器利用事業者の場合	59
2. 特定容器製造等事業者の場合	60
3. 特定包装利用事業者の場合	61
第6章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する 法律第18条に基づく自主回収の認定申請の留意事項	
・趣旨	63
・申請に係る留意事項	63
・その他	65
(様式) 自主回収認定申請書	66
(様式) 自主回収状況報告書	67
第7章 その他	
1. 再商品化義務量の算定に係る量、比率等について (産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 第3回容器包装リサイクルワーキンググループ資料より)	69
2. 法施行に当たって必要な運用解釈について	87
3. 容器包装リサイクル法に係る所管業種の取扱いについて	105
4. 再商品化費用の商品価格への転嫁に関する留意事項について	107
5. 参照条文及び附帯決議	110
6. 「識別表示」の義務化について	115

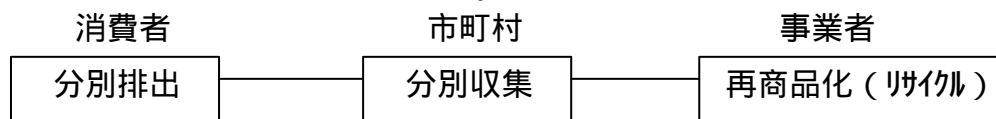
# 第1章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律概要 (容器包装リサイクル法の概要)

## 1. 法律の背景及び必要性

我が国では、国民の生活様式の多様化、消費意識の変化によりごみの排出量が増加し続けている。このため、一般廃棄物の最終処分場が逼迫しており、その残余年数は僅かであり（平成12年度環境省推定値：12.2年）、また新規最終処分場の確保についても、用地確保の点などから困難となっている。一方、家庭ごみのうち「容器包装廃棄物」は、容積比で約6割を占めていることから（環境省調べ）、「容器包装廃棄物」を「資源」へと甦らせるために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布された。

## 2. 基本的考え方は市町村、消費者、事業者の役割分担

容器包装リサイクル法によるリサイクルシステムは、家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。



## 3. 対象となる容器包装及び対象事業者

### (1) 対象となる容器包装

#### 容器包装の定義

商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの。基本的には、すべての容器包装が対象。

ここで容器とは、商品を入れる「もの」であり、袋も容器に含まれ、また、包装とは、商品を包む「もの」のこと。

#### 対象となる容器包装

- ・ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）
- ・ペットボトル（飲料又はしょうゆ用）
- ・紙製容器包装（飲料用紙製容器（アルミニウム利用のもの及び段ボール製の者を除く）及び段ボール製の容器包装を除く）
- ・プラスチック製容器包装（ペットボトル（飲料またはしょうゆ用）を除く）
- ・鋼製容器包装
- ・アルミニウム製容器包装
- ・段ボール製容器包装
- ・飲料用紙製容器（アルミニウム利用のもの及び段ボール製のものを除く）

（注1）鋼製容器包装、アルミニウム製容器包装、飲料用紙製容器（アルミ

ニウム利用のもの及び段ボール製のものを除く)、段ボール製容器包装は、市町村が分別収集した段階で有償又は無償で譲渡できることがあきらかなため、再商品化義務の対象外。

(注2)「主として...製」とは、容器包装に係る素材の構成について、重量比で最も大きな比率を占める素材を指す。

(注3)容器包装リサイクル法では、対象となる容器を「特定容器」、また対象となる包装を「特定包装」と規定。

## (2) 対象事業者

### 対象事業者

#### ア) 特定容器利用事業者

農業、林業、漁業、製造業、卸売業及び小売業に該当する業務を行っており、その販売する商品について特定容器を用いる事業者（輸入業者を含む）。

#### イ) 特定容器製造等事業者

特定容器の製造等の事業を行う者（輸入業者を含む）。

#### ウ) 特定包装利用事業者

農業、林業、漁業、製造業、卸売業及び小売業に該当する業務を行っており、その販売する商品について特定包装（包装紙等）を用いる事業者（輸入業者を含む）。

上記、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者をまとめて「特定事業者」という。

### 適用除外者

- ・商業、サービス業を主に営む事業者については、常時使用する従業員の数が5人以下で、かつ年間の総売上高が7千万円以下の事業者。
- ・その他の業種の事業者については、常時使用する従業員の数が20人以下で、かつ年間の総売上高が2億4千万円以下の事業者。

### 委託・受託関係にある場合の義務対象者【第4章参照】

容器包装の使用量、リサイクルの容易さ、リサイクルに要するコスト等を実質的に決定することとなる容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等の要素を指示したものが、原則として再商品化の義務者となる。

委 託 の 形 態			再商品化義務者
特定容器 (包装)利用 事業者とな る者	充填委託	充填のみを委託するもの	委 託 者
	プライベート ブランド等	商品(中身)の調達と充填を併せて 委託するもの	委託者が素材 等を指示した 場合は委託者 それ以外は 受託者
	販売委託	充填と第三者に対する販売を併せ て委託するもの	
	輸入委託	容器包装に入れ又は包まれた商品 の輸入を委託するもの	
特定容器製 造等事業者 となる者	特定容器を用いる事業者以外の者からの委託		同 上
	特定容器を用いる事業者からの委託		受 託 者

(3) 施行状況

平成 7年 6月	成立・公布
12月	第1段階施行（基本方針、再商品化計画、指定法人関係）
平成 8年 6月	第2段階施行（分別収集計画関係）
平成 9年 4月	本格施行（再商品化事業開始） 対象品目：ガラスびん（無色、茶色、その他色）ペットボトル リサイクル義務を負う企業：大企業
平成12年 4月	完全施行 対象品目：上記に加え紙製容器包装 及びプラスチック製容器包装 リサイクル義務を負う企業：上記に加え中小企業（ただし、小規模企業は対象から除外）

対象品目及び事業者の推移

	平成9年度	平成12年度
大企業	ガラスびん、ペットボトル	ガラスびん、ペットボトル
		紙製容器包装、プラスチック製容器包装
中小企業		ガラスびん、ペットボトル
		紙製容器包装、プラスチック製容器包装
小規模企業	適用除外	

《小規模企業》

業種	製造業等	業種	商業、サービス業
売上高	2億4千万円以下	売上高	7千万円以下
従業員数	かつ20名以下	従業員数	かつ5名以下

#### 4. 基本方針、再商品化計画及び分別収集計画の策定

##### (1) 基本方針の策定

主務大臣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定し、平成8年3月25日に公表した（平成13年5月25日改正）。

##### (2) 再商品化計画の策定

主務大臣は、基本方針に即して、市町村の分別収集した分別基準適合物の再商品化に関する計画（5年間の計画）を3年ごとに策定し、公表する。

第1期；ガラス製容器とペットボトルの再商品化可能量等について、平成9年度から平成13年度までの5年間の計画を平成8年5月17日に告示（ペットボトルについては、再商品化能力の増大に伴い計画の変更を実施）。

第2期；ガラス製容器、ペットボトルに加え、紙、プラスチック製容器包装の平成12年度から平成16年度までの5年間の再商品化計画を策定、平成11年7月28日告示。

第3期；平成15年度から平成19年度の5年間の再商品化計画を策定、平成14年11月29日告示

##### 《再商品化見込量》

（単位：千ト）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
ガラス製容器	630	630	630	630	630
無色	270	270	270	270	270
茶色	200	200	200	200	200
その他色	160	160	160	160	160
ペットボトル	292	311	315	317	319
紙製容器包装	313	505	505	505	505
プラスチック製容器包装	591	655	776	835	892

##### (3) 容器包装廃棄物の分別収集に関する措置

市町村は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（5年間の計画）を3年ごとに策定し、都道府県に提出する。市町村は、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を行わなければならない。

都道府県は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（5年間の計画）を3年ごとに策定し、環境大臣に提出するとともに公表する。平成9年度を始期とする5年間の計画（第1期分別収集計画）及び平成12年度を始期とする5年間の計画（第2期分別収集計画）に続き、平成15年度を始期とする第3期分別収集計画が平成14年11月29日に告示。

## 《分別収集見込量》

(単位：千ト)

	H 1 5 年度	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度	H 1 9 年度
ガラス製容器	1,000	1,025	1,044	1,065	1,082
無 色	431	442	451	460	467
茶 色	372	381	387	395	401
その他色	197	202	206	210	214
ペットボトル	214	229	243	259	273
紙製容器包装	148	165	190	207	222
プラスチック製容器包装	487	628	752	854	917

容器包装廃棄物を排出する者は、市町村の定める基準に従い、当該容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

## 5．容器包装の分別基準

## (1) 市町村の分別基準（環境省令）

- ・ 10 t車1台分程度の量が集まっていること
- ・ 圧縮されていること
- ・ 他の素材の容器包装や容器包装以外の異物が混入していないこと
- ・ 洗浄されていること 等

## (2) 保管施設の設置基準（主務省令）

- ・ 施設の数については、概ね人口30万人ごとに1カ所（人口30万人未満の市町村等にあっては、1カ所）。
- ・ 再商品化施設との輸送距離等を勘案して設置。

## 6．容器包装に係る再商品化に関する措置

## (1) 特定事業者の義務

特定事業者は、その使用又は製造等する容器包装に係る特定分別基準適合物について、その使用量又は製造量に応じて、(2)の算定方式により算定された再商品化義務量の再商品化（リサイクル）をしなければならない。（再商品化については【第2章参照】）

なお、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者との間の義務量の分担比率は、業種ごとに特定容器を用いた商品の販売額と当該特定容器の販売額の比率を基礎として主務大臣が定める率とする。

## (2) 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定【第5章参照】

特定事業者は、特定分別基準適合物ごとに再商品化義務量を算定。

ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）及び飲料又はしょうゆ用のペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の4素材ごとに、主務大臣が公表する業種ごとの再商品化義務量等を用いて、以下の算定式により算定する。



《算定式》

個々の特定事業者 の再商品化義務量	=	業種ごと <sup>1</sup> の 再商品化義務量 (主務大臣が公表)	×	$\frac{\text{《個々の特定事業者が算定》個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量 (A)2容器包装廃棄物の排出見込量(主務大臣が公表)}}$
----------------------	---	---	---	--

1 業種とは：「業種」とは、容器包装が利用される事業の属する業種あるいは容器が製造されて販売される対象業種のことをいう。よって、ある事業者の行う「主たる業種ごと」という意味ではない。具体的には、食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業等に業種分けされ、複数に所属することがある。

2 (A)：個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込み量 (A)

また、個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込み量 (A) は以下の2通りの算定式により求められる。容器包装リサイクル法では、自主算定を原則としているが、{自ら又は他者への委託により回収する量及びその他容器包装廃棄物として排出されない量}が算出されない事業者は、簡易算定により求めることができる。

自主算定方式

(A) =	当該年度において 販売する商品に用 いる又は製造等す る容器包装の量 《個々の特定事業者が算定》	-	( 当該量のうち 自ら又は他者 への委託によ り回収する量 )	+	( その他容器 包装廃棄物 として排出 されない量 )
-------	--	---	--	---	--------------------------------------

簡易算定方式

(A) =	当該年度において販売する 商品に用いる又は製造等す る容器包装の量 《個々の特定事業者が算定》	×	容器包装廃棄物比率( ) (主務大臣が公表)
-------	--	---	---------------------------

### (3) 事業者の再商品化義務履行等の方法

#### 指定法人ルート【第5章参照】

特定事業者は、自らの再商品化義務量の再商品化を7.に規定する指定法人に委託し、当該委託契約に基づく債務を履行した場合は、再商品化をしたものとみなされる。

具体的には、特定事業者は、再商品化義務量に指定法人への再商品化委託単価を乗じて得た再商品化委託料金を、指定法人との委託契約に基づいて支払えば、再商品化義務は履行されたこととなる。

#### 《平成15年度再商品化委託単価》

・ガラス製容器（無色）	3.0円/kg
・ガラス製容器（茶色）	5.7円/kg
・ガラス製容器（その他色）	8.6円/kg
・ペットボトル	64.0円/kg
・紙製容器包装	25.2円/kg
・プラスチック製容器包装	76.0円/kg

#### 自主回収【第6章参照】

特定事業者は、販売店のルート等を通じて自ら容器包装廃棄物を回収し、リサイクルなどを行う場合、当該回収に係る量を再商品化義務量から控除することができる。

（注）回収方法が主務省令で定める回収率（おおむね90%）を達成するものとして、主務大臣の認定を受けた容器包装（リターナブルびん等）については、回収されない分を含めて再商品化義務が免除される。

#### 独自ルート

特定事業者は、主務大臣の認定を受けて、自ら又は7.に規定する指定法人以外の者に委託して再商品化を行うことができる。

### (4) 帳簿の記載義務【第5章参照】

特定事業者は、特定容器を用いた商品の販売量等、主務省令で定める事項を帳簿に記載し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

なお、次に該当する事業者等は、記載義務の対象から除外される。

#### 小規模事業者【第1章3(2)参照】

再商品化義務の対象とならない特定容器のみを利用又は製造等している者

## 7. 指定法人

主務大臣は、民法第34条の規定による法人であって、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化を適正かつ確実にを行うことができる者として、平成8年10月31日に、『財団法人日本容器包装リサイクル協会』を容器包装リサイクル法に基づく指定法人として指定している。

#### 《指定法人の業務内容》

・特定事業者から委託を受けて、市町村が分別基準適合物とした容器包装廃棄物の再商品化を行う。なお、再商品化については、指定法人から再商品化事業者にさらに委託して実施される。

## 8. その他

### (1) 廃棄物処理法の特例（法第37条）

指定法人、独自ルートの認定を受けた特定事業者、又はこれらの者の委託を受けて指定法人等が行う分別基準適合物の再商品化を行う者については、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理業の許可を不要とする等、廃棄物処理法の特例を設けている。

### (2) 再商品化に要する費用の価格への反映（法第34条）

国は、再商品化費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

### (3) 再商品化により得られた物の利用義務等（現行「再生資源利用促進法」とのブリッジ規定）（法第36条）

分別基準適合物の再商品化により得られた物を利用することができる事業を行う者等は、現行「再生資源利用促進法」で定めるところにより、これを利用する義務等を課せられるものとする。

### (4) 関係事業者その他利害関係者からの意見聴取（透明性の確保）（法第44条）

主務大臣は、再商品化義務量に係る比率等を定め、又は指定法人に係る再商品化業務規程等の認可をするに当たり必要と認める場合には、関係事業者その他利害関係者の意見を聴くものとする。

## 第2章 再商品化について

### 1. 再商品化とは

再商品化とは、消費者が分別排出し、市町村が分別収集して保管施設に運んだ分別基準適合物を

- ・自ら製品の原材料として利用すること
- ・自ら燃料以外の用途で製品としてそのまま使用すること
- ・製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること
- ・製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること

をいう。(法第2条第8項)

### 2. 再商品化の方法

#### (1) ガラス製容器

破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材料等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

#### (2) ペットボトル

異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、フレーク又はペレットというプラスチック原料等を得ることにより再商品化がされる。プラスチック原料等は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

異物の除去、洗浄、破碎、解重合、精製、重合その他の処理を紙、ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得ることにより再商品化がされる。当該ポリエステル原料は、ペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

#### (3) 紙製容器包装

異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。また、当該製紙原料等を除いた選別後、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

異物の除去及び選別をした後、破碎、成型加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊維物等を得ることにより再商品化がされる。また、当該原材料を除いた後、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。また、当該製紙原料等を除いた選別後、破碎、成型加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊維物等を得ることにより再商品化がされる。さらに、当該原材料を除いた後、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

#### (4) プラスチック製容器包装

白色の発砲スチロール製食品用トレイに対し、異物の除去、破碎その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより(もしくは、減容顆粒品

又はインゴットを得ることなくペレットというプラスチック原料を得ることにより)再商品化がなされる。当該減容顆粒品又はインゴットは、ペレットというプラスチック原料を得るために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。

異物の除去、洗浄、破碎、成形その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることなくプラスチック製品等を得ることにより再商品化がされる。

異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。

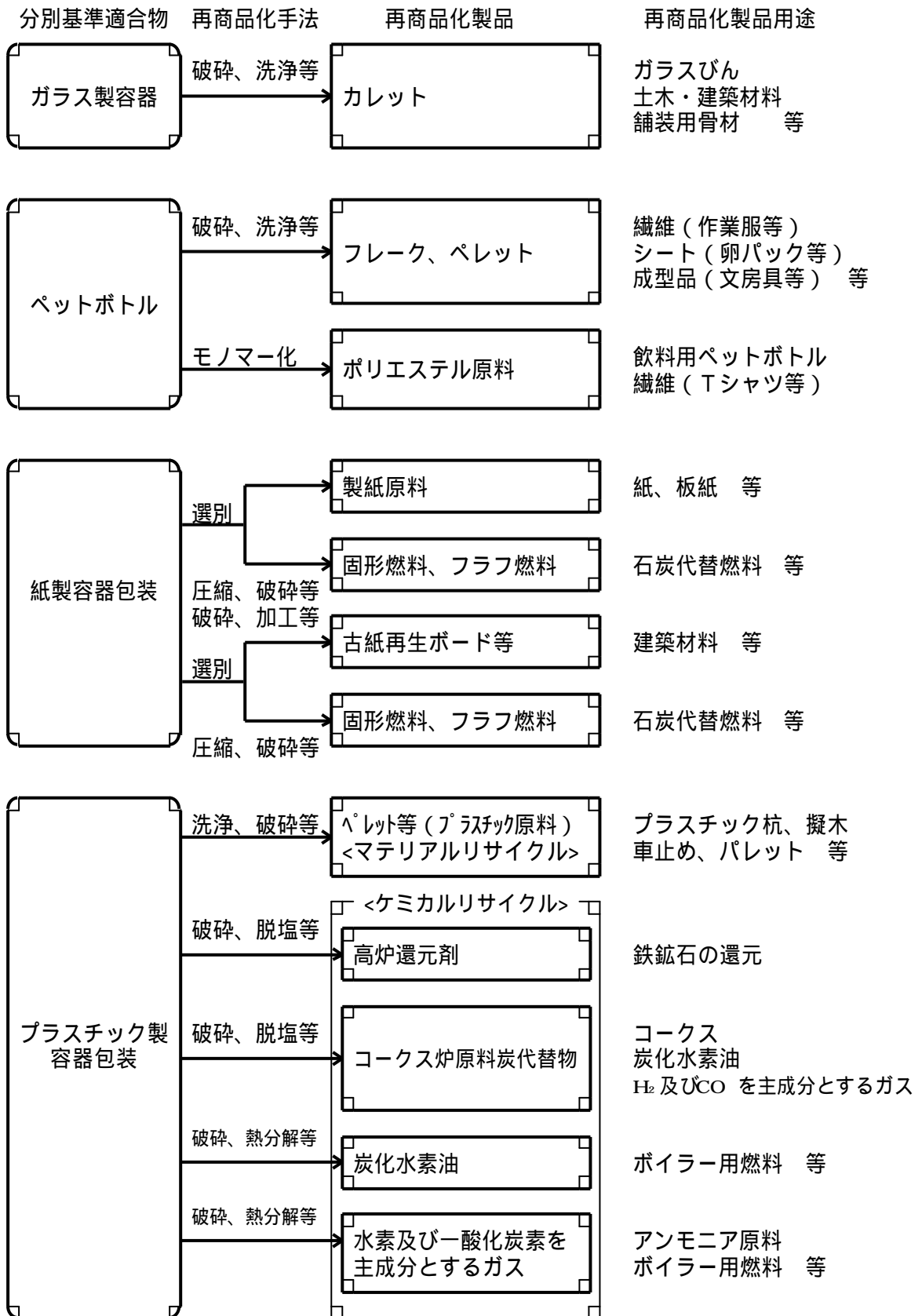
異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。

異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

異物の除去、破碎、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(分別基準適合物の再商品化に関する計画)

《再商品化の方法》



## 第3章 容器包装に関する基本的な考え方

経 済 産 業 省

平成 8年 2月 21日

(改正 平成 11年 3月 5日)

(改正 平成 14年 12月 3日)

一般廃棄物の大宗を占め、かつ、再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を促進するシステムを構築し、もって廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が平成7年6月に公布され、また、その施行のための政省令が同年12月に公布されたところである。

本資料は、このうち、省令（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則 平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）第1条及び第4条に関連し、特定事業者が再商品化の義務を負うこととなる容器包装の範囲等について、基本的な考え方を示したものである。

### ・容器包装リサイクル法の対象となる「容器包装」に該当するか否かの判断の目安

#### 1. 法律上の定義及び効果

##### (1) 定義

この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要となるものをいう。

(法第2条第1項)

##### (2) 効果

容器包装リサイクル法上の「容器包装」に該当すると、基本的には、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化を行うという同法の体系の範疇と位置付けられる。(ただし、これらの責務が具体的に発生するのは、市町村が実際に分別収集を行う容器包装区分に該当する場合のみ。)

#### 2. 具体的判断の目安

容器包装リサイクル法の対象となる「容器包装」に該当するか否かは、次の点を目安に判断される。(1)から(3)までについては法律上の定義から直接的に導かれるもの、(4)については広範に及ぶ本法の関係者が、当該物が「容器包装」であることを容易に判断できることが求められることから、容器包装であるか否かは基本的には社会通念に沿って判断されるべきとの考え方に基

づくものである。

なお、社会通念によっても、容器包装であるか否かが明確ではなく、一律に整理することの困難なケース（中仕切り、台紙、緩衝材等）については、容器包装と位置付けられなかった他のものとの関係で不公平が生じないか、法目的の一つであるごみの減量化や制度の円滑な運用を図る上で不都合はないか等の観点を考慮して判断される。

## (1) 容器や包装か

< 「容器包装」に該当しないものの具体例 >

容器でも包装でもないもの（物を入れても包んでもいないもの）

- ・ 焼き鳥の串、アイスクャンデーの棒
- ・ ラップフィルムの芯、トイレトペーパーの芯
- ・ ラベル（飲料等に付されているシュリンクラベル（商品名等を表示している胴巻き）を除く）、ステッカー、シール（キャップシール、ワイン等の金属製シールを含む。）、テープ類（包んでいると認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは該当。）
- ・ ひも、バンド（ふたの役割をしているものは該当。）
- ・ 釘、ピン、ホチキスの針
- ・ 飲料用ストロー
- ・ 弁当のスプーン、割り箸、お手拭き
- ・ 能書、説明書（容器の一部として商品の保護固定に用いられているものは該当。）
- ・ のし紙（包装紙と兼用のものは該当。）
- ・ 乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤
- ・ フック（容器の一部として用いられるものは該当。）

< 「容器包装」に該当するものの具体例 >

商品の付属品（商品の一部と解される。）の容器や包装

- ・ 飲料パックのストローの袋
- ・ 弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭きの袋
- ・ 能書、説明書、保証書の袋

## (2) 商品の容器や包装か

< 「容器包装」に該当しないものの具体例 >

商品そのものである容器包装

- ・ 商品として販売されている手提げ袋、ガラスびん、紙箱、包装紙等

商品以外の物に付された容器包装



( 具体例 )

- ・手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- ・景品、賞品、試供品（表示等により明確に通常の商品と分けられるもの）に付した容器や包装
- ・家庭で付した容器や包装
- ・有価証券（商品券、ビール券等）を入れた袋又は箱
- ・切符、郵便切手、入場券、テレホンカード等の役務（サービス）の化体した証券を入れる袋
- ・金融機関等で配布される現金を入れる袋

商品ではなく、役務の提供に伴う容器包装

- ・クリーニングの袋
- ・宅配便の容器や包装（通信販売に用いられる容器や包装は該当。）
- ・クレジット会社の会報等を入れた封筒
- ・ビデオ、CDのレンタルの際に用いられる袋
- ・フィルムのネガを入れた袋
- ・病院内で提供される薬袋

( 3 ) 中身の商品と分離した場合に不要になるものか

< 「容器包装」に該当しないものの具体例 >

通常の使用において中身の商品と分離して不要とはならないもの

( ) 持ち運びに支障を来すもの

- ・コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープの紙製又はプラスチック製のケース
- ・楽器、カメラ等のケース
- ・テニスラケットのケース
- ・電動工具のケース
- ・積木箱
- ・複数冊のポケット式アルバムをまとめて入れるケース

( ) 保管時の安全や品質保持等に支障を来すもの

- ・コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープの紙製又はプラスチック製のケース（再掲）
- ・楽器、カメラ等のケース（再掲）
- ・書籍の外カバー
- ・電動工具のケース（再掲）
- ・着物ケース
- ・歯磨きのトラベルセットや化粧品の携帯用ポーチ
- ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
- ・万年筆の保管用ケース
- ・小型家電製品等（シェーバー、ドライヤー等）の収納ケース

( )商品そのものの一部であるもの

- ・ボールペンの軸
- ・日本人形のガラスケース、ボトルシップのボトル
- ・硬プラスチック製の植木鉢 [ 皿を含む ]
- ・紅茶等のティーバッグ
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤を直接入れた個袋
- ・付箋紙の台紙
- ・カレンダーの台紙
- ・消火器
- ・使い捨てライター
- ・レンズ付きフィルムの本体
- ・薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
- ・洗剤等に添付されている計量カップ

< 「容器包装」に該当するものの具体例 >

通常の使用において中身の商品と分離して不要となるもの

- ・玩具の空箱
- ・苗木等販売用の軟プラスチック製鉢
- ・靴の空箱
- ・家電製品等の空箱
- ・背広カバー

商品が費消された場合に不要となるもの

- ・病院外の薬局で処方される薬袋
- ・ポケットティッシュの個袋
- ・口紅、マスカラ、スティックのり、スティック状のリップクリーム  
の入れ物
- ・飲料、納豆、プリン、ヨーグルト等のマルチパック
- ・目薬の携帯ケース
- ・キャラクターの形をしたシャンプーの容器
- ・キャラクターの絵が描かれたガラスびん等の容器
- ・コピー、レーザープリンターのトナー容器
- ・インスタントカメラのフィルムカートリッジ
- ・エアゾール缶
- ・防虫剤、脱臭剤の容器

( 4 ) 社会通念上、容器包装であると概ね判断可能か

< 「容器包装」に該当するものの具体例 >

容器の栓、ふた、キャップ、その他これらに類するもの

- ・PETボトルのキャップ、ガラスびんの王冠
- ・金属缶のタブ ( 飲み口部分のもの )、缶詰のタブ ( 口全体のもの )

- ・カレー粉の缶のふた、贈答用海苔の缶のふた
- ・デコレーションケーキの箱のふた、贈答用紙箱の上ふた
- ・名刺ケースのふた
- ・カップ焼きそばのふた、カップラーメンのふた、プリンのふた
- ・エアゾール缶のオーバーキャップ、ノズル
- ・ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分
- ・住宅用洗剤等に付属するトリガー（引き金式のノズル）部分
- ・食パン等の袋の口を留めるための留め具

#### 中ふた

- ・液状化粧品ボトルの中ふた
- ・テニスボールケースの中ふた
- ・チューブ入り調味料の口のシール

#### シール状のふた

- ・チューブ入り調味料の口のシール（再掲）
- ・紙パックストロー挿入口のシール

中仕切り、台紙等は、その使われ方が様々であることから、次の整理に従い、使用形態により、個別具体的に判断する。

#### < 「容器包装」に該当するものの具体例 >

商品の保護又は固定のために使用されていると考えられるもの（具体例）

- ・菓子用、贈答用箱中の台紙、中仕切り、上げ底、合紙
- ・部品用の型枠
- ・クレヨンケースの中敷
- ・消臭剤、芳香剤等のケースを組み込んだ台紙
- ・容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙
- ・容器に入れられた靴の型くずれを防ぐための紙製又はプラスチック製の詰め物
- ・パック等に入ったいちご等の露出面を覆ったフィルム
- ・缶ビール6缶を束ねるケーシング（プラスチック製器具）
- ・食品トレイとともに用いられる吸水シート
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当に用いられる透明のプラスチックフィルム

#### ふた、トレーに準ずる容器包装

- ・バター等の表面を覆った紙製フィルム
- ・プリスターパックの台紙
- ・蒸し饅頭の敷き紙

< 「容器包装」に該当しないものの具体例 >

容器包装と物理的に分離されて使用されており、必ずしも当該容器包装と一体となって物を入れ、又は包んでいるとは考えにくいもの

- ・ にぎり寿司の中仕切り（緑色のプラスチックフィルム）

発泡スチロール製及び紙製の緩衝材等は、次の整理に従い、使用形態により、個別具体的に判断する。

< 「容器包装」に該当するものの具体例 >

商品を保護又は固定するために加工されているもの  
立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、容器の形状を構成しているもの  
シート状の柔らかいもので、商品を包んでいると解されるもの<sup>(注1)</sup>  
果物等に用いられるネット状のものは対象<sup>(注2)</sup>

< 「容器包装」に該当しないものの具体例 >

比較的小型のものが、多数段ボール箱等に詰められることにより、商品との空間を埋めているもの<sup>(注3)</sup>

(注1) 具体的には、商品全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えるものは該当するものと解する。この際、ネット状の包装については、ネットの空間部分を含んでいる面積として考えるものとする。

(注2) ネット状であっても、商品を入れていないと解されるため。

(注3) 商品が抜かれるとバラバラになってしまい、商品を入れていない又は包んでいると解されないため。

・ 「特定容器」に該当するか否かの判断の目安

## 1. 法律上の定義及び効果

### (1) 定義

この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。(法第2条第2項)

### (2) 効果

「特定容器」に該当すると、その利用事業者と製造等事業者の双方に再商品化義務が課される。(両方で再商品化義務を按分。)

## 2. 具体的判断の目安

基本的に、 . により容器包装に該当すると判断されるもののうち、商品を入れるためのものと認識されるものであり、具体的には、該当するものをその

形状により主務省令の別表にて列挙。

< 特定容器に該当するものの具体例 >

- ・乾電池等のマルチシュリンク
- ・たばこ等のオーバーラップ
- ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の集積包装
- ・スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店等で販売段階で付されるレジ袋や紙袋
- ・エアゾール製品等のシュリンクパック
- ・カップめん等のシュリンクパック
- ・飲料、乳製品等のマルチシュリンク
- ・飲料等に付されている分離不可能なシュリンクラベルで、容器の一部として使用されるもの
- ・宅配ピザの宅配に使用される紙製容器

< 特定容器の一部に該当するものの具体例 >

- ・容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙等
- ・容器の中に入れられている靴下に付けられている厚紙及びフック
- ・菓子箱の中で使われている合紙
- ・鮮魚や精肉のトレーに用いられる吸水シート
- ・容器の中に入れられ商品を固定している発泡スチロール製の型枠
- ・容器の中に入れられ商品を保護しているエアークッション

用語の説明については後述の . 2 . 参照

. 「特定包装」に該当するか否かの判断の目安

## 1. 法律上の定義及び効果

### (1) 定義

この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。(法第2条第3項)

### (2) 効果

「特定包装」に該当すると、その利用事業者のみに再商品化義務が課される。

## 2. 具体的判断の目安

基本的に、 . により容器包装に該当すると判断されるもののうち、 . の特定容器以外のもの。具体的には、商品を包むものと認識されるもの。包装に

より包まれている商品の面積が商品全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えるものが該当。

< 特定包装に該当するものの具体例 >

- ・デパート等の小売段階で商品を包む包装紙
- ・生鮮食料品にトレーと同時に用いられるラップフィルム
- ・ハンバーガー、キャラメル、石鹸等の個包装紙
- ・飴等の個包装に用いられる端をひねってある紙やプラスチックフィルム
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当を包むストレッチフィルム
- ・鉛筆や乾電池等に用いられるスリーブ（両端開放）状のシュリンクパックやストレッチフィルム
- ・板ガム、チョコレートの胴巻き
- ・缶ビール6缶を束ねるスリーブ（両端開放）状の紙
- ・缶詰の紙ラベル（本体容器と分離可能で、缶詰全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えるもの。）
- ・家具等の販売の際に使われるエアークッション（容器の中に入れられ商品の保護を目的としているものを除く。）
- ・ペットボトルの分離可能なシュリンクラベル（商品名を表示している胴巻き）

< 特定包装に該当しないものの具体例 >

- ・野菜の結束用テープ
- ・靴下の帯状ラベル
- ・ビールびんのラベル

（用語の説明）

シュリンクパック：

熱で収縮させたプラスチックフィルムによる容器包装

マルチシュリンク（パック）：

複数商品のシュリンクパック

集積包装：

複数商品をシュリンクパック以外の手法で束ねたもの

ストレッチフィルム：

手あるいは機械で伸ばし広げて使用されるプラスチックフィルム

合紙：

2段3段重ねの商品の間に敷いた紙

分離可能なシュリンクラベル：

シュリンクラベルにミシン目を入れる等、消費者が器具等を使用せずに容易に取り外せるもの

主務省令（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則）

別表第一（第一条関係）

一	<p>商品の容器のうち、主として鋼製のものであって、次に掲げるもの</p> <p>(一) 缶(カップ形のものを含む。)</p> <p>(二) (一)に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</p> <p>(三) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの</p>
二	<p>商品の容器のうち、主としてアルミニウム製のものであって、次に掲げるもの</p> <p>(一) 缶(カップ形のものを含む。)</p> <p>(二) チューブ状の容器</p> <p>(三) 皿</p> <p>(四) (一)から(三)までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</p> <p>(五) (五) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの</p>
三	<p>商品の容器のうち、主としてガラス製のもの(ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。)であって、次に掲げるもの</p> <p>(一) 瓶</p> <p>(二) カップ形の容器及びコップ</p> <p>(三) 皿</p> <p>(四) (一)から(三)までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</p> <p>(五) (五) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの</p>
四	<p>商品の容器のうち、主として段ボール製のものであって、次に掲げるもの</p> <p>(一) 箱及びケース</p> <p>(二) (一)に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</p> <p>(三) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの</p>
五	<p>商品の容器のうち、主として紙製のものであって次に掲げるもののうち、飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び四の項に掲げるものを除く。)</p> <p>(一) 箱及びケース</p> <p>(二) (一)に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</p>

六	<p>商品の容器のうち、主として紙製のものであって、次に掲げるもの（四及び五の項に掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 箱及びケース</li> <li>(二) カップ形の容器及びコップ</li> <li>(三) 皿</li> <li>(四) 袋</li> <li>(六) (一) から (四) までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</li> <li>(七) (六) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの</li> <li>(七) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器</li> </ul>
七	<p>商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 瓶</li> <li>(二) (一) に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</li> </ul>
八	<p>商品の容器のうち、主としてプラスチック製のものであって、次に掲げるもの（七の項に掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 箱及びケース</li> <li>(二) 瓶</li> <li>(三) たる及びおけ</li> <li>(四) カップ形の容器及びコップ</li> <li>(五) 皿</li> <li>(六) くぼみを有するシート状の容器</li> <li>(七) チューブ状の容器</li> <li>(八) 袋</li> <li>(九) (一) から (八) までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</li> <li>(十) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの</li> <li>(十一) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器</li> </ul>



九	<p>商品の容器のうち、一から八までの項に掲げるもの以外のものであって、次に掲げるもの</p> <p>(一) 箱及びケース</p> <p>(二) 瓶</p> <p>(三) つぼ及びかめ</p> <p>(四) たる及びおけ</p> <p>(五) カップ形の容器及びコップ</p> <p>(六) 皿</p> <p>(七) チューブ状の容器</p> <p>(八) 袋</p> <p>(九) (一) から (八) までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器</p> <p>(十) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの</p>
---	---

。「分別基準適合物」に該当するか否かの判断の目安

## 1. 法律上の定義及び効果

### (1) 定義

この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が法第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、厚生省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。（法第2条第6項）

### (2) 効果

「分別基準適合物」についてのみ、事業者に再商品化義務が発生する。

## 2. 具体的判断の目安

法律上の定義から直接的に導かれる次の4つの要件を満たす物が「分別基準適合物」に該当。

市町村が、容器包装リサイクル法に基づき市町村分別収集計画を策定し、同計画に従って、分別収集を実施して得られた物のうち、分別基準（厚生省令にて規定）に適合するものであって、

保管施設の設置の基準（主務省令にて規定）に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する保管施設において保管されているもので、

～ の要件を満たせば、有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がない物として主務省令で指定したもの<sup>（注5）</sup>以外のもの。

（注5）主務省令において、主として鋼製の容器包装に係る物、主としてアルミニウム製の容器包装に係る物、主として段ボール製の容器包装に係る物及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製の物を除く。）に係る物が指定されている。

．「特定分別基準適合物」に該当するか否かの判断の目安

## 1．法律上の定義及び効果

### （1）定義

この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。（法第2条第7項）

### （2）効果

「特定分別基準適合物」ごとに、再商品化義務量は算定される。

## 2．具体的判断の目安

分別基準適合物（＝再商品化義務の対象物）を容器包装区分ごとに（容器包装の種類別に、例えば、PETボトル、無色のガラスびん等の別に）分けたものを指す。

具体的には、主務省令にて列挙。それぞれの容器包装が具体的にどの容器包装区分に分類されるかについては、主として何製であるかによることとしており、当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する。

### <具体例>

- ・全体重量が100gの容器包装においてプラスチック部分が60g、紙部分が40gの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100gのプラスチック製容器包装とする。
- ・全体重量が100gの容器包装においてプラスチック部分が30g、紙部分が40g、その他の素材部分が30gの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100gの紙製容器包装とする。

．「特定容器利用事業者」又は「特定容器製造等事業者」に該当するかの判断の目安（「インプラント」に関する判断基準）

## 1．法律上の定義及び効果

### （１）定義

この法律において「製造等」とは、特定容器を製造等する行為（他の者の委託（主務省令で定めるものに限る。）を受けて行う者を除く。）（法第2条第10項第1号、2号及び3号）

### （２）効果

容器包装リサイクル法上の「製造等」に該当すると、特定容器製造等事業者となり、自ら製造等した容器について再商品化の義務が発生する。

## 2．具体的判断の目安

「インプラント」に関する判断基準として次の から に基づいて特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断を行う。

特定容器利用事業者より依頼を受けて、印刷やラミネート等の加工が施されたプラスチックのフィルム若しくはシート又は印刷やラミネート等の加工が施された原紙のロール又はシートを特定容器利用事業者が包材メーカーから購入して利用する場合は、包材メーカー（特定容器利用事業者より依頼を受けた事業者）が特定容器製造等事業者である。

無地のプラスチックのフィルム若しくはシート又は無地の原紙のロール又はシートを包材メーカーが特定容器利用事業者の規格に従い、スリット、裁断等の加工を行い、納入して販売した場合には、包材メーカー（特定容器利用事業者より依頼を受けた事業者）がその特定容器製造等事業者である。

特定容器利用事業者が、無地のプラスチックのフィルム若しくはシート又は無地の原紙のロール又はシートをメーカーより購入し、そのまま使用する場合又は自ら印刷、スリット等を施して利用する場合は、特定容器利用事業者が特定容器製造等事業者である。

### （用語の説明）

インプラント：特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合。  
例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、容器となして商品化している場合を指す。

(参考1)

## プラスチック製容器包装の「プラスチック」の判断について

平成12年4月  
4省庁WG

容器包装リサイクル法上での「プラスチック」の判断は次のとおり。

高分子を必須成分として含み、加工時に流動性を利用して賦形、製品化する材料。

(注) 弾性材料(ゴム)も流動性を利用して賦形するが、プラスチックとは見なさない。

加工時に大きな延伸力を与えて作る繊維は、この定義から外れると考えられるため対象外とする。

塗料、接着剤には賦形の概念がないため対象外とする。

### (考え方)

上記は、現在のJIS K 6900<sub>1994</sub>の定義「必須の構成成分として高重合体を含みかつ完成製品への加工のある段階で流れによって形を与え得る材料であり、同様に流れによって形を与え得る弾性材料はプラスチックとしては考えない。」を意識したもの。

「流動性を利用して賦形する」の意味は、組み立てるのでも固体の変形を利用するものでもなく、材料に熱及び圧力を加えることにより流動状態にして形を与えるもの。

改正前のJIS K 6900<sub>1977</sub>のプラスチックの定義では、「高分子物質(合成樹脂が大部分である)を主原料として人工的に有用な形状に形作られた固体。ただし、繊維、ゴム、塗料、接着剤などは除外される。」と定義されており、従来から繊維、ゴム、塗料、接着剤はプラスチックの定義から除外されている。

具体的なプラスチックの名称は、主たる構成材質がJIS K 6900-1<sub>2000</sub>及びISO 1043-1<sub>1997</sub>に記載されている単一重合体、共重合体、天然高分子、またはそれらの混合体(ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリエチレンテレフタレート、ポリアミド、ポリ塩化ビニリデン、エチレンビニルアルコール、AS樹脂、ABS樹脂、ポリカーボネート等)をいうが、これら以外でも上記のプラスチックの判断に該当するものは対象(生分解性プラスチックも同じ)とする。

プラスチックには、製品等に加工された後も再び加熱することにより形状などを自由に変えることのできる熱可塑性のものと、反応が進むと熱可塑性の状態から不溶不融の状態に硬化してしまう熱硬化性のものがあるが、熱硬化性のものは容器包装には利用されていない。なお、熱硬化性のものはリサイクル手法が限られており、また、その方法も熱可塑性のものとは異なることに留意する必要がある。

### 繊維とは

JIS L 0204(繊維用語)では、繊維の意味を“糸、織物の構成単位で、太さに比してじゅうぶんな長さをもつ、細くてたわみややすいもの”としている。また、合成繊維の意味を“合成高分子化合物から造った繊維”としている。

“合成繊維”の素材は、“プラスチック”と同じ有機高分子重合体であるが、繊維は高分子重合体を溶融し細長く延伸した材料であり、形状は線状(一次元の形状)である。

一方、プラスチックはフィルム、シート又はボトル、キャップなど平面や立体状に成型加工されるため、二次元又は三次元の形状となる。

プラスチックの成型では、ほぼ最終製品の形状となるのに対し、繊維製品は合成繊維を撚って糸とし、それを織って布とし、染色、縫製等の工程を経るため、工程数が多くなる。このように、合成繊維は、加工方法、形状及び最終製品までの工程がプラスチックと明確に異なっている。日本標準商品分類では、合成繊維関係は「14．紡織基礎製品」に入り、プラスチック関係が入る「16．基礎化学製品」とは分類が異なる。また、日本標準産業分類では、合成繊維を織り、編み、不織布等の形態で加工するものは、「14 繊維工業」に入るのに対し、プラスチックを製品に加工する者は「22 プラスチック製品製造業」に入るため、繊維製品はプラスチックには入らない。このように、社会通念上「合成繊維」と「プラスチック製容器包装」は別のものとなっている。

なお、繊維製品は、ウール、綿、麻などの天然繊維を加えたり、他の合成繊維や天然繊維の生地と組み合わせて製品とすることが多いが、これらは廃棄後の分離は困難であり、プラスチック製容器包装と混ざった場合は異物となって、プラスチックのリサイクルを阻害するので注意を要する。

## ゴムとは

ゴムの必須要件は弾性体である。主力の材料は熱硬化性で、架橋反応により弾性体となり、再び形を変える事ができない。有機溶剤には不溶である。

そのほか、“エラストマー”、“熱可塑性ゴム”などがあるが、いずれもゴムの仲間として認知されている（ゴム用語：JIS K 6200）。

個別の製品に係わる、本法上の「プラスチック」か否かの判断は以下のとおり。

プラスチックのフィルム・シートに他の素材である紙や金属箔などを積層した複合材料で、主たる構成材質がプラスチックであるものは対象である。

充填材、強化材、可塑剤など他の素材をブレンドした複合材質も、主たる材質がプラスチックであれば対象である。

プラスチックの部品と他の材質の部品を組み合わせで分離できない複合製品も、主たる材質がプラスチックであれば対象である。

「合成紙」も、プラスチック（ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレートなど）が主たる材質であれば対象である。

「フラットヤーン」という用語が物流部門で定義されている（JIS Z 1533）。これはプラスチックフィルムをスリットし、延伸したもので、これから紐を撚ったり、クロスを編んだりする。繊維加工技術の延長線にあるが、これはプラスチック製品と認識する。

セロハンは、天然パルプ（木材）を溶解してビスコース液という中間体を作り、鏡面の円筒状ロールに流して、凝固させてフィルムとしたもの。セルロース以外にリグニンなどの余分な成分を含むことから、熱で溶解せず「加工時に流動性を利用して賦形する」プラスチックの定義に該当しない。このため、プラスチックには含めない。

不織布はJIS Z 0108（包装用語）で、不織布を“織機を使わずに天然、再生、合成繊維など各種の繊維のウェブを機械的、化学的、熱的、又はそれらの組合せによって処理し、接着剤又は繊維自体の融着力によって構成繊維を互いに接合して作ったシート状の材料”と定義されている。従って、不織布は、“繊維”の範疇であり、プラスチックには該当しない。

。

## 紙製容器包装の「紙」の判断について

平成11年12月  
4省庁WG

容器包装リサイクル法上での「紙」の判断は次のとおり。

「植物繊維を絡み合わせこう(膠)着させて製造したもの。」

(考え方)

- ・ J I Sによる用語定義では、紙(paper)とは、「植物繊維その他の繊維を絡み合わせ、こう(膠)着させて製造したもの。」と規定し、広義では合成紙も含むとしている。
- ・ 一方、容器包装リサイクル法においては、「主として紙製の容器包装」、「主としてプラスチック製の容器包装」を対象とすることとしており、これは法の趣旨として、基本的に素材別にリサイクルをすることを念頭においたものである。
- ・ したがって、「紙」の判断としては、素材として植物繊維で製造されたものを指すことが法の趣旨と考えられ、化学繊維、あるいは、(実際上はほとんど存在しないが)動物繊維、鉱物繊維で製造された「紙」は、対象外とすることが適当である。

したがって、個々の製品に係る、本法上の「紙」か否かの判断は以下のとおり。

非木材紙(わら、こうぞ、みつまた、ケナフ等の非木材からできた紙)

非木材であっても「植物繊維」でできているため、「紙」に該当する。

合成紙(プラスチック製の合成紙)

「紙」ではなく、「プラスチック」に該当する。

セロハン

紙と同様に植物繊維であるパルプを原料としているものの、それらをビスコース化(粘着液化)し、それを化学反応により高分子化するものであり、膠着して作ったものではないことから、「紙」の定義に該当しない。

したがって、再度パルパーに溶かして製紙原料とすることは困難。

また、法令上も「紙」と「セロハン」は別物として扱われていることから、「紙」に該当しない。

ただし、セロハンに各種プラスチック系フィルム等を張り合わせたものであって、当該プラスチックの重量が大きい物は「主としてプラスチック」に該当する。

パルプモールド

植物繊維を絡み合わせ膠着させて製造したパルプモールドは、「紙製」のパルプモールドと判断され、また、実際、紙へのリサイクルも可能である。

しかしながら、植物繊維で製造されていても、主として接着剤や澱粉等により強制的に膠着させたもの(もみがら、木屑、種子粉砕物等を膠着させたもの)は、植物繊維を絡み合わせたものではないことから、紙製のパルプモールドとは判断されず、容器包装リサイクル法の対象外となる。実際、紙へのリサイクルも困難である。

## 段ボールの取り扱いについて

平成11年12月  
4省庁WG

### 1. 背景

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)において、段ボールについては、従来より自治体・子供会等で回収され、問屋で選別され圧縮されたものを製紙メーカーが有償で購入していることから、同法第2条第6項で法の適用除外としたところ。(なお、万一容器包装リサイクル法対象で分別基準適合物の段ボールが有償又は無償で譲渡できない場合に対応できるよう、段ボール関係の製造・利用事業者等の関係団体等が、段ボールに関して「ボランタリー宣言」及び「段ボールリサイクル協議会(仮称)」を設立することとしている。)

このような中、「中しん」、「ライナー」を使用したものについては段ボールとみなされ、容器包装リサイクル法の適用除外になるのではないかとして、一部の企業から、問い合わせや判断を求めて来ていることから、以下の通り、段ボールの取り扱い基準を再確認する。

### 2. 段ボールの取扱い基準

#### (1) 分別基準の運用方針の段ボールの定義

「プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別基準の運用方針」の中の「段ボール製容器包装の分別基準」においては、段ボールを以下のように定義している。

・「段ボール製容器包装を構成する段ボールとは、JISZ0108にその定義があり、波状に成形した板紙(「中しん」といわれる。)の片面又は両面に板紙(「ライナー」といわれる。)を貼り合わせたものをいう。」

#### (2) 段ボールの定義の解釈

上記の通り、段ボールとは、「中しん」と「ライナー」を貼り合わせたものであり、「中しん」だけのものや「ライナー」だけのものは、段ボールとみなされない。

また上記方針に規定する「板紙」とは、JISZ0108の番号2002で規定される板紙のうち、通産省統計分類における「板紙の品種分類表」の「段ボール原紙」を段ボールの板紙に該当するものと解釈し、「紙器用板紙」等に分類される板紙は、段ボールを構成する板紙とは解釈しない。

すなわち、上記に規定する「中しん」とは、JISZ0108の番号2015(中しん原紙)に規定する板紙のうち、段ボール原紙で作られた板紙を指し、また「ライナー」とは、JISZ0108の番号2014(1)(ライナー(1))に規定する板紙のうち段ボール原紙で作られた板紙を指す。

従って、段ボール原紙のライナー(外装用、内装用)と中しん(パルプしん、特しん)から構成されるものが段ボールとみなされる。

ただし、贈答用箱のように、「片面段ボール」(1枚のライナーに波形状に形成した中しん原紙をはり合わせた段ボール(JISZ0108の番号2019))のもう片面にライナーの代わりに、白板紙等の「紙器用板紙」を貼り合わせたものについては、紙と段ボールの複合品とみなし、段ボール原紙と紙器用板紙のそれぞれの重量を量り重い方に分別することとする。

## 段ボールの判断について(具体的事例)

### 1．紙器箱の内側の側面、底板及び側面底板と一体的に利用している段ボール

・紙器箱は、通常紙器用板紙から構成されているが、紙器箱の一部に以下のような形態で段ボールを利用している場合がある。

紙器箱の側面に、薄い紙器用板紙に加え、段ボールで補強しているもの。

紙器箱の底板に紙器用板紙に代えて、段になった時の高さが0.5ミリメートル～1ミリメートルの段ボールを利用しているもの。

紙器用板紙の内側に、段ボールを利用したもの。

このような紙器箱については、それぞれ、段ボールと紙器用板紙が分離可能な場合は、他の多重容器包装の取扱いと同様、消費者はこれらを分離して排出するものと想定し、紙器用板紙の部分のみ再商品化義務が課され、段ボール部分については、再商品化義務は課されない。

一方、段ボールが紙器用板紙と分離できないように製造されている場合は、「段ボールの取り扱いについて」(2)の に基づき判断する。

### 2．紙器箱、缶箱等の仕切材及び緩衝材

チョコレート、クッキー等を入れた箱で、下箱との緩衝、品物の中の仕切・緩衝及び上箱との緩衝の目的で波形に成形した中しんを利用したものがある。

これらの仕切材、緩衝材については、「段ボールの取り扱いについて」(2)の 、 及び に基づき判断する。

すなわち、波形に成形した中しんのみのもものは、その素材が段ボール原紙であっても「段ボールの取り扱いについて」(2)の に基づく解釈から、段ボールではないと解釈される。

また、通常「片面段ボール」と云われる形状の仕切材、緩衝材等については「段ボールの取り扱いについて」(2)の 、 に基づき、素材が「段ボール原紙」か、あるいはそれ以外の「紙器用板紙」や「包装用紙」等であるかで判断する。

したがってその素材が紙器用板紙や包装用紙等であれば、これらの仕切材、緩衝材については再商品化義務が課せられる。

### 3．蜂の巣(ハニカム)状に使用された緩衝材等

段ボールは通常波形に成形した中しんと言われる波状のもの山の部分にライナーを貼り合わせたものであるが、一部に波形に成形した中しんを細く切断して、段頂部どうしを貼り合わせて積み重ねて蜂の巣状にしたものに、通常の山と谷の部分とは異なり、その横側にライナーを張り合わせたものである。

このような緩衝材については、貼り合わせ方法が山と谷の部分ではないものの、「中しん」の両面に「ライナー」を貼り合わせたものであることから、これらが段ボール原紙を素材としている限り、段ボールであると解釈される。

(ここで、中しんの「面」とは波の山と谷の部分だけではなく、切りあわせた横の部分も含むものと解釈される)

なお、その素材が段ボール原紙以外の場合は「段ボールの取り扱いについて」(2)の 、 に基づき判断する。



## 第4章 委託・受託関係にある場合の義務対象者について

本法は、容器を利用する者（特定容器利用事業者）、容器を製造等する者（特定容器製造等事業者）、包装を利用する者（特定包装利用事業者）に対して分別基準適合物の再商品化義務を課しているが、法第2条第9項及び同条第10項の規定により当該利用・製造等の行為が他者からの委託（主務省令で定めるものに限る。）によって行われている場合には、原則としてその委託者に再商品化義務が課されることとなっている。

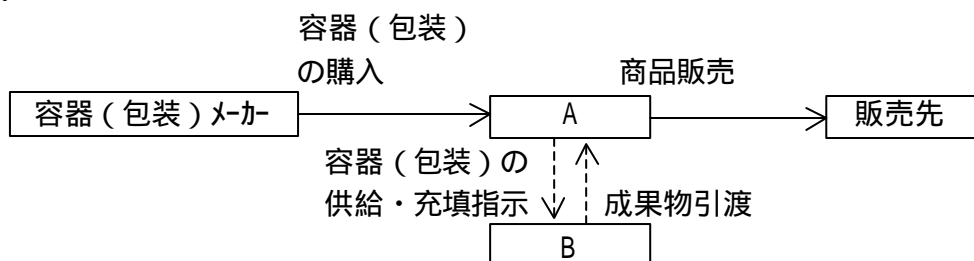
これは、実質的に容器包装を決定し、実質的に容器包装を用いている者を義務者とする趣旨であり、主務省令において、容器包装の使用量、リサイクルの容易さ、リサイクルに要するコスト等を実質的に決定することとなる容器包装の素材（例：ガラス製、PET製の別）、構造（例：複合材か否かの別、容器包装の肉厚）、自己の商標の使用等の要素を指示した者を義務者とする。

### 1. 「用いる」に係る委託（法第2条第9項）

その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為のうち他の者の委託（主務省令で定めるものに限る。）を受けて行うものは、原則として、再商品化義務の対象から除かれる。具体的には、委託関係にある場合の義務対象者を以下のとおり整理する。

(1) AがBに対し当該商品（中身）を容器包装に充填する行為のみを委託するケース。[充填委託]

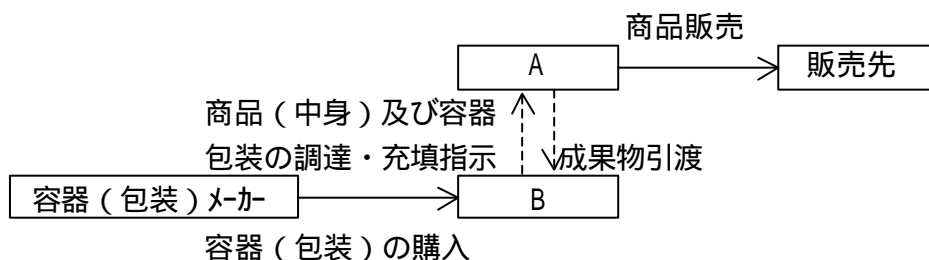
(例)



この場合、Bは、充填する行為のみを受託するわけであり、容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者は常にAとなるため、Aを特定容器（包装）利用事業者とする。

(2) AがBに対し当該商品（中身）及び容器包装を調達し、容器包装に充填する行為を委託し、さらに内容物が充填された商品をAに引き渡すケース。[プライベートブランド等]

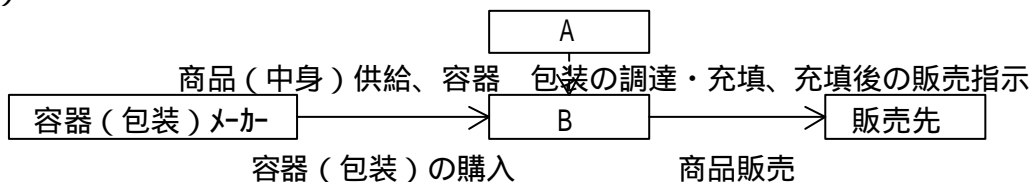
(例)



この場合、容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者は、A，Bいずれの場合もあり得るが、原則Aを義務者とする。具体的には、Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを特定容器（包装）利用事業者とする。

(3) AがBに対し当該商品（中身）を容器包装に充填し、さらにそれを販売する行為を委託するケース。[販売委託]

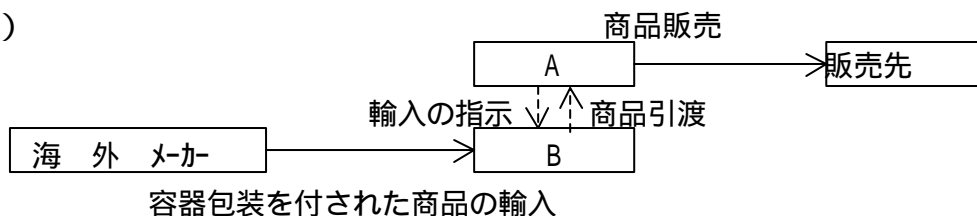
(例)



容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者はA，Bいずれの場合もあり得るが、原則Aを義務者とする。具体的には、Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBが特定容器（包装）利用事業者とする。

(4) AがBに対し容器包装を付された商品の輸入を委託するケース。[輸入委託]

(例)



輸入する商品について容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者は、A，Bいずれの場合も考えられるが、原則Aを義務者とする。具体的には、Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを特定容器（包装）利用事業者とする。

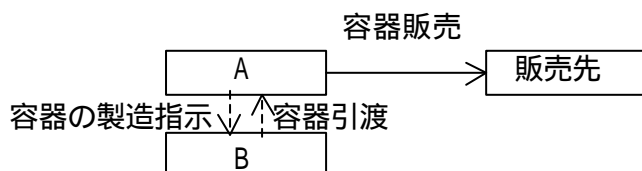
## 2. 「製造等」に係る委託（法第2条第10項）

特定容器を製造等する行為のうち他の者の委託（主務省令で定めるものに限る。）を受けて行うものは、原則として、再商品化義務の対象から除かれる。

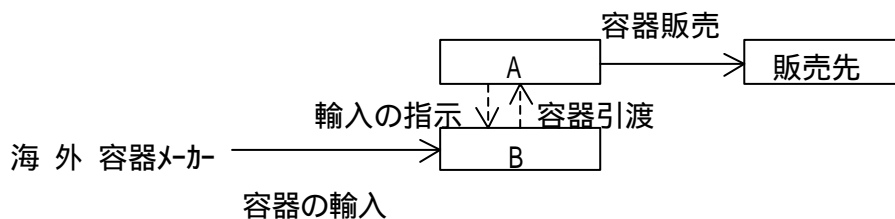
なお、特定容器利用事業者が容器製造メーカーに対して特定容器の製造を委託した場合には、以下に示すとおり、受託者たる特定容器を製造する事業者を特定容器製造等事業者とする。

(1) A（特定容器利用事業者以外）がBに対し特定容器の製造又は輸入を委託するケース。

（製造の例）



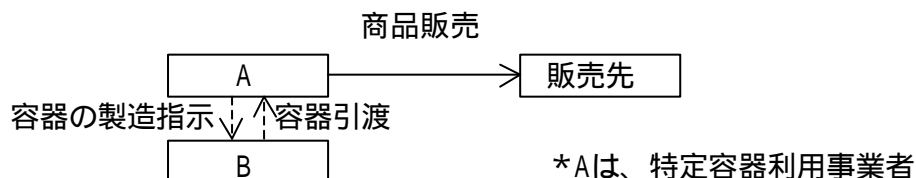
（輸入の例）



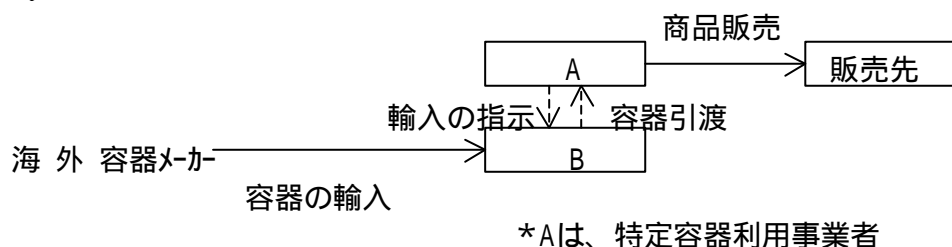
この場合、特定容器を実質的に決定し、実質的に製造等した者はA，Bいずれの場合も考えられるが、原則Aを義務者とする。具体的には、Aが当該容器の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを特定容器製造等事業者とする。

(2) A (特定容器利用事業者) がBに対し特定容器の製造又は輸入を委託するケース。

(製造の例)



(輸入の例)



特定容器製造等事業者が技術的側面から容器の素材、構造等に係る詳細な要素を決定する者であることにかんがみ本法の再商品化義務者としたことを踏まえ、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者との義務量の按分比率は販売見込額を基礎とした比率によることとした本法の趣旨に照らし、特定容器利用事業者(A)からの容器の製造についての指示の有無、程度等を問わず、常に容器製造メーカー(B)を特定容器製造等事業者とする。

## 第5章 特定事業者の再商品化義務量の算定の仕組み

### 1. 分別収集計画量、再商品化可能量及び再商品化義務総量

特定事業者が負担すべき再商品化義務総量は、分別収集計画量及び再商品化可能量に基づいて主務省庁により算出され、それぞれの特定事業者は、業種、容器や包装の種類、また使用量や製造量に応じて再商品化義務量を算出する。

分別収集計画量及び再商品化可能量は、3年毎に主務大臣によって告示される分別収集5カ年計画と再商品化5カ年計画で定められる。再商品化義務総量は、各年度の分別収集計画量もしくは再商品化可能量のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量に、再商品化義務適用除外事業者分を考慮し算出され、毎年、主務大臣により公表される。

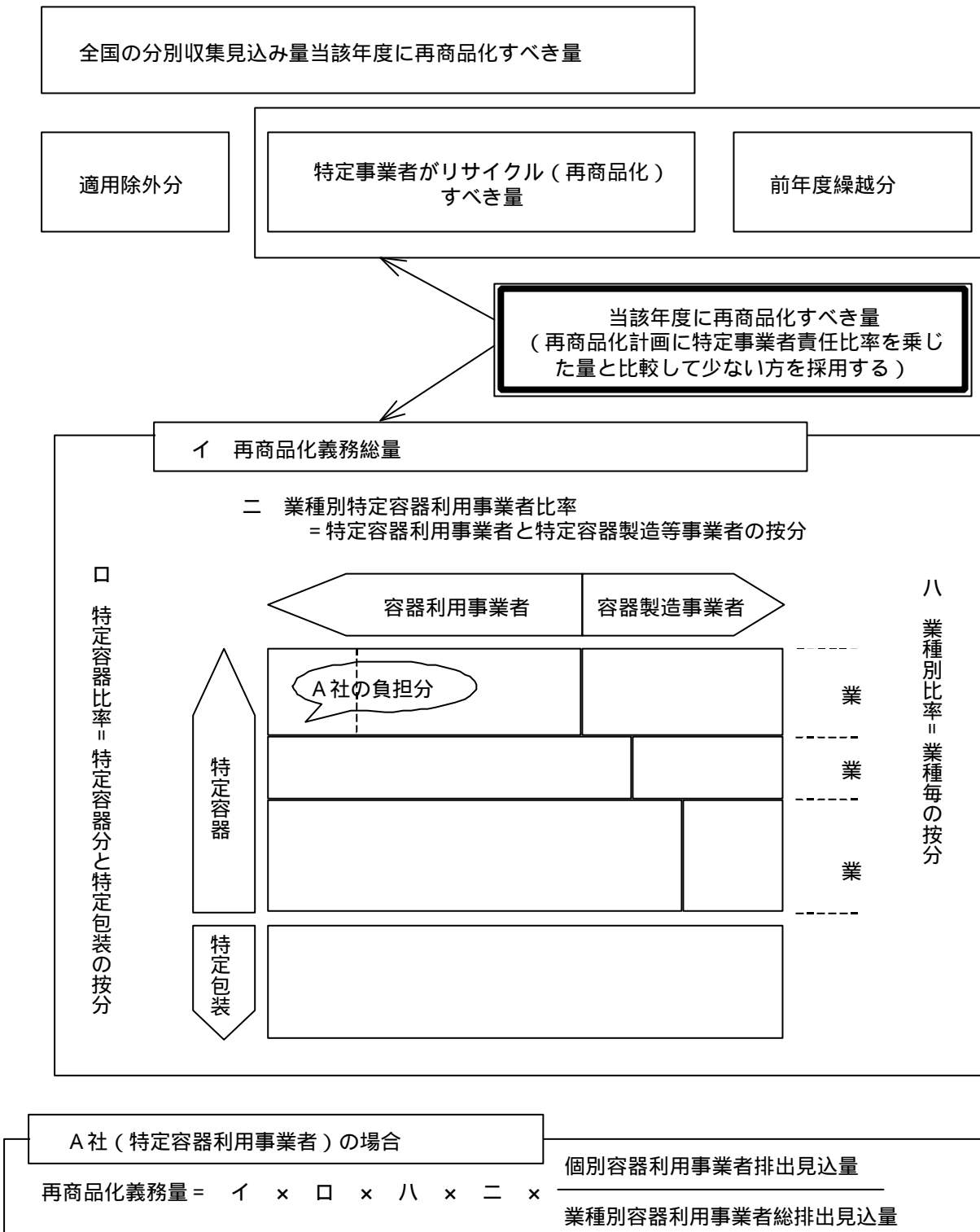
なお、前年度再商品化義務量のうち前年度末までに再商品化されなかった場合、当該年度に再商品化すべき量として算出された量と前年度に再商品化されなかった量（特定事業者負担分）を合算した量を、当該年度の再商品化義務総量とする。

《再商品化義務総量（平成15年度）》

特定分別基準適合物	H15年度の分別収集見込総量 (ア) 千トン	H15年度の再商品化可能量 (イ) 千トン	(ア)(イ)のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量 千トン	特定事業者責任比率 %	H15年度の再商品化義務総量 万kg
ガラスびん (無色)	431	270	270	90	24,300
ガラスびん (茶色)	372	200	200	82	16,400
ガラスびん (その他色)	197	160	160	88	14,080
PETボトル	214	292	214	100	21,400
紙製容器包装	148	313	71	92	6,532
プラスチック製容器包装	487	591	487	91	44,317

分別収集見込量から、環境省が調査した市町村独自処理（77千トン）を差し引いた量

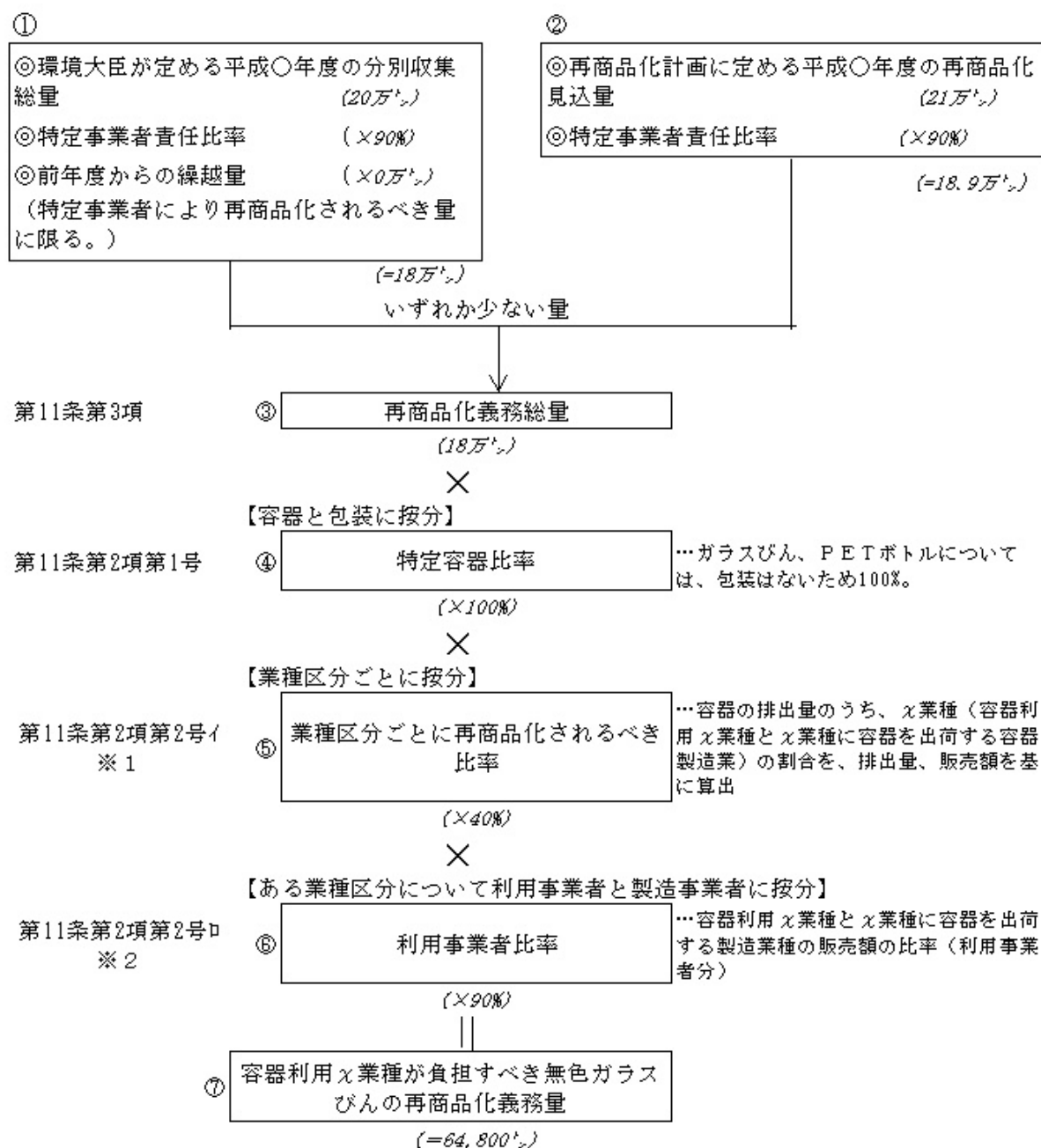
## 2. 再商品化義務量の算出モデル



### 3. 業種区分ごとの再商品化義務量の算定【第一段階】

業種の区分ごとの再商品化義務量は、各年度ごとに以下のように算定される。

(以下、モデルケースとして、平成〇年度において、 $\alpha$ という特定容器利用事業の業種が負うべき特定分別基準適合物(無色のガラスびん等)についての再商品化義務量を算出。なお、数値はいずれも説明の便宜のためのものである。)



※1：排出量は販売額の比率で補正

※2：容器製造事業者については、⑥が(1-⑥)の比率に置き換わる。

4 . 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等【第二段階】

(1) 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定方法

個々の特定事業者は、業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が公表）に、以下の比率（B / C）を乗じることにより、自ら、再商品化義務量を算定する。

[主務省令で定める方法により個々の特定事業者が算定]	
個々の特定事業者の再商品化義務量 =	$  \begin{array}{c}  \text{業種ごとの再商品化義務量} \\  (A) \uparrow \text{ <表 6>} \\  \text{[主務大臣の公表数値により算定可]}  \end{array}  \times  \frac{  \begin{array}{c}  \text{個々の特定事業者の} \\  \text{容器包装廃棄物の排出見込量 (B)}  \end{array}  }{  \begin{array}{c}  \text{当該業種全体の} \\  \text{容器包装廃棄物の排出見込量 (C)} \\  \uparrow \text{ <表 8>} \\  \text{[主務大臣が公表]}  \end{array}  }  $

(2) 個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）

個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量(B)は、自主算定方式、簡易算定方式（自主算定方式ができない場合に限る。）、の2通りの算定方法を主務省令で定め、個々の特定事業者が自ら算出する。

**自主算定方式**  
 自主算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量から、  
 a . 自ら回収する量等  
 b . その他容器包装廃棄物として排出されない量を差し引いた量を排出見込量（B）とする。

( B ) =	$  \begin{array}{c}  \text{当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量} \\  \text{[個々の特定事業者が算定]}  \end{array}  -  \left[  \begin{array}{c}  \text{当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量} \\  \text{[個々の特定事業者が算定]}  \end{array}  +  \begin{array}{c}  \text{その他容器包装廃棄物として排出されない量} \\  \text{[個々の特定事業者が算定]}  \end{array}  \right]  $
---------	---

**簡易算定方式**  
 簡易算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量に、容器包装廃棄物比率（ ）を乗じた量を(B)とする。

( B ) =	$  \begin{array}{c}  \text{当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量} \\  \text{[個々の特定事業者が算定]}  \end{array}  \times  \text{容器包装廃棄物比率 ( )} \quad \text{<表 7>}  $
---------	---



ア) 適用除外事業者を含めた特定容器と特定包装の排出量の比率で按分 (A : B)

ウ) 適用除外事業者を含めた、特定容器を用いる事業者と製造等する事業者の販売額の比率で、該当する業種部分の面積を按分。

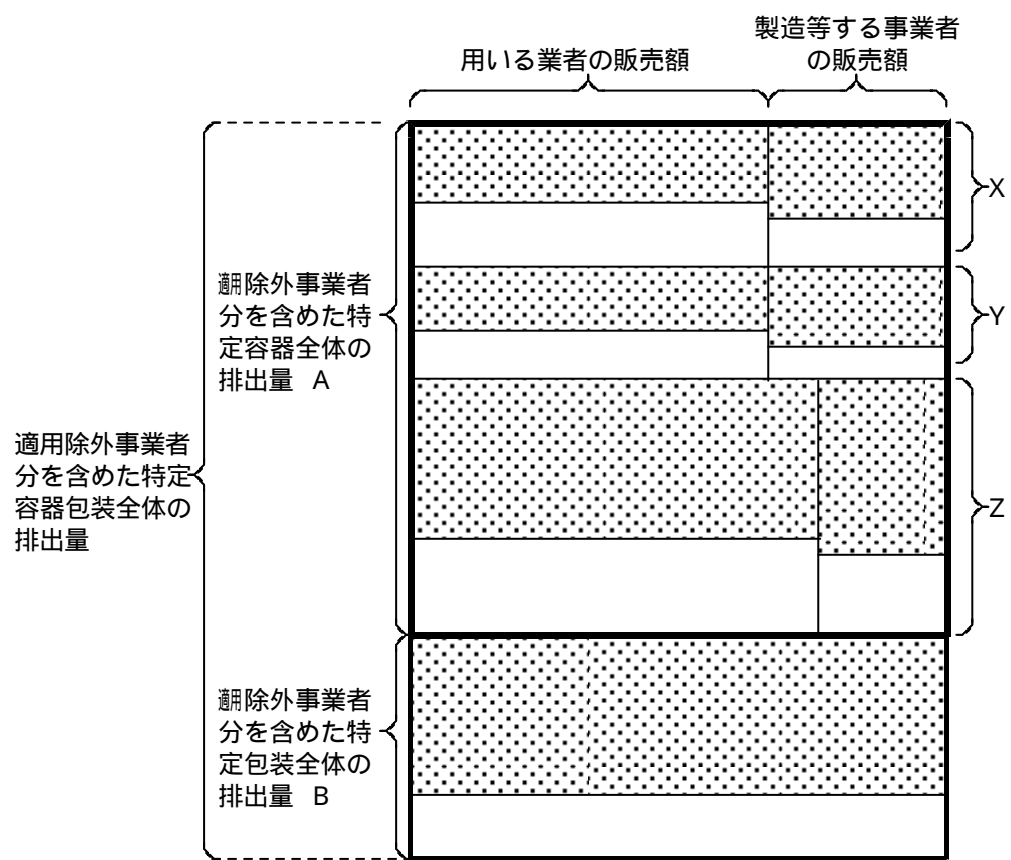
エ) 区分けされた各セル毎に排出見込量の比率で、適用除外事業者分と特定事業者分(網かけ部分)とに按分。

キ) 特定容器に係わる業種ごとに、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者に係わる網かけ部分の比率で按分。

イ) 適用除外事業者分を含めた特定容器の排出量の比率で、特定容器に係わる部分(太線枠)を按分。(X : Y : Z)

オ) 全体面積のうち、網かけ部分の占める比率

ク) 特定容器に係わる面積を1とした時の業種別比率



特定事業者責任比率

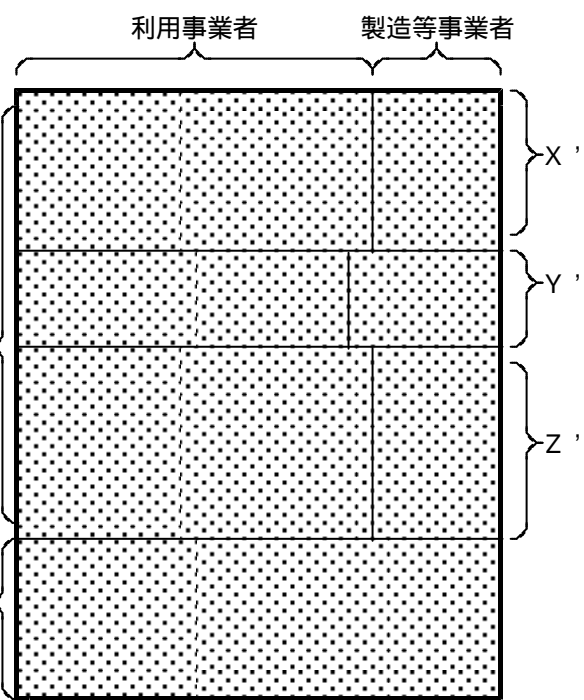
カ) 右図の全体面積のうち特定容器に係わる部分の面積の比率 (A' : B')

特定容器比率

特定容器に係わる比率 A'  
特定包装に係わる比率 B'

特定容器利用事業者比率

業種別比率



特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出手順

## 特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定 のためのガイドライン

平成9年4月(改正:平成11年3月5日)

### 趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)に規定する特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者(以下、「特定事業者」という。)は、法第11条~第13条の規定により、再商品化義務量を年度ごとに自ら算定し、当該量の再商品化をしなければならない。

このガイドラインは、法に基づき特定事業者が排出見込量を算定するための具体的な方法を示すものである。

### 排出見込量の算定方法

特定事業者がある年度における再商品化義務量を算定しようとするときは、容器包装区分ごと、業種ごと(注)の排出見込量を以下の自主算定方式又は簡易算定方式により算定する必要がある。

なお、法第18条の認定(自主回収の認定)を受けた事業者は、当該認定に係る特定容器[又は包装]については再商品化義務が生じないため、当該認定に係る特定容器[又は包装]の排出見込量を算定する必要はない。

また、特定容器を用いた商品を輸入している事業者の場合には、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の双方の義務を負うため、          及び          の方法により、特定容器利用事業者としての排出見込量及び特定容器製造等事業者としての排出見込量をそれぞれ算定しなければならない。

注:「業種ごと」とは、特定容器[又は包装]の利用事業者については特定容器[又は包装]が利用される事業の属する業種ごと、特定容器製造等事業者については特定容器の販売対象業種ごとという意味であり、ある事業者の行なう「主たる業種ごと」という意味ではない。

例えば、

ア) いわゆる食品メーカーが食料品と医薬品の両方の製造を行っている場合には、食料品製造業だけでなく、食料品製造業と医薬品製造業の双方の排出見込量を算定し、再商品化義務量をそれぞれの業種ごとに算定することとなる。

イ) いわゆる機械メーカーが副業で食料品の製造を行っている場合には、機械製造業としてではなく、食料品製造業として排出見込量を算定し、再商品化義務量を算定することとなる。

ウ) いわゆるスーパーマーケットがプライベートブランドとして清涼飲料の製造を行わせている場合には、清涼飲料製造業として排出見込量を算定し、再商品化義務量を算定することとなる。

エ) いわゆる容器メーカーが特定容器を清涼飲料製造業である事業者に販売している場合には、清涼飲料製造業に係る特定容器製造等事業者として排出見込量を算定し、再商品化義務量を算定することとなる。

オ) 食料品の卸売業者が容器に入れられ、かつ包装された食料品を輸入している場合には、卸売業としてではなく食料品製造業として、容器と包装の排出見込量を算定し、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者としての再商品化義務量を算定することとなる。

## 1. 自主算定方式

### (1) 特定容器[又は包装]利用事業者の場合

排出見込量 (kg)	=	当該業種において 販売する商品に用 いた特定容器[又 は包装]の量(kg)	-	自ら又は他者 への委託によ り回収した特 定容器[又は 包装]の量(kg)	+	(B)以外に容 器包装廃棄物と して排出されな い量(kg)

### (2) 特定容器製造等事業者の場合

排出見込量 (kg)	=	製造等をして当該 業種において用い られた特定容器の 量(kg)	-	自ら又は他者 への委託によ り回収した特 定容器の量 (kg)	+	(B)以外に容 器包装廃棄物と して排出されな い量(kg)

## 2. 簡易算定方式

自主算定方式による算定ができない場合には、以下の式により算定することができる。

### (1) 特定容器[又は包装]利用事業者の場合

排出見込量 (kg)	=	当該業種において 販売する商品に用 いた特定容器[又 は包装]の量(kg)	×	容器包装廃棄物比率(%)

### (2) 特定容器製造等事業者の場合

排出見込量 (kg)	=	製造等をして当該 業種において用い られた特定容器の 量(kg)	×	容器包装廃棄物比率(%)

上記の算定方法における右辺の(A)~(C)は、原則として以下の . の 1. ~ 3. の 1. ~ 3. により求めた各量を用い、(D)は . の 4. の 4. の比率を用いることとする。

## . 特定容器[又は包装]利用事業者の排出見込量の算定方法

### 1. 当該業種において販売する商品に用いた特定容器[又は包装]の量(A)

本量は、特定容器[又は包装]の種類ごと(注)に、特定容器[又は包装]の1個[枚]当たりの重量及び当該特定容器[又は包装]を用いた商品の販売した個数を求め、次の式により求められる量を、当該業種において用いるすべての種類の特定容器[又は包装]について、容器包装区分ごとに合算することにより求めることができる。

特定容器[又は包装]の1個[枚]当たり重量(g) × 当該特定容器[又は包装]を用いた商品の販売した個数(本邦から輸出される商品の個数を除く。)

注:「特定容器[又は包装]の種類ごと」とは、容器包装区分、用いられる業種、容量[又は面積]、形状等により可能な限り細分化されたものを指す。

なお、おおむね同一とみなせる(注)複数の種類の特定容器[又は包装]を用いる場合には、これらの重量の平均値及びこれらを用いた商品の販売した総数を用いて算出してもよい。

注:「おおむね同一とみなせる」とは、特定容器[又は包装]の容器包装区分が同じであり、容量[又は面積]・形状等がほぼ同一で重量の差がほとんど認められないことを指す。

例: 商品の種類 清涼飲料A (特定容器の種類 ア)無色50ml イ)無色250ml ウ)茶色500ml  
ア) 50ml = 51.1g (販売量10万本)  
イ) 250ml = 221.4g (販売量2万本)  
ウ) 500ml = 351.5g (販売量1万本)  
の場合、それぞれ特定容器の種類ごとに重量を算定し、容器包装区分ごとに合算する。

(無色のガラスびん)

清涼飲料製造業  $51g \times 100,000本 + 221g \times 20,000本 = 9,520kg$

(茶色のガラスびん)

清涼飲料製造業  $352g \times 10,000本 = 3,520kg$

### (1) 特定容器[又は包装]の1個[枚]当たりの重量

特定容器[又は包装]の1個[枚]当たりの重量は、複数の特定容器[又は包装]の重量を実測(おおむね10個[枚]以上)し、その平均値をグラム単位(小数点以下第1位を四捨五入する)で求めたものを用いる。ただし、整数1桁以下の場合は、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とする。また、当該特定容器包装と取手等が一体となっており、分離が困難な場合には、これらを含めた重量とする。

例: 123.5g 12.5g 1.15g 0.125g 0.0125g  
124g 13g 1.2g 0.13g 0.013g

当該特定容器[又は包装]を出荷した際の重量に関する品質管理のデータ等を用いることができる場合には、当該データを使用することもできるが、その場合には に準じて算定する。

おおむね同一とみなせる複数の種類の特定容器[又は包装]を用いており、それらの販売した個[枚]数をまとめることが可能な場合には、重量を実測(おおむね10個[枚]以上)してその平均値を使用することもできるが、その場合には 、 に準じて算定する。

特定容器[又は包装]1個[枚]当たりの重量に代わり、商品1ロット(1ダース等、出荷時の箱詰め等の単位)当たりの特定容器[又は包装]の重量を使用することが出来る場合は、1個[枚]当たりの重量でなく、この方法により算定する。その場合には 、 及び に準じて算定する。

～ による他、その容器[又は包装]を製造する基となる原材料数量・重量（例えば、巻取り材料の数量・重量）の理論値又は仕上げ歩合実績等から求めてもよい。その場合には ～ に準じて算定する。

このガイドラインが改正された年度において、従前のガイドラインに基づいてなされた記録はその年度分について有効とする。

## (2) 当該特定容器[又は包装]を用いた商品の販売した個数

商品の販売した個数が確定している直近の事業年度（注）の実績値を用いる。

新たに商品に特定容器[又は包装]を用いる初年度の場合（ある業種で、ある容器包装区分に属する特定容器[又は包装]を全く用いていなかったが、新たに用いることを開始する場合）又は特定容器[又は包装]を用いることを終了する年度の場合（ある業種で、ある容器包装区分に属する特定容器[又は包装]を全く使用しなくなる場合）には、当該商品の販売計画又は生産計画等に基づき、販売する商品の個数を推計する。

また、初年度の次年度の場合（以下「第二年度」という。）又は初年度の次々年度であって第二年度の3月末日までに第二年度の販売個数が確定していない場合は、初年度において販売した個数を初年度に当該商品を販売した月数で除して得た個数に12を乗じて得た個数を用いる。

注：直近の事業年度とは、再商品化義務量を算定しようとする年度の前事業年度のこと。（個人の場合は、前年の1月1日から12月31日）

ただし、以下の時点までに前事業年度の実績値が確定していない場合には前々事業年度の実績値を用いる。

ア) 指定法人に再商品化を委託する場合には、再商品化契約の締結期限（前年度の3月末日）

イ) 再商品化の認定（法第15条の認定）の申請を行う場合には申請期限（前年度の1月末日）

ウ) 再商品化の認定を受けて再商品化を開始した年度の次年度以降は前年度の3月末日

例：ア) 酒類製造業において全くペットボトルを利用していなかったが、ペットボトルを商品に用いることを新たに開始する年度（ここでいう年度とは再商品化義務量を算定しようとする年度のこと）は、その年度における当該商品の販売計画又は生産計画等に基づき、販売する商品の個数を推計する。

イ) 酒類製造業においてペットボトルを商品に用いていたが、酒類製造業におけるペットボトルの利用を全て終了する年度は、その年度における当該商品の販売計画又は生産計画等に基づき、販売する商品の個数を推計する。

ウ) 酒類製造業においてペットボトルを用いることを開始して2年度目の場合は、初年度に販売した個数を初年度に販売した月数で除して得た個数に、12を乗じて得た個数を用いる。

特定容器[又は包装]1個[枚]当たりの重量の代わりに、商品1ロット（1ダース等、出荷時の箱詰め等の単位）当たりの特定容器[又は包装]の重量を使用する場合には、商品の販売した個数に代えてロット数（ダース数等）とする。

特定容器[又は包装]1個[枚]当たりの重量の代わりに、その容器[又は包装]を製造する基となる原材料数量・重量（例えば、巻取り材料の数量・重量）を使用する場合には、その数量・重量とする。

## 2. 自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]の量（B）

(自主算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。)

自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]の量(以下、「回収量」という。)は、直近の事業年度の実績値(注)を用いる。

なお、算定を行う事業者が法第18条の認定(自主回収の認定)を受けた場合には、認定を受けた特定容器[又は包装]の回収量は含めない。

注：ア)新たに回収を行う初年度の場合(ある業種で、ある容器包装区分に属する特定容器[又は包装]を全く回収していなかったが、新たに回収を開始する場合)又は特定容器[又は包装]の回収を終了する年度の場合(ある業種で、ある容器包装区分に属する特定容器[又は包装]を全く回収しなくなる場合)には、適切な方法(合理的な根拠に基づく合理的な算定又は推計方法)により推計が可能な場合に限り当該年度に回収する見込量を用いてよい。

なお、適切な方法により見込量を得ることができない場合には、当該回収量を見込まず自主算定方式により算定を行うか、又は簡易算定方式により排出見込量の算定を行う。

この場合の、適切な方法により見込量を得ることができるケースは当面次の3類型に限定する。

- a. 回収する特定容器[又は包装]の種類、回収方法、回収地点及び持ち込みを行う消費者数などの条件がほぼ同様の事例があり、過去5年以内の実績値をもとに推計できる場合
- b. 商品の購入者が特定されており、訪問等により直接かつ個別に回収する当該特定容器[又は包装]の量が推計できる場合
- c. その他回収手段、回収量の算定方法が合理的であり、当該回収量の見込量が把握できる場合

イ)初年度の次年度(以下「第二年度」という。)の場合には、初年度において回収した量を初年度において回収した月数又は回数で除して得た量に1.2又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量を回収量とする。初年度の次々年度であって第二年度の3月末日までに第二年度に回収したものの量が確定していない場合には、初年度において回収した量を初年度において回収した月数又は回数で除して得た量に1.2又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量を回収量とする。

この際、以下の点に留意する必要がある。

回収量は、原則として当該業種において用いる特定容器[又は包装]と同じ容器包装区分に属する特定容器[又は包装]であり、同じ業種において用いられたものの量(注)とする。

(他の特定容器[又は包装]の利用事業者が商品に用いたものでもよい。)

しかしながら、他の業種において用いられたものが混入し、業種ごとの量の把握が困難である場合には、実際に回収した総量を、業種ごとの販売した商品に用いた特定容器[又は包装]の量の比率で按分して業種ごとの回収量とすることができる。

注：ア)市町村が収集を行った特定容器が再商品化されて、ガラスびんがカレットとなったもの又はペットボトルがフレーク等になったものの量を除く。

イ)カレット又はフレーク等の形態のものを回収する場合には、当該カレット又はフレーク等がガラスびん又はペットボトルからのものであることが確認できるものに限る。

例：ア）販売する商品に茶色のガラスびんを用いていない場合は、回収量に茶色のガラスびんの量を含めることはできない。（同じ容器包装区分に属する特定容器でないため）

イ）清涼飲料製造業において用いたペットボトルを店頭回収した際、自らの商品に用いていないペットボトル（例えば、他の特定容器利用事業者が他の業種において用いたペットボトル）が混入した場合でも、それを回収量に含めることができる。

ウ）無色のガラスびんを清涼飲料製造業及び酒類製造業で用いており、自ら又は他者への委託により回収した無色のガラスびんの量が（どの業種で使用されたものであるか不明なもの）50 tである場合には、清涼飲料製造業で用いた無色のガラスびんの量（80 t）と酒類製造業で用いた無色のガラスびんの量（20 t）の比率で回収量を按分して、それぞれ清涼飲料製造業、酒類製造業としての回収量とする。

・清涼飲料製造業としての無色のガラスびんの回収量

$$50 \text{ t} \times 80 \text{ t} / (80 \text{ t} + 20 \text{ t}) = 40 \text{ t}$$

・酒類製造業としての無色のガラスびんの回収量

$$50 \text{ t} \times 20 \text{ t} / (80 \text{ t} + 20 \text{ t}) = 10 \text{ t}$$

自らの商品に用いた特定容器[又は包装]であっても、自らの委託によらない第三者が回収した量は、回収量とはならない。

例：清涼飲料製造業においてペットボトルを用いて清涼飲料を販売している場合、第三者であるスーパー等により自らの商品に用いたペットボトルが回収されたとしても、その量を回収量とすることはできない。

自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]であっても、その後、市町村により分別収集され分別基準適合物となる量は、回収量に含めることはできない。

例：特定事業者が回収した特定容器[又は包装]を市町村が収集し、保管施設において保管されて分別基準適合物となったものは、回収量とすることはできない。

自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]であっても、その後、市町村により分別等を行い売却、再商品化又は埋立等により最終処分をされた量は回収量に含めることはできない。

例：特定事業者が回収した特定容器[又は包装]を市町村が焼却又は埋立した場合には、回収量とすることはできない。

当該年度の容器包装区分ごとの特定容器[又は包装]の回収量が自らの商品に用いた容器包装区分ごとの特定容器[又は包装]の量を超過する場合であっても、超過した量を、当該年度の次年度の排出見込量から控除することはできない。

他の特定容器[又は包装]の利用事業者から委託を受けて回収を行った場合には、当該回収した量を自らの回収量とすることはできない。

しかし、複数の特定容器[又は包装]の利用事業者が、相互に役割分担を行い、実質的に共同で回収を行った場合には、回収した量を特定容器[又は包装]の利用事業者間で取り決めた方法で按分し、それぞれの回収量とすることができる。

例：ア）特定容器利用事業者Aが茶色のガラスびんの回収を特定容器利用事業者Bに委託した場合には、Bが当該委託により回収した量はAの回収量となるため、Bの回収量とすることはできない。

イ）特定容器利用事業者Aと特定容器利用事業者Bがペットボトルの収集・運搬等を役割分担して共同で回収した場合には、共同で回収したペットボトルの量（10 t）を、AとBで按分（例えばA = 7 t、B = 3 t）してそれぞれの回収量とする。

特定容器製造等事業者と実質的に共同で回収を行った場合には、回収した量をそれぞれの回収量とすることができる。(ただし、特定容器製造等事業者の回収量の算定方法は . の 2 . の を参照)

例：特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の2者が共同で100tの特定容器を回収した場合には、それぞれ100tを回収量とする。

自ら販売した特定容器[又は包装]を用いた商品を回収した場合には、回収した特定容器[又は包装]の量を回収量とすることができる。

例：特定容器利用事業者Aが小売業者Bから、販売できなかった茶色のガラスびんを用いた商品を回収した場合には、AがBから回収した量をAの回収量とする。

### 3.(B)(自ら又は他者への委託により回収したもの)以外に容器包装廃棄物として排出されない量(C)

(自主算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。)

本量は、事業活動に伴って費消された商品に用いられた特定容器[又は包装]の量と定められている。

本量を算出するにあたっては、事業系に出荷された特定容器[又は包装]であっても、市町村により収集されて容器包装廃棄物となるものは、「容器包装廃棄物として排出されない量」に含めるべきではない。

しかし、「事業系に出荷された特定容器[又は包装]であっても、市町村により収集されて容器包装廃棄物となるものの量」を正確に把握することは困難である。

このため、「容器包装廃棄物として排出されない量」については、告示で「事業活動に伴って費消された商品に用いられた特定容器[又は包装]の量」と定めて算出することとしている。

例えば、ある商品に用いられた特定容器[又は包装]の量と当該商品のうち事業所等に販売された比率等を用いて以下の式で得られる量を当該業種で販売したすべての種類の商品について合算することにより算出することができる。

#### (1) 当該特定容器[又は包装]について、自ら又は他者への委託により回収していない場合

ある商品に用いた特定容器[又は包装]の量(kg)	×	当該商品のうち事業所等に販売された比率(注)(%)
--------------------------	---	---------------------------

#### (2) 当該特定容器[又は包装]について、自ら又は他者への委託により回収している場合

ある商品に用いた特定容器[又は包装]の量(kg)	×	当該商品のうち事業所等に販売された比率(%)	-	事業所等に販売した商品に用いた特定容器[又は包装]のうち、自ら又は他者への委託により回収したものの量(kg)
--------------------------	---	------------------------	---	--



注：ア)「当該商品のうち事業所等に販売された比率」とは、販売した商品のうち事業所等において消費されることになるものの占める比率のことをいう。

イ)「当該商品のうち事業所等に販売された比率」を用いた当該量の算定方法は、以下のものが考えられる。

各事業者が行った消費形態に関する調査結果等を基に、商品の種類ごとに積み上げた比率を利用する場合

例：a) Aが販売している無色のガラスびんを用いた商品のうち、商品「甲」のみは業務用として販売されており、一般消費者が購入することがない場合

「甲」の事業所等に販売された比率を100%とする。

$$\begin{array}{l} \text{甲に用いた特} \times \text{「甲」の事業所等に販売された} = 100,000 \text{ kg} \\ \text{定容器の量} \quad \text{比率} (= 100\%) \\ (100 \text{ t}) \end{array}$$

となり、商品「甲」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は100,000 kgとなる。

b) Bが販売している茶色のガラスびんを用いた商品のうち、商品「乙」の小売店からの消費動向をBが調査したところ、事業所(飲食店)に20%が納入されているというデータが得られた場合

「乙」の事業所等に販売された比率を20%とする。

$$\begin{array}{l} \text{乙に用いた特} \times \text{「乙」の事業所等に販売} = 20,000 \text{ kg} \\ \text{定容器の量} \quad \text{された比率} (= 20\%) \\ (100 \text{ t}) \end{array}$$

となり、商品「乙」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は20,000 kgとなる。

行政機関等が実施した実態調査による商品又は特定容器[又は包装]の種類別の業務用比率を利用する場合

例：a) Aが無色のガラスびんを用いて商品「甲」(例えばウイスキーの銘柄)を販売しており、関係省庁、酒類販売業界、民間調査機関等の信頼できる調査においてウイスキーの業務用販売比率が30%であるという結果が出ている場合

「甲」の事業所等に販売された比率を30%とする。

$$\begin{array}{l} \text{甲に用いた特} \times \text{「甲」の事業所等に販売} = 30,000 \text{ kg} \\ \text{定容器の量} \quad \text{された比率} (= 30\%) \\ (100 \text{ t}) \end{array}$$

となり、商品「甲」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は30,000 kgとなる。

4. 容器包装廃棄物排出比率（D）

（簡易算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

（B）及び（C）の量を算定することができない場合には、業種ごとに、（A）の量に下表の容器包装廃棄物排出比率を乗じた量を、排出見込量とみなすことができる。

注）容器包装廃棄物排出比率は、国によって毎年度定められます。

[平成15年度]

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他色		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	85 (85)	100 (100)	90 (90)	100 (100)	100 (95)	100 (100)	85 (90)	100 (100)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	65 (70)	95 (100)	55 (55)	100 (100)	75 (80)	100 (100)	85 (85)	100 (100)
3. 酒類製造業	70 (70)	95 (100)	40 (45)	85 (85)	65 (70)	90 (90)	85 (90)	100 (100)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	50 (35)	95 (70)	70 (60)	100 (70)	70 (45)	100 (75)	/	/
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	95 (100)	100 (100)	/	/
7. 小売業	/	/	/	/	/	/	/	/
8. その他の事業	85 (80)	100 (95)	25 (30)	60 (50)	95 (85)	100 (90)	/	/

= 清涼飲料製造業

上段：平成15年度の公表数値

下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラ製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	85 (85)	95 (90)	80 (80)	95 (95)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	75 (75)	100 (100)	80 (85)	100 (95)
3. 酒類製造業	85 (90)	100 (100)	75 (75)	95 (95)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95 (95)	95 (100)	90 (90)	100 (90)
5. 医薬品製造業	65 (70)	90 (90)	30 (30)	80 (80)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	85 (85)	100 (100)	95 (95)	100 (100)
7. 小売業	75 (75)	95 (95)	95 (95)	90 (95)
8. その他の事業	65 (65)	90 (70)	45 (40)	75 (70)

包装（各業種共通）	65 (70)		50 (55)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成15年度の公表数値  
下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

## ・特定容器製造等事業者の排出見込量の算定方法

### 1. 製造等をして当該業種において用いられた特定容器の量 (A)

本量は、特定容器の種類ごと(注)に、特定容器の1個[枚]当たりの重量及び当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数を求め、次の式により求められる量を、当該業種において用いられるすべての種類の特定容器について、容器包装区分ごとに合算することにより求めることができる。

特定容器の1個[枚]当たりの重量 (g) × 当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数 (本邦から輸出される商品に用いられた特定容器又は本邦から輸出される特定容器の個[枚]数を除く。)

注:「特定容器の種類ごと」とは、容器包装区分、用いられる業種、容量、形状等により可能な限り細分化されたものを指す。

なお、おおむね同一とみなせる(注)複数の種類の特定容器を用いる場合には、これらの重量の平均値及びこれらを用いた商品の販売した総数を用いて算出してもよい。

注:「おおむね同一とみなせる」とは、特定容器の容器包装区分が同じであり、容量・形状等がほぼ同一で重量の差がほとんど認められないことを指す。

例: 特定容器の種類 (ア)無色のガラスびん50ml イ)無色のガラスびん500ml)

ア) 50ml = 51.1g (用途先 清涼飲料製造業10万本 酒類製造業20万本)

イ) 500ml = 351.5g (用途先 清涼飲料製造業1万本 酒類製造業50万本)

の場合、用いられる業種ごと、特定容器の種類ごとに重量を算定して、容器包装区分ごとに合算する。

(無色のガラスびん) 清涼飲料製造業	51g × 100,000本	+	352g × 10,000本	=	8,620 Kg
酒類製造業	51g × 200,000本	+	352g × 500,000本	=	186,200 Kg
計				=	194,820 Kg

### (1) 特定容器の1個[枚]当たりの重量

特定容器の1個[枚]当たりの重量は、複数の特定容器の重量を実測(おおむね10個[枚]以上)し、その平均値をグラム単位(小数点以下第1位を四捨五入する)で求めたものを用いる。ただし、整数1桁以下の場合は、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とする。また、当該特定容器包装と取手等が一体となっており、分離が困難な場合には、これらを含めた重量とする。

例: 123.5g 12.5g 1.15g 0.125g 0.0125g  
124g 13g 1.2g 0.13g 0.013g

当該特定容器を出荷した際の重量に関する品質管理のデータ等を用いることができる場合には、当該データを使用することもできるが、その場合には に準じて算定する。

おおむね同一とみなせる複数の種類の特定容器を用いており、それらの販売した個[枚]数をまとめることが可能な場合には、重量を実測（おおむね10個[枚]以上）してその平均値を使用することもできるが、その場合には、 に準じて算定する。

特定容器1個[枚]当たりの重量に代わり、商品1ロット（1ダース等、出荷時の箱詰め等の単位）当たりの特定容器の重量を使用することが出来る場合は、1個[枚]当たりの重量でなく、この方法により算定する。その場合には、 及び に準じて算定する。

～ による他、その容器を製造する基となる原材料数量・重量（例えば、巻取り材料の数量・重量）の理論値又は仕上げ歩合実績等から求めてもよい。その場合には、 ～ に準じて算定する。

このガイドラインが改正された年度において、従前のガイドラインに基づいてなされた記録はその年度分について有効とする。

## (2) 当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数

当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数が確定している直近の事業年度（注）の実績値を用いる。

新たに特定容器の製造等をする初年度の場合（ある業種向けに、ある容器包装区分に属する特定容器を全く販売又は輸入していなかったが新たに販売又は輸入を始める場合）又は特定容器の製造等をするを完了する年度の場合（ある業種向けに、ある容器包装区分に属する特定容器が全く販売又は輸入されなくなる場合）には、当該特定容器の販売計画又は生産計画等に基づき、当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数を推計する。

また、初年度の次年度の場合（以下「第二年度」という。）又は初年度の次々年度であって第二年度の3月末日までに第二年度の販売個[枚]数が確定していない場合は、初年度において販売した個[枚]数を初年度に当該商品を販売した月数で除して得た個[枚]数に1.2を乗じて得た個[枚]数を用いる。

注：直近の事業年度とは、再商品化義務量を算定しようとする年度の前事業年度のこと。（個人の場合は、前年の1月1日から12月31日）

ただし、以下の時点までに前事業年度の実績値が確定していない場合には前々事業年度の実績値を用いる。

ア）指定法人に再商品化を委託する場合には、再商品化契約の締結期限（前年度の3月末日）

イ）再商品化の認定（法第15条の認定）の申請を行う場合には申請期限（前年度の1月末日）

ウ）再商品化の認定を受けて再商品化を開始した年度の次年度以降は前年度の3月末日

例：ア）ペットボトルを清涼飲料製造業向けに全く製造又は輸入していなかったが、ペットボトルを製造又は輸入することを新たに開始する年度（ここでいう年度とは再商品化義務量を算定しようとする年度のこと）は、その年度におけるペットボトルの生産計画又は販売計画等に基づき、当該業種向けに販売又は輸入するものの個数を推計する。

イ）ペットボトルを清涼飲料製造業向けに製造又は輸入していたが、清涼飲料製造業向けのペットボトルの製造及び輸入を全て終了する年度は、その年度におけるペットボトルの生産計画又は販売計画等に基づき、当該業種向けに販売又は輸入するものの個数を推計する。

ウ）清涼飲料製造業向けのペットボトルの製造又は輸入を開始して2年度目の場合は、初年度に製造又は輸入した個数を初年度に製造又は輸入し、販売した月数で除して得た個数に、1.2を乗じて得た個数を用いる。

特定容器 1 個[枚]当たりの重量の代わりに、特定容器 1 ロット（1 ダース等、出荷時の箱詰め等の単位）当たりの重量を使用する場合には、当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数に代えてロット数（ダース数等）とする。

特定容器 1 個[枚]当たりの重量の代わりに、その容器を製造する基となる原材料数量・重量（例えば、巻取り材料の数量・重量）を使用する場合には、その数量・重量とする。

## 2. 自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量（B）

（自主算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量（以下、「回収量」という。）は、直近の事業年度の実績値（注）を用いる。

なお、算定を行う事業者が法第 18 条の認定（自主回収の認定）を受けた場合には、認定を受けた特定容器の回収量は含めない。

注：ア）新たに回収を行う初年度の場合（ある業種向けの、ある容器包装区分に属する特定容器を全く回収していなかったが、新たに回収を開始する場合）又は特定容器の回収を終了する年度の場合（ある業種向けの、ある容器包装区分に属する特定容器を全く回収しなくなる場合）には、適切な方法（合理的な根拠に基づく合理的な算定又は推計方法）により推計が可能な場合に限り当該年度に回収する見込量を用いてよい。

なお、適切な方法により見込量を得ることができない場合には、当該回収量を見込まず自主算定方式により算定を行うか、又は簡易算定方式により排出見込量の算定を行う。

この場合の、適切な方法により見込量を得ることができるケースは当面次の 3 類型に限定する。

a. 回収する特定容器の種類、回収方法、回収地点及び持ち込みを行う消費者数などの条件がほぼ同様の事例があり、過去 5 年以内の実績値をもとに推計できる場合

b. 商品の購入者が特定されており、訪問等により直接かつ個別に回収する当該特定容器の量が推計できる場合

c. その他回収手段、回収量の算定方法が合理的であり、当該回収量の見込量が把握できる場合

イ）初年度の次年度（以下「第二年度」という。）の場合には、初年度において回収した量を初年度において回収した月数又は回数で除して得た量に 1.2 又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量を回収量とする。初年度の次々年度であって第二年度の 3 月末日までに第二年度に回収したものの量が確定していない場合には、初年度において回収した量を初年度において回収した月数又は回数で除して得た量に 1.2 又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量を回収量とする。

この際、以下の点に留意する必要がある。

回収量は、原則として特定容器製造等事業者が販売又は輸入したものと同一容器包装区分に属する特定容器であり、同じ業種において用いられたものの量（注）とする。（他の特定容器製造等事業者が販売又は輸入したものでもよい。）

しかしながら、他の業種において用いられたものが混入し、業種ごとの回収量の把握が困難である場合には、実際に回収した総量を、業種ごとの販売又は輸入した特定容器の量の比率で按分して業種ごとの回収量とすることができる。

注：ア）市町村が収集を行った特定容器が再商品化されて、ガラスびんがカレットとなったもの又はペットボトルがフレーク等になったものの量を除く。

イ）カレット又はフレーク等の形態のものを回収する場合には、当該カレット又はフレーク等がガラスびん又はペットボトルからのものであることが確認できるものに限る。

例：ア）茶色のガラスびんの製造等をしていない場合は、回収量に茶色のガラスびんの量を含めることはできない。（同じ容器包装区分に属する特定容器でないため）

イ）製造等をしたペットボトルが清涼飲料製造業において用いられており、回収している場合、他の特定容器製造等事業者が製造等をして他の業種において用いられたペットボトルが混入していてもそれを回収量に含めることができる。

ウ）製造等をした無色のガラスびんが清涼飲料製造業及び酒類製造業で用いられており、自ら又は他者への委託により回収した無色のガラスびんの量が50tである場合には、清涼飲料製造業に用いられている無色のガラスびんの量（80t）と酒類製造業に用いられている無色のガラスびんの量（20t）の比率で回収量を按分して、それぞれ清涼飲料製造業、酒類製造業向けの回収量とする。

・清涼飲料製造業において用いられている無色のガラスびんの回収量

$$50t \times 80t / (80t + 20t) = 40t$$

・酒類製造業において用いられている無色のガラスびんの回収量

$$50t \times 20t / (80t + 20t) = 10t$$

自らが製造等をした特定容器であっても、自らの委託によらない第三者が回収した量は、回収量とはならない。

例：製造等をしたペットボトルを第三者であるスーパー等により自ら製造等をしたペットボトルが回収されたとしても、その量を回収量とすることはできない。

自ら又は他者への委託により回収した特定容器であっても、その後、市町村により分別収集され分別基準適合物となる量は、回収量に含めることはできない。

例：特定事業者が回収した特定容器を市町村が収集し、保管施設において保管されて分別基準適合物となったものは、回収量とすることはできない。

自ら又は他者への委託により回収した特定容器であっても、その後、市町村により分別等を行い売却、再商品化又は埋立等により最終処分をされた量は回収量に含めることはできない。

例：特定事業者が回収した特定容器を市町村が収集し、焼却又は埋立した場合には、回収量とすることはできない。

当該年度の容器包装区分ごとの特定容器の回収量が販売又は輸入した容器包装区分ごとの特定容器の量を超過する場合であっても、当該超過した量を当該年度の次年度の排出見込量から控除することはできない。

他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収を行った場合には、当該回収した量を自らの回収量とすることはできない。

しかし、複数の特定容器製造等事業者が、相互に役割分担を行い、実質的に共同で回収を行った場合には、回収した量を特定容器製造等事業者間で取り決めた方法で按分し、それぞれの回収量とすることができる。

例：ア）特定容器製造等事業者Aが販売又は輸入した無色のガラスびんの回収を特定容器製造等事業者Bに委託した場合には、Bが当該委託により回収した量はAの回収量となるため、Bの回収量とすることはできない。

イ）特定容器製造等事業者Aと特定容器製造等事業者Bがその他の色のガラスびんの収集・運搬等を役割分担して共同で回収した場合には、共同で回収した量（200t）を、AとBで按分（例えばA = 120t、B = 80t）してそれぞれの回収量とする。

特定容器利用事業者と実質的に共同で回収を行った場合には、回収した量をそれぞれの回収量とすることができる。

ただし、回収した特定容器がリターナブルびんとして再び商品に用いられた場合には、その量を回収量から控除した量を特定容器製造等事業者の回収量とする。

例：ア) ワンウェイ容器の場合

特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の2者が共同で100tの特定容器を回収した場合には、それぞれ100tを回収量とする。

イ) リターナブル容器の場合

特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の2者が共同で100tの特定容器を回収し、特定容器利用事業者が90tを再利用した場合には、特定容器製造等事業者の回収量は10tとする。

(特定容器利用事業者の回収量は100t)

特定容器利用事業者が商品に用いなかった特定容器を特定容器製造等事業者が回収した場合には、回収した特定容器の量を回収量とすることができる。

例：特定容器製造等事業者Aが特定容器利用事業者Bから、破損等したために容器として用いなかった茶色のガラスびんを回収した場合には、AがBから回収し再商品化を行った量をAの回収量とする。

ただし、AがBと共同で特定容器の回収を行い(前記のケース)回収量を算定したときに、その回収量のうちの一部をBからAが回収しても、Aは重複して回収量とすることはできない。

### 3.(B)(自ら又は他者への委託により回収したもの)以外に容器包装廃棄物として排出されない量(C)

(自主算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。)

本量は、事業活動に伴って費消された商品に用いられた特定容器の量と定められている。

本量を算出するにあたっては、事業系に出荷された特定容器であっても、市町村により収集されて容器包装廃棄物となるものは、「容器包装廃棄物として排出されない量」に含めるべきではない。

しかし、「事業系に出荷された特定容器であっても、市町村により収集されて容器包装廃棄物となるものの量」を正確に把握することは困難である。

このため、「容器包装廃棄物として排出されない量」については、告示で「事業活動に伴って費消された商品に用いられた特定容器の量」と定めて算出することとしている。

例えば、ある商品に用いられた特定容器の量と当該商品のうち事業所等に販売された比率等を用いて以下の式で得られる量を当該業種で販売したすべての種類の商品について合算することにより算出することができる。

#### (1) 当該特定容器について、自ら又は他者への委託により回収していない場合

ある商品に用いられた 特定容器の量(kg)	×	当該商品のうち事業所等に 販売された比率(注)(%)
--------------------------	---	-------------------------------

#### (2) 当該特定容器について、自ら又は他者への委託により回収している場合

ある商品に用いられた 特定容器の量(kg)	×	当該商品のうち事業所等に 販売された比率(%)	-	事業所等に販売した商品に用いた特定容器 のうち、自ら又は他者への委託により回収 したものの量(kg)
--------------------------	---	----------------------------	---	--



注：ア)「当該商品のうち事業所等に販売された比率」とは、製造等した特定容器のうち事業所等において消費されることになるものの占める比率のことをいう。

イ)「当該商品のうち事業所等に販売された比率」を用いた当該量の算定方法は、以下のものが考えられる。

各事業者が行った消費形態に関する調査結果等を基に、算定した比率を利用する場合

例：a) Aが製造等をした無色のガラスびんを用いた商品のうち、商品「甲」のみは業務用として販売されており、一般消費者が購入することがない場合

「甲」の事業所等に販売された比率を100%とする。

$$\begin{array}{l} \text{甲に用いた特} \times \text{「甲」の事業所等に販売} = 100,000 \text{ kg} \\ \text{定容器の量} \quad \quad \quad \text{比率 (= 100\%)} \\ (100 \text{ t}) \end{array}$$

となり、商品「甲」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は100,000 kgとなる。

b) Bが製造等をしている茶色のガラスびんを用いた商品のうち、商品「乙」は消費動向の調査結果により小売店から事業所(飲食店)に20%が納入されているというデータが得られている場合

「乙」の事業所等に販売された比率を20%とする。

$$\begin{array}{l} \text{乙に用いられた特} \times \text{「乙」の事業所等に販売} = 20,000 \text{ kg} \\ \text{定容器の量} \quad \quad \quad \text{された比率 (= 20\%)} \\ (100 \text{ t}) \end{array}$$

となり、商品「乙」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は20,000 kgとなる。

行政機関等が実施した実態調査による商品又は特定容器の種類別の業務用比率を利用する場合

例：a) Aが無色のガラスびんを用いて商品「甲」(例えばウイスキーの銘柄)を販売しており、関係省庁、酒類販売業界、民間調査機関等の信頼できる調査においてウイスキーの業務用販売比率が30%であるという結果が出ている場合

「甲」の事業所等に販売された比率を30%とする。

$$\begin{array}{l} \text{甲に用いた特} \times \text{「甲」の事業所等に販売} = 30,000 \text{ kg} \\ \text{定容器の量} \quad \quad \quad \text{された比率 (= 30\%)} \\ (100 \text{ t}) \end{array}$$

となり、商品「甲」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は30,000 kgとなる。

4. 容器包装廃棄物排出比率（D）

（簡易算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

（B）及び（C）の量を算定することが出来ない場合には、業種ごとに、（A）の量に下表の容器包装廃棄物排出比率を乗じた量を、排出見込量とみあなることができる。

注）容器包装廃棄物排出比率は、国によって毎年度定められます。

[平成15年度]

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他色		利 用	製造等
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等		
1. 食料品製造業	85 (85)	100 (100)	90 (90)	100 (100)	100 (95)	100 (100)	85 (90)	100 (100)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	65 (70)	95 (100)	55 (55)	100 (100)	75 (80)	100 (100)	85 (85)	100 (100)
3. 酒類製造業	70 (70)	95 (100)	40 (45)	85 (85)	65 (70)	90 (90)	85 (90)	100 (100)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	50 (35)	95 (70)	70 (60)	100 (70)	70 (45)	100 (75)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	95 (100)	100 (100)		
7. 小売業								
8. その他の事業	85 (80)	100 (95)	25 (30)	60 (50)	95 (85)	100 (90)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成15年度の公表数値

下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラ製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	85 (85)	95 (90)	80 (80)	95 (95)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	75 (75)	100 (100)	80 (85)	100 (95)
3. 酒類製造業	85 (90)	100 (100)	75 (75)	95 (95)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95 (95)	95 (100)	90 (90)	100 (90)
5. 医薬品製造業	65 (70)	90 (90)	30 (30)	80 (80)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	85 (85)	100 (100)	95 (95)	100 (100)
7. 小売業	75 (75)	95 (95)	95 (95)	90 (95)
8. その他の事業	65 (65)	90 (70)	45 (40)	75 (70)

包装（各業種共通）	65 (70)		50 (55)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成15年度の公表数値  
下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

## 「 帳 簿 の 記 載 例 」

帳簿の記載については、特定事業者の負担等を考慮して、記載様式を定めない考えであるが、平成12年4月からの法の完全施行に当たって、様式化の要望が多く寄せられたため、参考として別添の記載例を作成した。

この記載例は、あくまでも参考であり各特定事業者の独自の方法による「帳簿の記載」を妨げるものではない。

なお、表中の業種区分は変更になる可能性がありますので注意してください。

1. 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例 [特定容器利用事業者の場合]

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨き・その他の化粧品調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	ガラスびん（無色・茶色・その他の色）、PETボトル（飲料又は醤油用）、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

特定容器を用いた 商品の名称 (おおむね同じ形状・色・重量の容 器を複数の商品にもちている場合 には、それらを一つの欄に纏めて計 算することは可)	材料 の 構成 ・ 種類 等	特定容器 1個当た りの重量  (g)	当該年度 において 特定容器 を用いた 商品の販 売個数  (個)	当該年度 に販売し た商品に 用いた特 定容器の 量  × = (Kg)	特定容器を用 いた商品を輸 出した場合 その輸出先 容器（国及 び企業 等の名 称） の量  (Kg)	日本国内 に販売さ れた商品 に用いた 特定容器 の量  = (Kg)	のうち 自ら又は 他者への 委託によ り回収す る量  (Kg)	のうち 事業活動 により、 費消され た量  (Kg)	が算 定出来な い場合に 用いる容 器包装廃 棄物比率	容器包装 廃棄物排 出見込量 -(+) 又は ×  (Kg)	算定のため の簡易係 数（指定 法人が算 出した自 主算定の 場合の係 数）	再商品化 義務量  ×  (Kg)

指定法人との委託契約に係る事項

1. 契約締結年月日	年 月 日	3. 委託料金の支払期限	年 月 日
2. 予定委託数量	Kg	4. 委託料金の支払年月日	年 月 日



3. 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例 [特定包装利用事業者の場合]

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨き粉・その他の化粧品調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	紙製包装、プラスチック製包装

特定包装を用いた商品の名称 (おおむね同じ形状・色・重量の包装を複数の商品にもちている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可)	特定包装の入荷量 (Kg)	のうち当該年度において使用する量 (Kg)	特定包装がふされた商品を輸出した場合その包装の量 (国及び企業等の名称) (Kg)	日本国内に販売された商品に用いた特定包装の量 = (Kg)	のうち自ら又は他者への委託により回収する量 (Kg)	のうち事業活動により、費消された量 (Kg)	が算定出来ない場合に用いる容器包装廃棄物比率	容器包装廃棄物排出見込量 -( + ) 又は × (Kg)	算定のための簡易係数(指定法人が算出した自主算定の場合の係数)	再商品化義務量 × (Kg)	記 事

指定法人との委託契約に係る事項

- 1. 契約締結年月日           年   月   日
- 2. 予定委託数量               Kg
- 3. 委託料金の支払期限       年   月   日
- 4. 委託料金の支払年月日     年   月   日

## 第6章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条に基づく自主回収の認定申請の留意事項

平成12年3月  
通商産業省

### 趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第18条第1項において、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者(以下「特定事業者」という。)は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら又は他の者に委託して回収するときに、その回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の主務大臣の認定(以下「自主回収の認定」という。)を受けることができる。と規定されており、自主回収の認定を受けた特定容器又は特定包装は、法第11条から第13条の規定に基づく再商品化義務量の算定の対象から除くこととされている。

そのため、自主回収の認定に係る留意事項をとりまとめたものである。

### 申請に係る留意事項

#### 1. 認定基準

- (1) 自主回収の認定に係る回収率は、「おおむね90パーセント」と定められている。(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第20条)ただし、現状の回収率が80パーセント以上であり、その回収の方法から判断して、おおむね90パーセントの回収率を達成するために適切なものであると認められる場合については、自主回収の認定をすることとしている。
- (2) 自主回収の認定は、特定容器又は特定包装(以下「特定容器等」という。)の種類ごと(色、素材、重量、容量、用途又は形状が異なる特定容器等ごと。以下「色等」という。)に行うことを基本とする。ただし、色等が異なる複数の種類の特定容器等が同一の方法で回収・再利用等されており、色等別の回収率がおおむね等しくなるものと推定できる場合においては、それらをあわせて認定をすることができる。

#### 2. 申請の方法

申請に当たっては、自主回収の認定を受けようとする特定容器等ごとに、3.に示す方法により算定した過去3事業年度分(事業年度が1年でない場合は、直近終了事業年度終了の日前3年間)に関する利用量(又は販売量)、回収量及び回収率を様式1による自主回収認定申請書に記載し、次に掲げる書類及び図面を添付の上、事業所管大臣に提出する。

提出部数は、事業所管大臣、厚生大臣、通商産業大臣宛にそれぞれ一部とする。



ただし、事業所管大臣が厚生大臣又は通商産業大臣の場合は、厚生大臣、通商産業大臣宛にそれぞれ一部とする。

なお、利用量(又は販売量)、回収量等について、必要に応じ更に詳細な書類の提出を求めることがある。

- (1) 回収経路の概要がわかる書類(回収のフロー図)
- (2) 認定を受けようとする特定容器等の形状等を明示する図面
- (3) 他の特定容器等と区別が困難な場合には、認定を受けようとする特定容器等を判別し回収する根拠を記載した書類
- (4) 認定を受けようとする特定容器等の回収の方法に応じ、次に掲げる書類
  - イ. 自ら回収する場合には、直近終了の事業年度における回収店舗・場所の所在地・名称及び回収量の一覧表
  - ロ. 当該特定容器等を用いた商品の卸売、小売等を行う事業者へ委託して回収する場合には、直近終了の事業年度における特定容器等を回収する卸業者等の名称、所在地及びその回収量の一覧表
  - ハ. 回収業者に委託して回収する場合には、直近終了の事業年度における回収を委託した回収業者の名称、所在地及びその回収量の一覧表
- (5) 直近終了の事業年度における利用量(又は販売量)及び回収量を算定した根拠を記載した書類
- (6) 直近終了の事業年度における回収した特定容器等の利用、処理等の状況を記載した書類
- (7) 「おおむね90パーセント」の回収率を維持・達成するための方法を記載した書類

### 3. 利用量(又は販売量)、回収量及び回収率の算定方法

認定を受けようとする特定容器等の利用量(又は販売量)、回収量及び回収率は、以下の方法により算定する。

#### (1) 利用量(又は販売量)

特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者については、当該特定容器等1個(又は枚)当たりの重量に、当該特定容器等を用いた商品の各事業年度の販売数を乗じて得た量(単位キログラム)を利用量とする。(特定容器等1個(又は枚)当たりの重量が1グラムに満たないような場合は、その代わりに、商品1ロット(1ダース等、出荷時の箱詰め等の単位)当たりの特定容器等の重量を用いてもよい。)

特定容器製造等事業者については、当該特定容器1個当たりの重量に、当該特定容器の各事業年度の販売数を乗じて得た量(単位キログラム)を販売量とする。(特定容器1個当たりの重量が1グラムに満たないような場合は、その代わりに、商品1ロット(1ダース等、出荷時の箱詰め等の単位)当たりの特定容器の重量を用いてもよい。)

#### (2) 回収量

各事業年度に回収した、自己が利用した特定容器等と同一の色等を当該特定容器等の総重量(単位キログラム)を回収量とする。

なお、当該特定容器等をカレット、フレーク等として回収した場合には、それ

が当該特定容器等と同一の色等の特定容器等に係るカレット、フレーク等であると確認できるものに限り、回収量に含めることができる。（市町村が収集を行った特定容器等が再商品化されてカレット、フレーク等となったものを除く。）

(3) 回収率

(2)の回収量を(1)の利用量(又は販売量)で除した値(百分率。ただし、小数点以下第2位を四捨五入)とする。

#### 4. 申請の期限

自主回収の認定を受けようとする事業者は、認定を受けて当該特定容器等に係る再商品化義務の免除を受けようとする年度の前年度の6月末日までに申請書を提出するものとする。ただし、平成12年度から対象となる紙製及びプラスチック製容器包装については、平成12年度当初に申請書を提出し、当該年度分から自主回収の認定を受けることができる。

#### その他

自主回収の認定を受けた特定事業者は、法第39条の規定に基づき、原則として毎事業年度終了後2月以内に、認定を受けた特定容器等ごとに利用量(又は販売量)、回収量及び回収率の実績を、様式2による自主回収状況報告書により主務大臣(事業所管大臣)に提出するものとする。

この場合において、自主回収認定申請を毎年度行う必要はない。

なお、利用量、販売量、回収量等について必要に応じ更に詳細な書類の提出を求めることがある。

(注) 報告書の提出がない場合又は認定を受けた回収の方法が「おおむね90パーセント」の回収率を達成するために不適切なものとなったと認める場合には、法第18条第3項の規定に基づき認定を取り消すことがあるので留意されたい。

様式 1

自主回収認定申請書

平成 年 月 日 主 務 大 臣 殿	申 請 者	(住所)〒		(電話)		
		(氏名又は名称及び代表者氏名)				印
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により自主回収の認定を受けた いので、関係書類及び図面を添えて申請します。						
特定容器包装 の 種 類	容器包装					
	色		素 材			
	容 量		重 量			
	用 途		形 状			
事 業 年 度		自 至	自 至	自 至		
特定容器包装の利用量又は販売量 (kg)						
特定容器 包装の回 収 量	容器包装 として回収	自 ら 回 収 (kg)				
		委 託 して 回 収 (kg)				
	フカソ レレの 他 ー ク ト で 回 収	自 ら 回 収 (kg)				
		委 託 して 回 収 (kg)				
回 収 率	+ + + ( % )					
回 収 の 方 法	回 収 方 法 に よ る 区 分		具 体 的 な 回 収 の 方 法			
	自 ら 回 収					
	委 託 して 回 収	卸 業 者 等 に よ り 回 収				
		回 収 業 者 に よ り 回 収				
* 事 務 処 理 欄 ( 記 入 し な い こ と )						

(日本工業規格 A 列 4 番)

[備考]

- 複数の製造場等を有する場合は、販売量、回収量ともすべての製造場等を合算して記載すること。
- 申請する特定容器包装については、色、素材、重量、容量、用途、形状が異なるものごとに申請することを基本とする。
- 「主務大臣」の欄には、事業所管大臣、厚生大臣、通商産業大臣を連記する。
- 特定容器包装の種類・形状の欄は、例えば、「形状を明示する図面を参照」と記載して差し支えない。
- 特定容器包装の利用量又は販売量、回収量及び回収率については、申請しようとする直近終了の事業年度から3年間の数値を記載すること。  
なお、回収場所、回収業者、回収量等に関する一覧表等については、直近終了の事業年度に係るもののみを添付することとし、直近終了の事業年度の前年度及び前々年度分については添付を要しない。
- 「回収業者」とは、特定容器等の回収を行っている業者のことをいう。

自主回収状況報告書

平成 年 月 日 主 務 大 臣 殿	報 告 者	(住所)〒		(電話)		
		(氏名又は名称及び代表者氏名)				
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により自主回収の認定を受けた特定容器包装の自主回収状況について、下記のとおり報告します。						
自主回収認定年月日等						
特定容器包装 の 種 類	容器包装					
	色		素 材			
	容 量		重 量			
	用 途		形 状			
報告対象事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
回収状況	特定容器包装の利用量 又は販売量 (kg)					
	特定容器包装の回収量 (kg)					
	回収率 [ / ] (%)					
過去 5 年間の回収率の推移		事業年度	自 至	自 至	自 至	自 至
		回収率	%	%	%	%
回収率が低下した場合には その理由及び今後の見込み						
* 事務処理欄 (記入しないこと)						

## 第7章 - 1

### 再商品化義務量の算定に係る量、比率等について (産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 第3回容器包装リサイクルワーキンググループ資料より)

平成14年10月3日  
経 済 産 業 省

#### 《前提》

個々の特定事業者の再商品化義務量は、ガラス製容器(無色、茶色及びその他の色)、飲料又はしょうゆ用のPETボトル(以下「PETボトル」という。)、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の6種類の「特定分別基準適合物」ごとに、以下の2段階の方法により算定される。

#### 【第一段階】

業種ごとの再商品化義務量(A)を算定する。 「1.」参照  
...主務省令や、主務大臣が定める数値等により、機械的に算出される。

#### 【第二段階】

個々の特定事業者の再商品化義務量を算定する。 「2.」参照  
...業種ごとの再商品化義務量(A)(主務大臣が公表)に、自らの排出見込量(B)の、当該業種全体の排出見込量(C)(主務大臣が公表)に占める割合を乗じることにより、各特定事業者が自ら算出する。 …… (  $A \times B/C$  )

本資料中に示す具体的な量、比率等は、

- ・ 「容器包装利用・製造等実態調査」(総務省承認統計調査。以下「実態調査」という。)
- ・ 「容器包装廃棄物分類調査」(以下「分類調査」という。)

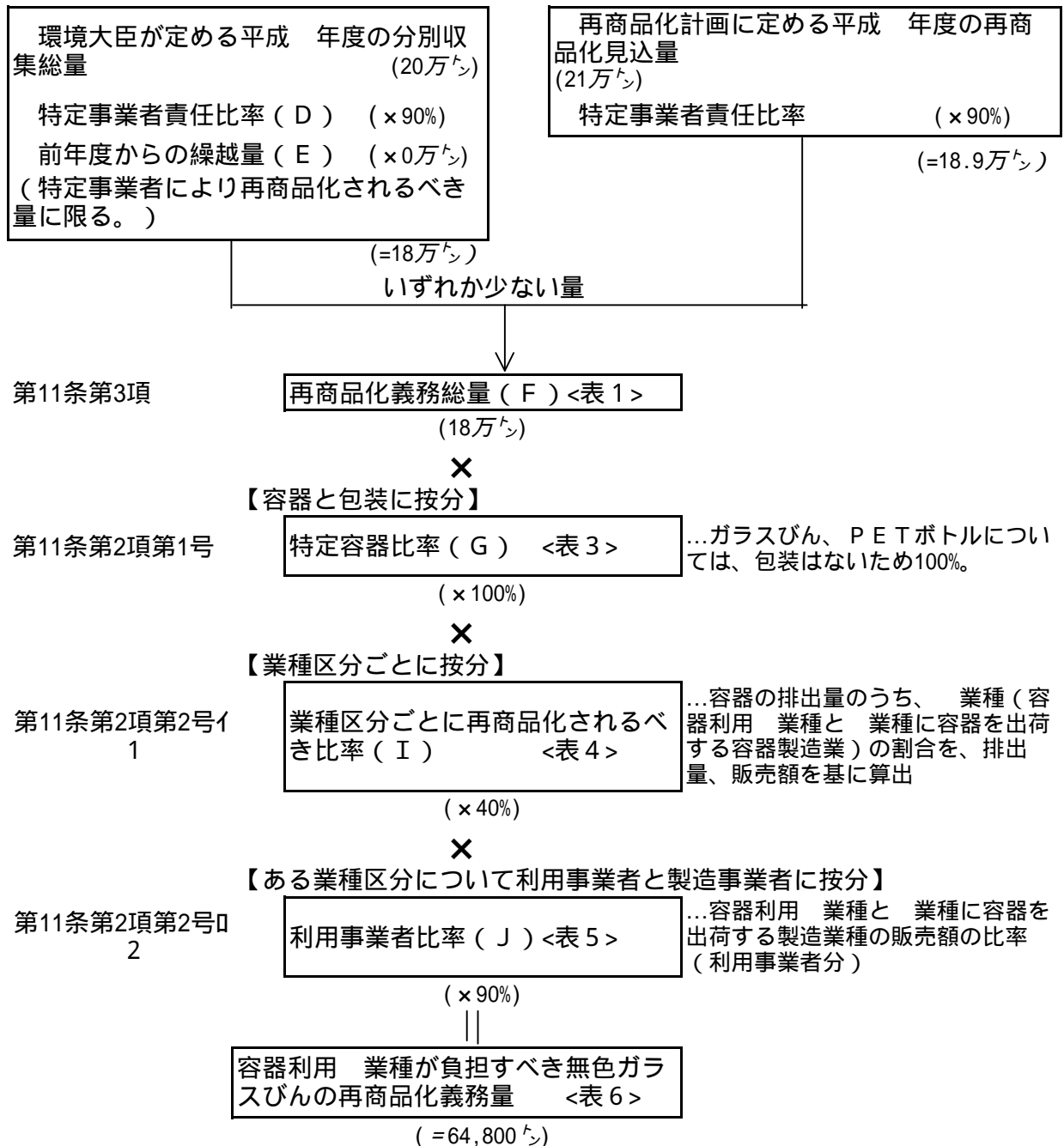
の2つの基礎調査によって得られたデータ等を基に設定した。

# 1. 業種区分ごとの再商品化義務量の算定【第一段階】

## (1) 業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の算定方法

業種の区分ごとの再商品化義務量は、各年度ごとに以下のように算定される。

(以下、モデルケースとして、平成 年度において、 という特定容器利用事業の業種が負うべき特定分別基準適合物(無色のガラスびん等)についての再商品化義務量を算出。なお、数値はいずれも説明の便宜のためのものである。)



1 : 排出量は販売額の比率で補正

2 : 容器製造事業者については、 が ( 1 - ) の比率に置き換わる。

(2) 再商品化計画及び分別収集計画

< 再商品化計画(再商品化可能量) >

(単位:千トン)

業種の区分	H15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
ガラスびん(無色)	270	270	270	270	270
ガラスびん(茶色)	200	200	200	200	200
ガラスびん(その他の色)	160	160	160	160	160
PETボトル	292	311	315	317	319
紙製容器包装	313	505	505	505	505
プラ製容器包装	591	655	776	835	892

< 分別収集計画量 >

(単位:千トン)

業種の区分	H15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
ガラスびん(無色)	431	442	451	460	467
ガラスびん(茶色)	372	381	387	395	401
ガラスびん(その他の色)	197	202	206	210	214
PETボトル	214	229	243	259	273
紙製容器包装	148	165	190	207	222
プラ製容器包装	487	628	752	854	917

( 3 ) 特定事業者責任比率 ( D ) 及び再商品化義務総量 ( F )

特定事業者責任比率 ( D ) 及び平成 1 5 年度の再商品化義務総量 ( F ) は、以下のとおり設定した。

< 表 1 >

特定分別基準適合物	H15年度の分別収集見込総量(ア)(見込み)	H15年度の再商品化見込総量(イ)	(ア)、(イ)のうちいずれか少ない量(見込み)を基礎として算出した量	特定事業者責任比率(D)	H15年度の再商品化義務総量(F)
	千トン	千トン	千トン	%	千トン
1. ガラスびん(無色)	431	270	270	90	243
2. ガラスびん(茶色)	372	200	200	82	164
3. ガラスびん(その他の色)	197	160	160	88	141
4. PETボトル	214	292	214	100	214
5. 紙製容器包装	148	313	71(*)	92	65
6. プラ製容器包装	487	591	487	91	443

(\*) ; 分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(77千トン)を差し引いた量

なお、小規模企業担当分は市町村負担分となる。

< 表 2 >

特定分別基準適合物	小規模企業担当分の比率
1. ガラスびん(無色)	10%
2. ガラスびん(茶色)	18%
3. ガラスびん(その他の色)	12%
4. PETボトル	0%
5. 紙製容器包装	8%
6. プラ製容器包装	9%

( 4 ) 特定容器比率 ( G )

特定容器比率 ( G ) は、以下のとおり設定した。

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 3 >

特定分別基準適合物	容器比率
5. 紙製容器包装	86.07%
6. プラ製容器包装	92.25%



(5) 業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率( )

業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率( )は、以下のとおりに設定した。

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	49.03 (46.97)	9.21 (8.66)	13.19 (16.67)	3.84 (5.79)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	16.46 (17.94)	35.56 (33.07)	10.98 (10.43)	91.95 (89.54)
3. 酒類製造業	29.04 (30.57)	8.47 (11.32)	70.90 (68.70)	4.21 (4.67)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.39 (1.28)	46.14 (46.39)	2.11 (1.52)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	2.91 (2.76)	0.18 (0.19)	2.18 (1.80)	
7. 小売業				
8. その他の事業	1.17 (0.47)	0.44 (0.37)	0.64 (0.89)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

= 清涼飲料製造業  
 上段：平成15年度の公表数値案  
 下段：( )内は平成14年度の公表数値

&lt; 表 4 &gt;

(単位：%)

業種の区分	その他紙製 容器	その他プラ製 容器
1. 食料品製造業	37.71 (36.57)	47.47 (48.60)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	3.17 (3.01)	2.38 (2.30)
3. 酒類製造業	2.32 (3.03)	0.62 (0.64)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5.44 (5.25)	4.79 (5.43)
5. 医薬品製造業	3.76 (3.54)	2.16 (1.82)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	3.78 (4.07)	5.38 (5.39)
7. 小売業	13.11 (14.10)	27.01 (25.83)
8. その他の事業	30.71 (30.42)	10.19 (9.99)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成15年度の公表数値案

下段：( )内は平成14年度の公表数値

( 6 ) 業種の区分ごとの特定容器利用事業者の比率 ( J )

業種の区分ごとの特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の再商品化義務量の比率は、以下のとおり設定した。

< 表 5 >

( 単位 : % )

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	94.44 (93.68)	5.56 (6.32)	97.02 (97.31)	2.98 (2.69)	95.22 (94.75)	4.78 (5.25)	92.55 (89.72)	7.45 (10.28)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	92.03 (91.83)	7.97 (8.17)	88.01 (85.85)	11.99 (14.15)	91.16 (88.61)	8.84 (11.39)	82.53 (80.88)	17.47 (19.12)
3. 酒類製造業	90.83 (91.92)	9.17 (8.08)	97.97 (98.34)	2.03 (1.66)	91.73 (92.37)	8.27 (7.63)	90.67 (89.16)	9.33 (10.84)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	99.44 (99.61)	0.56 (0.39)	95.75 (96.71)	4.25 (3.29)	98.91 (99.03)	1.09 (0.97)	/	/
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	98.33 (98.69)	1.67 (1.31)	98.64 (98.73)	1.36 (1.27)	98.62 (98.27)	1.38 (1.73)	/	/
7. 小売業	/	/	/	/	/	/	/	/
8. その他の事業	99.09 (98.66)	0.91 (1.34)	98.50 (98.93)	1.50 (1.07)	98.29 (98.43)	1.71 (1.57)	/	/

= 清涼飲料製造業

上段：平成15年度の公表数値案

下段：( )内は平成14年度の公表数値

&lt; 表 5 &gt;

(単位：%)

業種の区分	その他紙製 容器		その他プラ製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	94.24 (94.75)	5.76 (5.25)	94.47 (95.50)	5.53 (4.50)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	88.78 (94.03)	11.22 (5.97)	94.46 (95.53)	5.54 (4.47)
3. 酒類製造業	90.71 (93.33)	9.29 (6.67)	98.18 (98.75)	1.82 (1.25)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	92.92 (94.26)	7.08 (5.74)	92.79 (93.54)	7.21 (6.46)
5. 医薬品製造業	99.03 (98.98)	0.97 (1.02)	97.24 (97.09)	2.76 (2.91)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.75 (98.84)	1.25 (1.16)	94.69 (95.22)	5.31 (4.78)
7. 小売業	99.52 (99.35)	0.48 (0.65)	99.50 (99.23)	0.50 (0.77)
8. その他の事業	98.97 (99.32)	1.03 (0.68)	99.31 (99.52)	0.69 (0.48)

上段：平成15年度の公表数値案

下段：( )内は平成14年度の公表数値

(7) 業種の区分ごとの再商品化義務量 (A)

<表1>の再商品化義務総量(F)に、<表3>、<表4>及び<表5>の比率を乗じることに  
より、それぞれ、業種の区分ごとの再商品化義務量(A)が算出される。

< 表 6 >

<表6> = <表1>再商品化義務総量(F) × <表3> × <表4> × <表5>

業種の区分	ガラス製容器 (単位: t)						PETボトル (単位: t)	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	112,519 (106,924)	6,624 (7,213)	14,654 (14,157)	450 (391)	17,709 (22,745)	889 (1,260)	7,605 (10,234)	612 (1,173)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	36,810 (40,033)	3,188 (3,562)	51,326 (47,696)	6,992 (7,861)	14,113 (13,309)	1,369 (17,107)	162,397 (142,675)	34,376 (33,728)
3. 酒類製造業	64,096 (68,283)	6,471 (6,002)	13,609 (18,702)	282 (316)	91,702 (91,380)	8,267 (7,548)	8,169 (8,203)	841 (997)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	3,359 (3,098)	19 (12)	72,454 (75,371)	3,216 (2,564)	2,943 (2,168)	32 (21)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品用調整品製造業	6,953 (6,619)	118 (88)	291 (315)	4 (4)	3,031 (2,547)	42 (45)		
7. 小売業	/	/	/	/	/	/	/	/
8. その他の事業	2,817 (1,127)	26 (15)	711 (615)	11 (7)	887 (1,261)	15 (20)		

= 清涼飲料製造業

上段: 平成15年度の公表数値案

下段: ( )内は平成14年度の公表数値

< 表 6 >

<表6> = <表1>再商品化義務総量(F) × <表3> × <表4> × <表5>

業種の区分	その他紙製 容器 ( t )		その他プラ製 容器 ( t )	
	利 用	製造等	利用	製造等
1 . 食料品製造業	19,888 (37,026)	1,215 (2,052)	183,311 (133,156)	10,728 (6,274)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	1,574 (3,024)	199 (192)	9,187 (6,304)	539 (295)
3 . 酒類製造業	1,177 (3,022)	121 (216)	2,488 (1,813)	46 (23)
4 . 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	2,828 (5,288)	215 (322)	18,164 (14,572)	1,411 (1,006)
5 . 医薬品製造業	2,083 (3,744)	20 (39)	8,584 (5,070)	244 (152)
6 . 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2,088 (4,299)	26 (50)	20,819 (14,724)	1,167 (739)
7 . 小売業	7,299 (14,969)	35 (98)	109,873 (73,534)	552 (571)
8 . その他の事業	17,004 (32,284)	177 (221)	41,356 (28,523)	287 (138)
包装 ( 各業種共通 )	9,055 (16,834)		34,333 (22,226)	

上段：平成15年度の公表数値案

下段：( )内は平成14年度の公表数値

(参考)

<表3>、<表4>及び<表5>の結果を用いて、業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の全体に占める比率を算定すると、以下のとおりとなる。

## &lt;参考表&gt;

&lt;参考表&gt; = &lt;表3&gt; × &lt;表4&gt; × &lt;表5&gt;

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	46.30 (44.00)	2.73 (2.97)	8.94 (8.43)	0.27 (0.23)	12.56 (15.79)	0.63 (0.88)	3.55 (5.19)	0.29 (0.60)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	15.15 (16.47)	1.31 (1.47)	31.30 (28.39)	4.26 (4.68)	10.01 (9.24)	0.97 (1.19)	75.89 (72.42)	16.06 (17.12)
3. 酒類製造業	26.38 (28.10)	2.66 (2.47)	8.30 (11.13)	0.17 (0.19)	65.04 (63.46)	5.86 (5.24)	3.82 (4.16)	0.39 (0.51)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	1.38 (1.28)	0.01 (0.00)	44.18 (44.86)	1.96 (1.53)	2.09 (1.51)	0.02 (0.01)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.86 (2.72)	0.05 (0.04)	0.18 (0.19)	0.00 (0.00)	2.15 (1.77)	0.03 (0.03)		
7. 小売業	/	/	/	/	/	/		
8. その他の事業	1.16 (0.46)	0.01 (0.01)	0.43 (0.37)	0.01 (0.00)	0.63 (0.88)	0.01 (0.01)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成15年度の公表数値案

下段：( )内は平成14年度の公表数値

< 参 考 表 >

<参考表> = <表3> × <表4> × <表5> (単位：%)

業種の区分	その他紙製 容器		その他プラ製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	30.60 (29.93)	1.87 (1.66)	41.38 (43.08)	2.42 (2.03)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	2.42 (2.45)	0.31 (0.16)	2.07 (2.04)	0.12 (0.10)
3. 酒類製造業	1.81 (2.44)	0.19 (0.17)	0.56 (0.59)	0.01 (0.01)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	4.35 (4.28)	0.33 (0.26)	4.10 (4.71)	0.32 (0.33)
5. 医薬品製造業	3.20 (3.03)	0.03 (0.03)	1.94 (1.64)	0.05 (0.05)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	3.21 (3.48)	0.04 (0.04)	4.70 (4.76)	0.26 (0.24)
7. 小売業	11.23 (12.10)	0.05 (0.08)	24.80 (23.79)	0.12 (0.18)
8. その他の事業	26.16 (26.10)	0.27 (0.18)	9.34 (9.23)	0.06 (0.04)
包装（各業種共通）	13.93 (13.61)		7.75 (7.19)	

上段：平成15年度の公表数値案  
下段：（ ）内は平成14年度の公表数値



**2 . 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等【第二段階】**

**(1) 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定方法**

個々の特定事業者は、業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が公表）に、以下の比率（B / C）を乗じることにより、自ら、再商品化義務量を算定する。

	業種ごとの 再商品化義務量 ( A ) ↑ <表 6 > [主務大臣の公表数値に より算定可]	×	個々の特定事業者の 容器包装廃棄物の排出見込量 ( B ) ----- 当該業種全体の 容器包装廃棄物の排出見込量 ( C ) ↑ <表 8 > [主務大臣が公表]
個々の特定事業者 の再商品化義務量 =			

[主務省令で定める方法により個々の特定事業者が算定]

**(2) 個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）**

個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）は、自主算定方式、簡易算定方式（自主算定方式ができない場合に限る。）、の2通りの算定方法を主務省令で定め、個々の特定事業者が自ら算出する。

**自主算定方式**

自主算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量から、

a . 自ら回収する量等

b . その他容器包装廃棄物として排出されない量

を差し引いた量を排出見込量（B）とする。

( B ) =	当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量	-	当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量 + その他容器包装廃棄物として排出されない量
	[個々の特定事業者が算定]		[個々の特定事業者が算定]

**簡易算定方式**

簡易算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量に、容器包装廃棄物比率（ ）を乗じた量を（B）とする。

( B ) =	当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量	×	容器包装廃棄物比率 ( ) <表 7 >
	[個々の特定事業者が算定]		

容器包装廃棄物排出比率（ ）は以下のとおり設定した。

< 表 7 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製造等
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等		
1. 食料品製造業	85 (85)	100 (100)	90 (90)	100 (100)	100 (95)	100 (100)	85 (90)	100 (100)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	65 (70)	95 (100)	55 (55)	100 (100)	75 (80)	100 (100)	85 (85)	100 (100)
3. 酒類製造業	70 (70)	95 (100)	40 (45)	85 (85)	65 (70)	90 (90)	85 (90)	100 (100)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	50 (35)	95 (70)	70 (60)	100 (70)	70 (45)	100 (75)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	95 (100)	100 (100)		
7. 小売業								
8. その他の事業	85 (80)	100 (95)	25 (30)	60 (50)	95 (85)	100 (90)		

= 清涼飲料製造業  
 上段：平成15年度の公表数値案  
 下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

< 表 7 >

(単位：%)

業種の区分	その他紙製 容器		その他プラ製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	85 (85)	95 (90)	80 (80)	95 (95)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	75 (75)	100 (100)	80 (85)	100 (95)
3. 酒類製造業	85 (90)	100 (100)	75 (75)	95 (95)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95 (95)	95 (100)	90 (90)	100 (90)
5. 医薬品製造業	65 (70)	90 (90)	30 (30)	80 (80)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	85 (85)	100 (100)	95 (95)	100 (100)
7. 小売業	75 (75)	95 (95)	95 (95)	90 (95)
8. その他の事業	65 (65)	90 (70)	45 (40)	75 (70)

包装（各業種共通）	65 (70)		50 (55)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成15年度の公表数値案  
 下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

(3) 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量(C)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量(C)は、以下のとおり設定した。

< 表 8 >

(単位:トン)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製 造 等
	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等		
1. 食料品製造業	296,636 (297,423)	383,608 (404,949)	32,202 (34,109)	48,270 (50,123)	18,913 (34,797)	29,668 (50,840)	12,483 (15,788)	15,612 (18,100)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	100,530 (114,920)	127,331 (148,107)	124,863 (130,590)	212,618 (228,555)	15,427 (20,708)	23,840 (27,565)	299,035 (253,312)	375,867 (311,337)
3. 酒類製造業	176,955 (195,086)	250,869 (265,176)	29,386 (44,822)	44,586 (58,172)	102,755 (135,320)	179,161 (199,753)	13,679 (13,073)	16,329 (15,422)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	8,483 (8,187)	13,682 (14,111)	162,226 (184,395)	245,054 (246,490)	3,012 (2,887)	5,963 (5,034)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	17,781 (17,654)	14,469 (13,514)	621 (743)	672 (779)	3,107 (3,380)	2,248 (2,367)		
7. 小売業								
8. その他の事業	6,979 (3,026)	2,105 (1,672)	1,551 (1,476)	1,560 (899)	982 (1,915)	704 (1,309)		

= 清涼飲料製造業

上段:平成15年度の公表数値案

下段:( )内は平成14年度の公表数値

< 表 8 >

(単位：トン)

業種の区分	その他紙製 容器		その他プラ製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	279,033 (275,892)	347,994 (323,048)	448,795 (454,741)	631,873 (589,445)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	23,462 (22,495)	60,153 (51,947)	22,391 (21,373)	60,964 (43,461)
3. 酒類製造業	16,717 (23,190)	33,466 (37,207)	5,899 (6,054)	12,134 (10,217)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	40,516 (39,740)	52,208 (46,346)	45,332 (49,348)	72,018 (62,820)
5. 医薬品製造業	28,110 (26,947)	39,707 (30,926)	20,586 (17,003)	69,441 (55,282)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	27,714 (30,657)	30,884 (27,493)	50,305 (49,803)	76,808 (64,214)
7. 小売業	97,094 (107,258)	133,000 (148,208)	260,091 (245,575)	215,739 (195,082)
8. その他の事業	229,396 (232,355)	454,714 (298,812)	96,523 (90,818)	213,983 (204,651)

包装（各業種共通）	158,750 (174,622)		83,204 (75,588)	
-----------	----------------------	--	--------------------	--

上段：平成15年度の公表数値案

下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

(参考)

ア) 適用除外事業者を含めた  
特定容器と特定包装の  
排出量の比率で按分  
(A : B)

ウ) 適用除外事業者を含めた、特定容  
器を用いる事業者と製造等する  
事業者の販売額の比率で、該当  
する業種部分の面積を按分。

エ) 区分けされた各セル毎に排  
出見込量の比率で、適用除  
外事業者分と特定事業者分  
(網かけ部分)とに按分。

キ) 特定容器に係わる業種ごとに、特定容  
器利用事業者と特定容器製造等事業者  
に係わる網かけ部分の比率で按分。

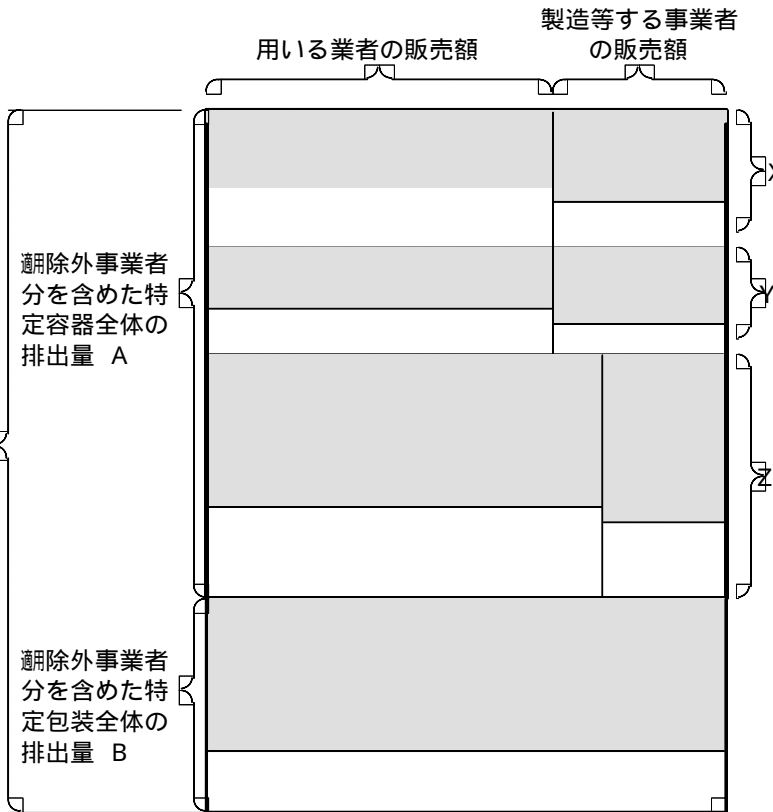
イ) 適用除外事業者分を含  
めた特定容器の排出量  
の比率で、特定容器に  
係わる部分(太線枠)  
を按分。(X : Y : Z)

オ) 全体面積のうち、網掛け  
部分の占める比率

特定事業者責任比率

ク) 特定容器に係わる面積を1とした時の  
業種別比率

業種別比率

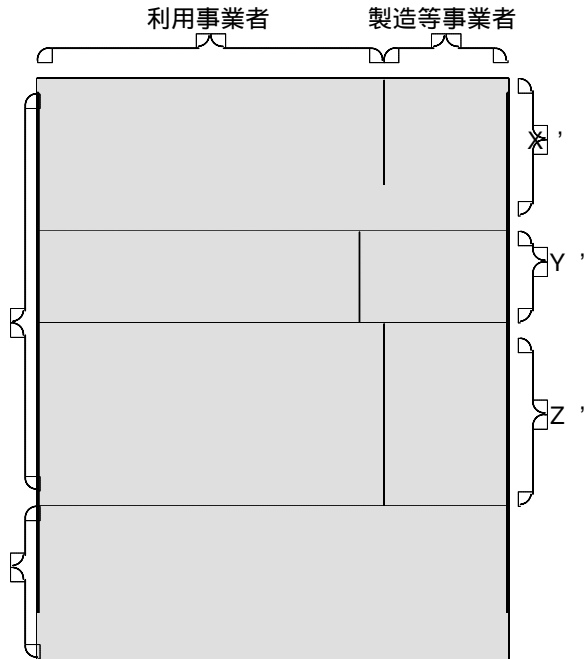


カ) 右図の全体面積のうち  
特定容器に係わる部分  
の面積の比率  
(A : B)

特定容器比率

特定容器に  
係わる比率  
A'

特定包装に  
係わる比率  
B'



特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出手順

## 第7章 - 2

### 法施行に当たって必要な運用解釈について

平成11年12月6日  
通商産業省

#### 1. 背景

容器包装リサイクル法の施行に当たっては、特定事業者が再商品化義務を負うこととなる容器包装の具体的な範囲等、種々の事項について具体的な解釈が求められる。

このため、既に「容器包装に関する基本的考え方について」、「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込み量のためのガイドライン」、「委託・受託関係にある場合の義務対象者について」において、基本的事項についての考え方が整理されているところである。

しかしながら、平成12年度の完全施行において「その他紙製容器包装」、「その他プラスチック製容器包装」が新たに回収・再商品化の対象になることなどに伴い、新たに解釈を要する事項が多数発生しており、早急な対応が特定事業者から求められている。

#### 2. 解釈を要する事項

##### (1) 解釈が必要な事項

特定事業者が適切な義務履行を図るために、運用解釈が必要となる事項としては、従来から概ね以下の項目が整理されている。

##### 特定容器包装の基準

商品であるか否か

特定容器か特定包装か

(中身の)商品が費消された場合不要になるか 等

##### 義務対象者の基準

法の適用事業者であるか否か

特定容器利用事業者か特定容器製造等事業者か

委託・受託関係がある場合の特定事業者の位置付け 等

##### 排出見込量の算定

業種区分の考え方

自ら又は他者への委託による回収の考え方

業務用出荷量の考え方 等

##### その他

指定法人との契約について

## 帳簿の記載について 等

### (2) 具体的な解釈

上記に記す事項のうち、特定事業者からの問い合わせ等が特に多い事項を中心に現行の運用・解釈を整理したもの(「容器包装リサイクル法の運用に当たっての解釈事項」)を別紙に添付する。

(注)別添の解釈は、現在に於ける容器包装リサイクル法の運用解釈であり、事情の変更等があった場合には、適切な法施行を確保する観点から、将来的に解釈が変更されることもあり得る。

### 3. 今後の取り組み

平成12年度施行を控え、解釈を行うべき事項が未だ多数存在しており、今後速やかな処理を行うことが強く求められているとともに、平成12年度以降も、引き続き同様の作業が大量に発生することが見込まれる。

特定事業者の義務履行の円滑化のためには、国は可能な限り速やかに解釈等を明確にすることが求められており、今後、関係4省庁が一層緊密な連携を図るとともに、必要に応じて、法施行に当たっての関係者や本分野の専門家等の協力も得つつ、特定事業者等の問い合わせ等に対する迅速な処理を行うための体制を強化することが望ましい。



容器包装リサイクル法の運用に当たっての解釈事項

平成11年12月6日

(1) 容器包装リサイクル法における個別容器包装等の扱い

特定容器包装の基準

a) 構造

結束用のバンドは、物を入れても包んでもいないものと考えられるため、対象外となる。

詰め物は、社会通念に従い個別具体的に判断される。例えば、容器に入れられた商品を保護又は固定するために加工されている物は容器包装の対象となる。一方、比較的小型のものが、多数段ボール箱等に詰められることにより、商品との空間を埋めているものは容器包装の対象外となる。

靴下に付されている厚紙は、容器とともに使われている場合は容器の一部として考えられるため特定容器となり、それ単体で用いられている場合は対象外となる。

巾着状になった紙おむつを入れる袋（ポリエチレン製）の口を縛って閉じるための同じ材料のひも状のものについても、袋の構成要因であり、袋の一部と考える。故に、特定容器となる。

箱商品に使用されている合紙（あいし。2段3段重ねの商品の間に敷いた紙）については、菓子箱中の台紙、中仕切り、上げ底と同様に、「商品の保護又は固定のために使用されていると考えられる」ので対象となる。

ワイシャツの販売時に、ワイシャツの襟部分を固定する 見える部分のPET素材のサポーター、内側紙、ボタン部分の蝶キーパーは、すべて容器に入れられた商品の保護又は固定のために加工がなされ、当該容器の一部として使用されていると考えられるため、特定容器に該当する。

ふたがついている飲料のふた（飲み口）の部分のみかけられるシュリンクパックについては、「キャップシール」であり、「容器でも包装でもないもの」という整理から対象外となる。

鮮魚や精肉スライスをトレイとラップで包装して販売する場合に、水や血などのドリップを吸収させるためにトレイに敷くもの（吸水シート）については、「商品を保護するために容器の一部として用いられているもの」と考えられるため、

特定容器となる。

レンズ付きフィルムの容器の中に同梱されている三つ折りの紙製の説明書については、商品を保護する機能を持っているものであり、平成11年12月16日予定の省令改正により特定容器となる。

クラックボール6個を1個ごとに固定して入れている（上下で閉じる状態）発泡スチロール製容器については、確かに商品が用いられなければ、何年か以上、この容器に保管されることになるが、「保管時の安全や品質保持等に支障を来すもの」としては考えられないため、特定容器になる。

\*クラックボール：銀行、交番等に据え置かれ、泥棒等に当てられ蛍光塗料を出すことで、捕まえられやすくするための商品。

#### b) 商品か否か

試供品、見本等については、試供品、見本等専用の容器があり、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外だが、外見上、販売されている商品とまったく区別のできないものを試供品、見本等と称して無料配布するケースについては対象となる。

パチンコホールの景品を入れる袋（パチンコホールの名前入り）については、風俗営業法上、景品の提供は「賞品の提供」となっているため、対象外となる。

「景品に付した容器や包装」とは、既に容器包装が付されている景品をさらに容器包装に入れる場合をいい、これについては対象外となる。

ゲームコーナーで遊戯として得る景品用として作られた容器は、賞品に付される容器と考えられるため、対象外となる。

スーパー等においてプリン等を購入したときにサービスでついてくるスプーンの袋は、例え物理的に商品から離れていても、実際には商品とセットで販売されることを想定したものであり、商品の付属品である。したがって、付属品の袋であるスプーンの袋は特定容器である。なお、スプーンがスーパー等の小売店により用意されたものであれば、特定容器利用事業者は小売店、あらかじめプリン等の食品メーカーにより用意されたものであれば、食品メーカーが特定容器利用事業者となる。

説明書の袋については、説明書は容器でも包装でもないものであり、商品の一部と考えられることから、商品に付されたものと考え対象とする。

通信販売を行っている場合に付した容器包装は、商品の販売の際付したものであ

り、サービス（役務）の提供のためのものではないため、対象である。

写真のDP袋（依頼者が記名、使用指定等をして使用済みフィルムを入れ取次所若しくはラボに出す袋）、ネガ・プリントを入れるフラップ付きの袋、ネガを入れる半透明の袋については、の中身がネガのみの場合、これは現像という役務行為の化体した物であるため、それに付したは対象とならない。中身がプリントの場合又は中身にプリントを含む場合は、は特定容器となる。

使用済みのAPSフィルムのカートリッジを上部に格納できる焼増注文用紙については、これを通常の35mmフィルムに置き換えて考えると、使用済みのAPSフィルムのカートリッジも現像という役務行為の化体したものであると考えられるので、対象とならない。

レンタルビデオ店で用いられる袋については、レンタルビデオやレンタルCDは役務行為の化体した物と考えられるため、対象外となる。但し、同時に中古CD等を販売しているような場合、それに付された容器包装は対象となる。

宅配ピザや出前専門の寿司店等の宅配に使用する容器や包装類についても、特定容器包装となる。

#### c) 不要性

洋服の販売時についているハンガーについては、容器に入れられて使用されている場合、商品の保護又は固定のために使用されていると考えられるため、対象となる。

シャンプーを費消したあとおもちゃとして使えるようにして設計した容器については、中身が費消された後に、中身商品に対しての容器としての役割を終え、不要になると考えられるため対象となる。「容器包装に関する基本的な考え方について」では、「通常の使用において中身の商品と分離して不要とはならないもの」の例示を行っているが、いずれも中身の商品が繰り返し用いられるもので、かつ通常、中身商品と共に継続利用される容器包装を挙げているものである。

トナーを入れたプラスチック製ボトル（カートリッジ）については、ボールペン、サインペンが握り筒を含めて商品と考えられるのとは違い、「通常の使用において中身の商品と分離して不要とはならないもの」とは考えられないため、対象となる。

背広カバーは、中身の商品と分離して不要となる物と考えられるため、対象となる。

ファンデーションのコンパクトや、アイシャドウ、ほほ紅などのコンパクトも含め、スペア（詰替用）のある商品容器の本体についても、商品の容器に変わりはないので対象となる。

詰め替え可能の修正テープ容器については、商品の一部と解されるため対象外となる。

ポラロイドフィルムのカートリッジについては、商品が費消された場合に不要となるので対象となる。

薄いアルバム数冊を入れる紙ケースについては、アルバムを保存するためのものであり、通常の使用で分離不要とならないため、対象外となる。

#### d) 素材について

フィラーシート（炭カル量50%以上）で成型したトレーについて、「容器包装に関する基本的な考え方」 2. の複合材に関する考え方を参考にすれば、プラスチック製以外の容器包装となり、対象外となる。

#### e) 有料か否かについて

販売業者が手提げ袋を商品として有償、無償、環境対策費としての募金徴収という各々の形で消費者に提供する場合、スーパー等で無償提供するレジ袋はスーパー等が特定容器利用事業者としての義務を負う。一方、販売業者がレジ袋の提供をしておらず（入れ物持参を提唱）、利用者が手提げ袋を求めれば、商品として有償で利用者に提供する場合は、手提げ袋自体が商品なので特定容器包装とはならない。しかし、無償で提供したり、環境対策費としての募金徴収という形で消費者に提供する場合は、販売業者は商品としての有償提供ではなく、自己費用負担の回収を放棄した提供であることから、サービスとしての容器包装材の利用そのものとなり、特定容器利用事業者としての義務を負う。

キャラクターがガラスびん表示されていることで、通常より割高となっている商品を入れているガラスびんについて、本法では容器包装を「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」と規定しており、この場合、ガラス製容器は中身である清涼飲料が費消（飲用）された後に不要になる（中身商品に対しての容器としての役目を終える）ものと考えられ、「容器包装に関する基本的な考え方について」では「通常の使用において中身の商品と分離して不要とはならないもの」の例示を行っているが、いずれも中身の商品が繰り返し用いられるもので、かつ通常、中身商品と共に継続利用される容器包装を挙げているものであるため、対象となる。

容器包装を有料化した場合、社会通念に照らし、容器包装を販売していると認め

られるものについては、対象外となる。

商品が陳列されている状態で中身商品の値段に別途容器包装の値段が付されている場合については、商品陳列の段階で既に容器包装が付されているということは、それがなければ中身商品が商品の一つとして流通しないと考えらる。また、他の容器包装との関係で不公平が生じ、法の目的であるゴミの減量化や制度の円滑な運営に不都合が生じると考えられること等を総合的に判断すると、当該ケースについては再商品化義務の対象となる。

#### f) 利用形態

レストランで使用されるソースのビニール袋については、それがレストランにおいて「事業活動により費消され」、一般廃棄物となるとは考えられないものであれば再商品化義務は生じない。

商品の輸送のみを目的として付される梱包材は、通常販売店等で除去され事業系廃棄物として適正処理されるものであり、商品の配送役務に伴う梱包材である、商品パッケージとして顧客に提供されない、顧客には廃棄処理責任が生じない、ことから本法の再商品化義務は生じない。

全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れたガラスびん等については、再商品化義務量はゼロとなる。

市町村等に災害発生時等の配食用として販売している非常用食品についても、商品を販売するのに用いた容器（プラスチック）の排出見込量を算出し、再商品化義務量を算定し、それに応じた再商品化義務を履行しなければならない。また、販売時にこれまで当該市町村等において使用がなく保証期間が過ぎた乾燥米は回収する場合、自主算定方式によれば、回収量を控除することができる。排出見込量が0となっても、帳簿の記載義務は生ずる。

ある業者が海外旅行用品として販売している「おむすび」（乾燥米）のうち、概ね90%が海外で消費したとの自主調査結果が出ている場合。

「おむすび」に付されているプラスチック袋、紙箱についても対象となる。ただし、容器包装廃棄物は廃棄物処理法上の一般廃棄物と規定され、廃棄物処理法の対象は国内であるため、海外において排出されたものは対象外となる。したがって、当該分を控除して排出見込量とすることができる（施行規則第10条第1項第3号口）。なお、海外消費の実態調査の方法等については、その妥当性を含め考慮する必要がある。

#### 対象容器の区分

#### a) 素材

葦（アシ）を原料とした「紙」についても、容器包装として用いており、葦の繊維を「絡み合わせ、膠着(こうちやく)する」などの工程を経て製造されたものであれば、紙製容器包装となる。

セロハンは、日本商品分類上も紙と別のものとして位置付けていることから紙製容器包装には当たらない。なお、一般消費者が紙とは認識していないこと。セロハンと紙と一緒に収集された場合、再商品化が困難であること等からも紙と同様に扱うことは不適である。

植物繊維を絡み合わせ膠着(こうちやく)させて製造したパルプモールドから製造された容器包装は、紙製容器包装であり対象である。

段ボールの定義については、「JISZ0108に記されているもの」との解釈がなされている。

#### b) 複合素材

紙・アルミ・プラスチック三層構造の容器包装材で、重量比3：6：1でアルミが主の場合、再生は不能な場合についても、「容器包装に関する基本的な考え方について」 . 2 . 具体的判断の目安 にあるとおり、『主として何製であるかによることとしており、当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する』となっている。なお、このとき当該「三層構造の包装材」は複合材であり、したがってアルミ製包装となり、したがって、対象外となる。

#### 特定容器か特定包装かの基準

エアゾール缶2本を巻くシュリンクフィルムについては、底部が閉じている場合は容器、閉じていなければ包装である。

家具等の販売の際に使われる空気の入った包装用シートのうち、利用事業者が包装用として利用しているものについては特定包装であり、したがって製造等事業者は存在しないことになる。

## (2) 義務対象者の基準

### 適用事業者となる基準（規模区分、業務内容）

#### a) 規模区分

特定容器利用事業者の判定基準である収益事業の範疇に、建設業、サービス業等が含まれていないのは、当該業種では商品の販売が行われないからである。一方、主としてサービス業を行っている事業者であっても、同時に容器包装を付した商品の販売を行っている(小売業)ような場合には、特定事業者たり得る。

「常時使用する従業員の数」は、労働基準法、中小企業基本法の解釈に従うこととなる。一般的には、パート、アルバイトは含まれないが、ここでいうパート、アルバイトとは、『日々雇い入れられる者(ただし、1ヶ月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く。) 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2ヶ月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く。) 季節的に4ヶ月以内の期間を定めて使用されるもの(ただし、4ヶ月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く。) 試用期間中の者(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)』のように「解雇の予告を必要としない者」をいう。

#### b) 業務内容

販売業者が魚卸売業者から無地のトレーにのせられラップでパックされている魚を仕入れ、自社ラベルを貼って販売した場合、特に販売者からの委託がない場合には、トレーにのせてラップでパックした者が特定容器利用事業者となる。

コンビニエンスストア等で販売されるお弁当については、コンビニエンスチェーンが自らの商標等の表示を指示することによってコンビニエンスチェーンの名前で売られている弁当では、コンビニエンスチェーンが特定容器利用事業者になるが、コンビニエンスチェーンが不特定に売られている弁当を仕入れて売っている場合には、コンビニエンスチェーンは特定容器利用事業者とはならず、弁当メーカーが特定容器利用事業者になる。

### 利用事業者/製造等事業者となる基準

法適用事業者から法適用除外事業者へ容器包装が付された商品を買取られた場合、委託・受託関係がないのであれば、法適用事業者が再商品化義務量としてカウントすることになります。

容器メーカー	中身メーカー	中間業者	小売業者
(容器)	(商品・容器)		

上記の場合において、小売業者のオリジナル商品の場合で小売業者からの指示

( 素材、構造、自己の商標の使用等 ) がある場合は、小売業者が特定容器利用事業者となり、特定容器製造等事業者は、特定容器利用事業者からの発注であるから容器メーカーになる。

国内ワイシャツメーカーが、容器を国内容器メーカーに製造させ海外ワイシャツメーカーに輸出させたうえ、容器に詰められた商品を輸入した場合は、国内ワイシャツメーカーが利用及び製造等事業者となる。国内容器メーカーは容器の輸出量として製造販売量から控除できる ( 但し、帳簿記載義務あり ) 。

#### 受委託関係を伴う場合の適用事業者となる基準

委託商品において、発注者の指示に従って容器に詰められた試作品等を提示し、商品として納入した場合については、委託の内容を契約書等により確認しなければならないが、「指示」が素材、構造、自己の商標の使用等を行っているものであるなら、義務者は発注者となる。

P B 製品を中身メーカーで詰めてもらうよう委託し、その容器は別の容器メーカーで製作する場合は、中身メーカーで詰めてもらうように委託した者が容器利用事業者となり、その容器を製作する別の容器メーカーが容器製造等事業者となる。

酒類製造業者が百貨店、ホテル、飲料店等から酒類の製造の委託を受け、先方に納入している場合。

委託元が、飲料店等、エンドユーザーの場合は、委託者の「販売する商品」に容器包装を付すものではないため、素材・構造等の指示をしていたとしても、常にメーカー ( 酒類製造業者 ) が再商品化義務を負うこととなる。なお、それらのものは通常100%事業系で使用されるので、自主算定方式の場合、排出見込量から控除することができる。

委託元が百貨店等、流通業者の場合は、当該者の「販売する商品」であり、素材・構造・商標の指示があるか否かによって判断される。

- ( ) 百貨店等のオリジナルびんに詰めた場合は、百貨店等が、容器の素材、構造等の指示を行ったものであり、百貨店等が義務者となる。
- ( ) 酒類製造業者の既製品と同じびんを使用し、ラベルのみのものを貼付する ( あるいはびんに直接書き込む ) ことを依頼された場合は、商標の使用の指示を受けたものであり、百貨店等が義務者となる。

ホテルのように、エンドユーザー・流通業者の双方の側面を持つ者については、事業者 ( 酒類メーカー ) の販売時にはどちらの用途で使用されるか不明であるため、全量について、指示がある場合にはホテルを義務者とする。この考えにより、事業系の量・家庭系の量について、より明確にとらえることができる。なお、( 全量が ) 客室専用、直営食堂専用等のように用途が明確になっているものは、それにより判断する



100%子会社のB社に容器の素材、構造等を指示し、充填をさせている。一般的には、プライベートブランドでA社が義務者になると考えられるが、商標のみB社の名前である場合（薬事法では、B社でないといけない）は、A社がB社に充填委託を行っていると考えられ、規則第5条第1号に該当すると考えられるため、メーカーA社が容器利用事業者になると考えられる。なお、仮に販売の委託もされていたとしても、容器の素材・構造等を指示していることから規則第5条第3号にも該当する。

容器包装を付した商品を輸入した場合は利用と製造両方の義務がある。また、輸入を委託した場合についても、委託者が製造・利用の義務者となる（委託・受託関係にある場合の義務対象者について1.「用いる」に係る委託（法第2条第9項）（4）の通り）。

#### （インプラント問題）

B社の規格指示（材質・厚さ、幅等の指示）で、A社（プラスチックシート工場）がプラスチックシートを製造・カットし、B社に納品する。B社（印刷工場）は、C社の指示でインプラント用にあらかじめ指示製造させたA社のシートに印刷加工し、C社に納品する。それを受け、C社（食料品製造工場）がインプラントで製袋する場合、製造義務者については、「最初に容器の製造に着手した者」が製造事業者となるため、Bが「製造等事業者」となる。また、容器利用義務者はC社となる。

ナショナルブランドのウイスキー（国内製造品）について、流通業者等が「発売元」を表示した場合でも、再商品化義務者はA社（中身メーカー）になると考える。その理由は、ウイスキーの容器の仕様はA社が定めているものであり、かつ、当該製品中にも流通業者の商標がある訳ではないことから、容器包装リサイクル法上の委託には該当しないからである。一般的に、製造者と併記されている、「発売元：（株）」については、取扱業者を明示しているにすぎず、商標の指示とまではいえない。

弁当（売仕）の場合、保健所の営業許可をとるために、製造・販売元として百貨店（又は百貨店と弁当屋の併記）を表示している。この場合は、百貨店の商標の有無、製造・販売元の表示の仕方によって、以下のように整理できる。

#### （利用事業者）

百貨店の商標(ブランド名)を入れている場合	: 百貨店
製造・販売元として百貨店名のみが表記されている場合	: 百貨店
製造者、販売者 百貨店が併記されている場合	: 製造者
製造者名のみが表記されている場合	: 製造者

### (3) 排出見込み量の算定

#### 業種区分

百貨店で等で販売されるセット商品は、多業種の商品をセットにして販売している場合が多い。このとき、各々の中身商品については、PB商品の場合を除き、各々の特定容器利用事業者が別に存在する。百貨店に再商品化義務が課せられるのはセット商品の「外箱」のみであり、これは「小売業」に分類される。

ハンバーガーショップで飲料をテイクアウト用に販売する際に用いる紙コップ、小売店が自動販売機にコーヒー飲料製造メーカーから購入したコーヒー原液を入れ、紙コップに注いで販売する場合に用いられる紙コップ、清涼飲料製造メーカーが自ら自動販売機を用いジュースを販売する際に用いる紙コップ、野球場等で販売するビールに用いる紙コップ、の業種は、いずれも販売 - 小売段階で付される容器であるため、「小売業」となる。

業種区分において、「清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業」の「茶・コーヒー」とは、飲料ではなく、茶葉、インスタントコーヒー、粗挽きコーヒーなどをさしており、コーヒー飲料、茶系飲料は「清涼飲料製造業」となる。なお、PETボトルについては「再生資源利用促進法」の第二種指定製品のPETボトルに限定されます。

#### 自主回収の考え方

ガラス、ペットボトルを対象とした現在の自主回収の認定については、自主回収に係る回収率は、「おおむね百分の九十」となっている。ただし、現状の回収率が80%以上であり、その回収の方法から判断して、おおむね90%の回収率を達成するために適切なものであると認められる場合は、主務省は認定することとしている。

また、特定容器利用事業者が小売店、消費者から回収したものについては、法第18条で「自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、」となっており、小売業者との委託関係があれば、「自ら回収している量」として控除可能である。

中身メーカー（甲社）が再商品化義務量分を容器包装リサイクル法で認められた方法での再商品化を行う事業者に委託して再商品化を行った場合、甲が法第15条に記載する再商品化の認定を受ければ、独自で再商品化義務を履行した事になり、指定法人に委託する必要はなくなる。なお、この認定を受けるためには、製造等又は利用した商品に係る容器を流通実態に応じて地域的に偏ることなく集めて再商品化することが求められる。また、特定容器製造等事業者についても同様に判断される。

テナント方式のスーパーで、各テナント（容器利用事業者）の使用しているトレーを、スーパー本社が回収している場合、各テナント（容器利用事業者）から委託を受けているのであれば、自主算定方式を用いたうえで控除してよいと考えられる。

スーパーマーケットがトレーを店頭回収してメーカーに無償で渡し、トレーを受け取ったメーカーが原材料化するのではなく、例えば、焼却処理していた場合でも、トレーを受け取ったメーカーが焼却処理を行った量も「自ら又は委託して回収した量（控除）」に含めることができる。なお、スーパーとメーカーが共同で回収している場合、又はスーパーにメーカーが委託して行っている場合は、メーカーが「委託により回収している」ということができるが、スーパーや市町村から受託して再商品化している場合等は該当しない。（特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン の2.留意事項 ～参照）

硝子製造メーカーが各地方の事業者へ委託（委託内容は以下のとおり）して回収し、回収したものをカレットにして納入させている。この場合は、回収先を特定事業者が明示し、回収したものを全量引き取ることを約束している、という点で通常の商取引とは異なり、回収自体が委託と考えられ、したがって回収量を排出見込み量から控除してよい。なお、控除する回収量は、全ての回収量から市町村の委託により回収した量を除いた量としなければならない。また、上記委託内容を整理すると以下ようになる。

委託内容： 地方の事業者へ回収先（拠点、施設を明示）を明示して回収を依頼。事業者は硝子製造メーカーからの委託に限りガラスを回収を行う。事業者からは、回収したものを全量引き取っている。製品カレット（洗カレット）又は材料カレット（未洗カレット）の形態で納入させており、納入形態により単価を変えている。（内容は、事業系、市町村から受託したもの等がある。内訳量は記録あり）

製品カレットを硝子製造メーカーに納入する時点での異物（ラベル・キャップ等）やジャミ（カレット化する時に出るガラスくず）が、過去のデータより算出出来る場合、回収量（ラベル等を含む）と引取量（製品カレット）が一致しない時は、回収した時点での量を回収量とする。ただし、以下の点をクリアした場合にのみ製品カレットの量から回収量を算定することとし、できない場合には納入量を回収量とすることが妥当である。

製造等をした量にラベル等の量を含んでいないのであれば、回収量に含めないようにする等、製造等をした量の計算方法と同じ基準で量を出さなければならない。

ジャミ（カレット化する時に出るガラスくず）は、含めて構わないと考える

が、量を明示する必要がある。

の観点から、カレット化のロス分の量を、異物の量とジャミの量に分けて把握する必要がある。

無色、茶、その他が混在したもの（混みカレット）を回収した量は、無色、茶、その他の色が混在したものを集めたものだけのデータであり、かつ、排出見込量を算定するとき用いる事業年度時点のものであれば、按分して「自ら又は委託して回収した量（控除）」としてもよいと考える。なお、今後も無色、茶、その他の色が混在したものを集めるのであれば、毎年度サンプリングを行う必要がある。

ストックされているため、各事業者が回収した量と、ガラスびん製造事業者が引き取る量とが年単位で一致しない場合、回収の委託であるならば、回収した時点での量を回収量とする。ただし、回収した量の全てを引き取ることが前提となる。

回収量（ラベル等を含む）と引取量（製品カレット）が一致しない場合は、原則、回収量（ラベル等を含む）を計量することが望ましい。なお、推計については方法が妥当か否かを主務各省で判断する必要がある。

独自ルートまたは自主回収ルートを申請し、主務大臣に認定を受けるための事務手続きは、独自ルートについては、施行規則第15条（再商品化の認定）を、自主回収ルートについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条に基づく自主回収の認定申請の留意事項」が定められている。

また、自主回収の認定は、ガラス（又はプラスチック）容器等と紙の外箱等とは別々に認定を受けることが可能で、例えば、化粧品販売業など、ガラスまたはプラスチック容器＋外箱（紙）で販売している場合で、外箱が回収出来ないケースの場合には、ガラスまたはプラスチック容器のみで認定を受けることもできる。なお、自主回収の認定を受けていなくて回収している場合には、その量を排出見込量算出に当たって控除することが出来る。

分別収集窓口が市町村でなく販売店という収集形態では、法制度上の独自ルートのシステムにのらない。ゆえに、15条認定は受けられない。

#### 業務用出荷量の考え方

商品に用いる容器は「特定容器」（法第2条第2項）と規定されており、法の対象となる。具体的には、当該無色のガラスびんを利用する者は、特定容器利用事業者となり、したがって当該無色のガラスびんの利用状況について帳簿記載の義務が存在する（法第38条）。ただし、再商品化義務については、全量が事業活動に伴い費消される商品であれば、再商品化義務は生じないと考えられる。控除

できる量に係わる考え方は、以下のとおり

- (1)当該ガラスびんの回収率がおおむね90%以上であれば、法第18条に基づく自主回収の認定を受け、残るおおむね10%の未回収量に係る再商品化義務量を免除することができると考えられる。
- (2)また、再商品化義務量算定時に、規則第10条第1項第1号の「販売した商品に用いた量」として計上した上で、同項第3号のイの「自ら又は他者に委託して回収する量」と同項第3号のロの「容器包装廃棄物として排出されない量（イに相当する量を除いた量）」の合算量を控除することにより、当該ガラスびんの使用量に相当する義務量が生じない。なお、(1)(2)いずれの場合も回収実績等の検証資料が必要である。

回収したもののうち、事業系のものの扱いについては、自主算定方式で排出見込量を算定する場合には、施行規則第10条第1項第3号ロ又は「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令」第2条第1項第3号に規定するその他容器包装廃棄物として排出されない量から事業系の回収量を控除する。

輸出した量についても帳簿の記載・保管義務がある。

輸出に関する帳簿の記載は、輸出先の国名まで最低限記入すること。なお、明細については取引先の会社名まで記載されたものが残っていると思われるので、合わせて保管されたい。

他社で製造した商品を日本国内で仕入れて輸出した場合、受委託関係が無く、仕入れ後に容器包装を施すようなことがなければ、輸出した事業者は特定事業者とならないので、帳簿記載義務は生じない。

他社に製造委託した商品を輸出した場合（当社ブランド品）は、帳簿への記載が必要となる。

他社より製造委託されて当社で製造した商品（他社ブランド品）を委託先が輸出している場合は、受託生産であるから輸出量としての帳簿への記載は必要ない。

海外工場で生産した商品を直接海外市場に輸出し、売上は親会社たる当社を通している場合（仲介貿易）は、帳簿記載の必要はない。

生産をしている商品に国内一般消費者向けがあり、その量の把握を行う場合で、国内一般消費者向けに販売をしない商品（国内事業者向け販売＋輸出の場合）についてのみ、

「輸出先毎の特定容器の量＝容器の使用量（種類別）×（輸出先別の販売金額/販

売金額の合計)」

の式より、算出しても良い。その理由としては、輸出額を販売額で除する方法では、為替レートの変動等により正確な国内排出量の算出を期待できないため、国内一般消費者向けに販売をしない商品に限ることとする。生産をしている商品に国内一般消費者向けがある場合には、その量の把握を行えば、義務量算定に影響が無いと思われること。が挙げられる。なお、輸出に使用された特定容器の量を算出して、その差し引きにより国内に排出される特定容器の排出量を算出することは、認められない。

## その他

排出見込量の算定に当たって、特定分別基準適合物の種類ごと、業種区分ごとに自主算定方式と簡易算定方式を使用して、算定しても問題はない。{特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン 排出見込量の算定方法に記載あり。}

算定すべき再商品化義務量の基礎として、前年度販売商品に代え、前年に購入した容器量（これなら容器毎の購入リストがある）で代替することについての考え方は以下のとおり

- 1.再商品化義務量は「販売した商品に利用した特定容器の量」を用いて算定することとなっている。
- 2.しかし、販売商品の量が定量的に把握できないものについては、客観的に正当であると認められる範囲内で、購入した容器量で代替すること等も可。
- 3.但し、購入容器量を用いる場合には次の点に注意されたい。
  - (1) 容器の購入リストに記載された量で販売した量がもれなくカバーでき、「購入量<販売量」にならないこと。仮に、容器の購入量が販売量を下回った場合には、その前年度からの容器の繰り越し使用量も考慮し、販売量が上回っていないことを確認すること。
  - (2) 容器を返品した場合は控除してよいが、容器購入リストにおいて既に返品された量が差し引かれている場合には、再度差し引かないよう注意すること。
- 4.なお、将来的に販売量が把握できるようになったときは、販売量で計算し、その量を帳簿に記載するようにしなければならない。

コップ型のガラス容器を問屋へ卸す場合など、問屋から販売先及び販売量のデータが得られず、製造事業者として用途と業種区分が特定できない場合は製造事業者において問屋から先のルートについて調査して頂きたい。

特定容器利用事業者が当該特定容器を販売する商品に用いることを開始した年度（初年度）における排出見込量は、初年度において販売した商品に用いた量を、

初年度に当該商品を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量とされている。このとき、販売開始が月の半ばで1ヶ月に満たない場合には、切り上げて1ヶ月とする。

回収（自治体） 収集（自治体） 保管（自治体） 再商品化のルートで義務対象者が再商品化を行っている場合は、市町村から委託を受けて再商品化を行っているものと考えられ、

- ・自ら又は他者に委託して回収しているものではないので、義務対象者が排出見込量（義務量算定時に算出）から再商品化を行った量を控除することはできない。ただし、法第15条の認定を受けて製造等している容器を流通している市町村の保管施設から搬出して再商品化を行う場合には、この限りではない。
- ・市町村は指定法人等に引き渡さずに任意に分別基準適合物の再商品化を行うのであり、処理責任は市町村に帰する。

回収（小売店） 収集（自治体） 保管（自治体） 再商品化のルートで、再商品化が行われている場合は、小売店は市町村から委託を受けて回収を行っているものと考えられ、

- ・小売店も店頭回収を行ってはいるが、収集運搬、保管等を市町村が行っていることから、排出見込量から控除はできない。

回収（小売店） 保管（小売店） 再商品化のルートで、製造等事業者となる事業者が再商品化を行っている場合で、再商品化を行っている事業者と小売店が共同で回収及び再商品化を行っている場合には、両者ともそれぞれ利用事業者、製造事業者として、排出見込量から当該回収量を控除することができる。

なお、いずれも指定法人に関係なく行われており、は分別基準適合物となっていると想定している。

再商品化義務量の算定に当たって、「容器の栓、ふた、キャップ等」の重量の取り扱いについては、容器本体と同一の容器包装区分の栓、ふた、キャップ等については容器本体の重量に加えるが、容器本体と異なる容器包装区分の栓、ふた、キャップ等については対応する容器包装区分毎に重量を算定し義務を履行することとなる。したがって、PETボトルのプラスチック製キャップ重量はその他プラスチック製容器包装の重量として、ガラスびんの王冠重量は王冠の素材に対応する容器包装区分の重量として算定することとなる。

#### (4) その他

##### 指定法人との契約について

指定法人との再商品化委託契約は、消費税及び特別地方消費税の課税対象であり、特定事業者においては課税仕入れに該当する。なお、委託料金は消費税及び特別地方消費税込みの金額である。

##### 帳簿の記載について

帳簿はパソコンに入力してプリントしたもので良い。

自主回収認定事業者には、事業年度末に自主回収実績報告（自主回収状況報告書）の提出が義務づけられており、また、利用量、販売量、回収量等について詳細な書類の提出を求められることがあるとしている。しかし、実績報告を行う際には、報告書のみで良い。ただし、必要に応じて、利用量、販売量、回収量等について更に詳細な資料の提出を求めることがある。

自主回収実績報告は、法第39条、施行令第7条に基づき、原則として「事業終了後速やかに」報告書を提出するのが望ましい。具体的には、特定事業者において、利用量（販売量）等の各種事業実績数値が確定する時点（総会終了時等）が一応の目安として考えられる。

#### 【参考資料】

容器包装に関する基本的考え方について（平成11年3月5日 通商産業省）

特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン（平成11年3月5日 通商産業省）

委託・受託関係にある場合の義務対象者について

**(注) 上記解釈は、現在に於ける容器包装リサイクル法の運用解釈であり、事情の変更等があった場合には、適切な法施行を確保する観点から、将来的に解釈が変更されることもあり得る。**



## 第7章 - 3

### 容器包装リサイクル法に係る所管業種の取扱いについて

平成14年2月  
環境省・経済産業省・  
財務省・厚生労働省・  
農林水産省

#### 1. 基本的事項

容器包装リサイクル法に係る各省の所管業種については、以下のように分類する。

##### 【財務省】

酒類製造業、たばこ製造業、酒類卸売業、たばこ卸売業、酒小売業、たばこ・喫煙具専門小売業

##### 【厚生労働省】

医薬品製造業、医薬品卸売業、医療品卸売業、医薬品小売業、医療用機械器具卸売業（経済省と共管）、旅館、医療業、保健衛生、社会保険、社会福祉、（生活協同組合）

##### 【農林水産省】

農業、林業、漁業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（酒類、たばこを除く）、農畜産物・水産物卸売業、飲食料品卸売業（酒類を除く）、飲食料品小売業（酒を除く）、肥料・飼料卸売業（化学肥料卸売業を除く）、種苗卸売業、種実卸売業、植木卸売業、花卸売業、農耕用品小売業、花・植木小売業、飲食店、農林水産業協同組合

##### 【経済産業省】

製造業（他省が所管するものを除く。）、  
卸売業（他省が所管するものを除く。例えば、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業等）、小売業（他省が所管するものを除く。例えば、各種商品小売業、コンビニエンス・ストア 等）

##### 【環境省】

愛がん用動物卸売業、愛がん用家きん卸売業、観賞用魚卸売業  
愛がん用動物小売業、観賞用魚小売業

## 2．転業等業種変更に伴う所管について

転業等により業種が変更となった場合の取扱いは次による。

- (1) 特定事業者が転業等により業種を変更した場合の所管については、変更後の業種を所管している省庁が、変更前の業種分を含め、当該特定事業者の所管を行う。
- (2) 特定事業者の所管の変更に当たり、変更前の業種を所管する省庁は、変更後の業種を所管する省庁に対して、当該特定事業者に係る過去の指導等の事績などについて、情報提供を行うこととする。
- (3) 当該特定事業者に係る過去の指導等に起因して問題等が生じた場合には、(1)に拘わらず、変更前の業種を所管する省庁と変更後の業種を所管する省庁が協力の上、当該問題等に対処することとする。

再商品化費用の商品価格への転嫁に関する留意事項について

平成8年11月28日

大蔵省  
厚生省  
農林水産省  
通商産業省

- (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装リサイクル法」という。）は、一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物について、消費者、市町村、特定事業者（容器包装リサイクル法第2条に規定する、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者をいう。以下同じ。）の役割分担により、新たなリサイクルシステムの構築を図り、我が国において循環型の経済社会の実現を目指すものです。同法の適用開始により、ごみの減量化を通じて生活環境の保全が図られ、また、資源の有効利用を通じて経済の健全な発展が図られることから、そのメリットは、国民の全てに及ぶものです。よって、容器包装の再商品化に要する費用（以下「再商品化費用」という。）は、最終的には、市場メカニズムを通じて国民全体で応分の負担を行うことが必要です。
- (2) このような趣旨については、容器包装リサイクル法第三十四条においても「国は、再商品化に要する費用を商品の価格に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努める」旨が規定されているところです。
- (3) 別紙の留意事項は、公正取引委員会が独占禁止法上原則として問題とならない行為を示したものであり、これを紹介することで、容器包装リサイクル法の運用の透明性を確保し、再商品化費用の商品価格への円滑かつ適正な転嫁に役立てられると思われます。

原則として独占禁止法違反とならない特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体の行為の具体例

以下にあげる特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体の行為は原則として独占禁止法に違反しません。ただし、以下にあげる行為であっても、それらの行為等を通じて、価格の維持、引上げ又は転嫁の方法についての暗黙の了解又は共通の意思が形成されれば独占禁止法違反となることは言うまでもありません。

(1) 容器包装リサイクル法を遵守する旨の宣言

特定事業者又は特定事業者等により構成される事業者団体が、容器包装リサイクル法を守るという趣旨にとどまる限りにおいて、「容器包装リサイクル法による再商品化費用の円滑かつ適正な転嫁を行う」旨宣言することを決定することや、「容器包装リサイクル法による再商品化費用の転嫁を受け入れよう」、あるいは「容器包装リサイクル法による再商品化義務の適用開始に際して独占禁止法や下請法で禁止されている不当な買いたたきを行わないようにしよう」旨宣言することを決定すること。

(2) 再商品化費用の転嫁について理解を求める旨の掲示

特定事業者が、再商品化を行うためには費用が必要であり、そのための費用がいくらかかるかを取引先事業者の店頭で告知するための文書を作成し、配布すること。

(3) 再商品化費用に関する表示形式についての自主的な基準の設定等

ア 特定事業者等により構成される事業者団体が、具体的な額に関する事項を含まず、構成事業者等にその遵守を強制しない旨明示したものである限りにおいて、再商品化費用の表示形式について自主的な基準を設定すること。

イ 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、その求めに応じて再商品化費用の表示のひな形、見積書、請求書等のひな形を配布すること。

(4) 容器包装リサイクル法の適用開始時の特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体の情報活動等

ア 特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体が、関係事業者や消費者に対し、容器包装リサイクル法の趣旨、背景、内容、同法の適用開始に当たっての一般的な業界の実状等について説明や掲示を行うなどして、理解を求めること。

イ 特定事業者等により構成される事業者団体が、容器包装リサイクル法の適用開始に伴う関係事業者や消費者からの苦情に対応するためのマニュアルを作

成すること。

ウ 上記ア及びイの活動に必要な限りにおいて、特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体が再商品化の実施に関する情報交換を行うこと。

エ 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、容器包装リサイクル法の適用開始が業界に及ぼす客観的な影響についての広報を行うこと。

(5) 再商品化費用の円滑かつ適切な転嫁のための特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体の情報活動等

ア 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、容器包装リサイクル法に関する客観的な資料や情報を提供したり、制度の仕組みを説明したり、関係官庁の方針や見解を周知することにより、これを踏まえて、各構成事業者が個々に適正かつ円滑に再商品化を行えるよう一般的に指導すること。

イ 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、再商品化の意義、背景、内容等に関する講習会を開催すること。

ウ 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、個別具体的なケースにおける再商品化義務の履行方法について情報提供、指導を行うこと。

エ 特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体が、再商品化の意義、背景、内容等について、関係事業者や消費者の理解を得るために、新聞広告、ポスター、店頭告知文書の作成、配布等を行うこと。ただし、それらの広告等は客観的事実を記載するものに限るものとし、ポスター等の配布は構成事業者の求めに応じて行うものに限るものとする。

オ 特定事業者等により構成される事業者団体が、再商品化の実施状況を把握するため、構成事業者による再商品化の実施状況や再商品化費用の価格への影響に関する過去の客観的な事実について概括的に調査すること。（注）

（注）費用・価格に関する事項については、過去の概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、費用・価格の高低の分布や動向を正確に示すもので、個々の構成事業者についての費用・価格を明示することなく、概括的に取引先事業者も含めて提供するものであることが必要です。

## 第7章 - 5

### 参照条文及び附帯決議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5・6 （略）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2・3 （略）

4 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省で定める者については、この限りではない。

5～12 （略）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（抄）

（定義）

第二条

1～3 （略）

4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5 この法律において「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

6・7 (略)

8 この法律において「特定再利用業種」とは、再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種をいう。

9 (略)

10 この法律において「指定再利用促進製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することを促進することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

11 この法律において「指定表示製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収(類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

12・13 (略)

(事業者等の責務)

第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

(特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項)

第十五条 主務大臣は、特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定再利用業種に属する事業を行う者(以下「特定再利用事業者」という。)の再生資源又は再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 (略)

(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)

第二十一条 主務大臣は、指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、指定再利用促進製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(以下「指定再利用促進事業者」という。)の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用の促進に関する技術水準その他の事項を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 (略)

(指定表示事業者の表示の基準となるべき事項)

第二十四条 主務大臣は、指定表示製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者（その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。）が遵守すべき事項

2 （略）

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七～十六 （略）

2 居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、財務大臣の定めるところによる。

中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（抄）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念のの実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

1～4 （略）

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。



容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する附帯決議  
(参議院商工委員会)

政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法が我が国のリサイクル社会の基礎づくり及び地球環境保全の一環となる法律として、その機能を十分発揮し、かつ排出自体の減量化にも資するものとなるよう、適切な制度運用を図るとともに、国民・事業者の意識の向上や意見の反映に努めること。
- 二 市町村の分別収集のための施設に対する支援等、分別収集を行う市町村に対し財政上の配慮を行うよう努めること。また、各市町村が自ら分別収集に要した費用を極力公表するよう指導すること。  
なお、既存の民間リサイクルシステムが円滑に運用されるよう配慮するとともに、分別収集計画の作成に際しては、民間リサイクル関係者の意見を斟酌すること。
- 三 再商品化計画を策定する際は市町村の動向を十分考慮するとともに、各地域の再商品化技術及び再商品化事業者の動向について調査を行うよう努めること。  
分別基準適合物の用途開発等に対する支援措置を講ずる等、再商品化可能量の拡大に努めること。
- 四 指定法人の事業の運営については、透明性・公平性が確保され、かつ、民間事業者等の創意工夫が十分発揮されるよう組織や人事等において特段の配慮を行うこと。  
特に、入札制度の在り方については、評議員会の設置等を通じて適切に行うよう指導すること。
- 五 本法の適用が除外、若しくは猶予される中小企業者等においても、リサイクル推進の重要性を踏まえ、適切な対応に努めるよう指導すること。
- 六 地球環境問題の解決に資する観点から、資源の有効利用を図る関連産業の育成等のリサイクル政策を一層推進していくとともに、情報交換や技術交流についての国際的展開に努めること。  
なお、製品等の原料採取から廃棄に至る全段階での環境への負荷を評価するための手法について、諸外国との連携も踏まえつつ調査研究を進め、その確立を図るよう努めること。

右決議する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する附帯決議  
(衆議院商工委員会)

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法が二十一世紀のリサイクル社会の基礎づくりとなる法律として、より効果的にその機能を果していくために、排出者負担の原則を常に重視しつつ、その時々状況に応じた住民、市町村、事業者の間の役割分担の在り方を含め、今後とも広範な国民的議論を展開すること。
- 二 市町村の分別収集のための施設に対する支援等、分別収集を行う市町村に対し財政上の配慮を行うよう努めること。なお、既存の民間リサイクルシステムが円滑に運用されるよう配慮すること。  
さらに、分別収集計画の作成に際しては、民間リサイクル関係者の意見を斟酌すること。
- 三 各市町村が自ら分別収集に要した費用を極力公表するよう指導すること。
- 四 再商品化計画を策定する際は市町村の動向を十分考慮するとともに、各地域の再商品化技術及び再商品化事業者の動向について調査を行うよう努めること。
- 五 再商品化計画における再商品化可能性の拡大に資するよう、分別基準適合物の用途開発に対する財政・金融上の措置を講ずる等、引き続き環境整備を積極的に行うこと。
- 六 指定法人の事業の運営については、透明性・公平性が確保され、かつ、民間事業者等の創意工夫が十分発揮されるよう組織・構成、人事等において特段の配慮を行うこと。  
特に、入札制度の在り方については、評議員会の設置等を通じて適切に行うよう指導すること。
- 七 本法の運用が除外、若しくは猶予される中小企業者等においても、リサイクル推進の重要性を踏まえ、適切な対応に努めるよう指導すること。
- 八 製品等の原料採取から廃棄に至る全段階での環境への負荷を評価するための手法について調査研究を進め、その確立を図るよう努めること。
- 九 本法の政省令の制定及び本法の運用に当たっては、国民各層の意見が十分反映されるよう努めるとともに、本法が十分な効果を上げるよう普及啓発に努めること。

## 第7章 - 6

### 「識別表示」の義務化について

識別マークの目的は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進することです。改正前の資源有効利用促進法(正式名称:「資源の有効な利用の促進に関する法律」)に基づいて、飲料用のスチール缶やアルミ缶と飲料・酒類・しょう油用のPETボトルにはすでに識別マークが義務化されていましたが、平成13年4月からプラスチック製容器包装と紙製容器包装が加わりました。



#### 対象事業者、対象容器包装

容器包装の利用事業者、容器の製造事業者、容器包装を付した商品の輸入販売事業者が表示義務を負います。

なお小規模事業者も、再商品化義務の場合と違って、識別マーク表示義務が免除されていません。

再商品化義務と識別表示義務は、事業のために消費する商品の容器包装には、原則として適用がありません。

#### 表示の原則 デザイン

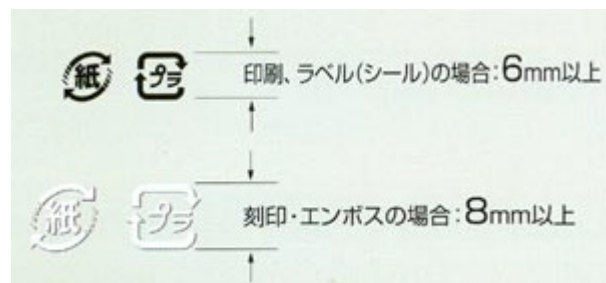
原則として、この解説に示したデザインとします。ただし、同一性が損われず、はっきり識別されれば、多少の変更や装飾が可能です。

#### サイズ

上下の長さが次のように決まっています。

#### 表示方法

容器包装の表面に1か所以上、印刷し、ラベル(シール)を貼り、または刻印をすることにより表示します。



## 多重容器包装と一括表示

例えば、カップ麺の容器（カップ＋ふた＋外装フィルム＋スープ袋）や、シャンプーのボトル（ボトル＋キャップ＋ポンプ）のように、いくつかの分離できる部分で構成されているもの、またはお菓子箱（内袋＋外箱）のように容器包装に入った商品にさらに容器包装を付したものは、構成部分のそれぞれ（法令では、ある構成部分に対する他の部分を「一体容器包装」と呼ぶ）を1つの容器包装とみなします。

この場合、識別マークは各構成部分に直接表示するのが原則です。

ただし、ほぼ同時に捨てられる構成部分については、まとめていずれかの部分に一括して表示することができます。その場合、各構成部分の名称（法令では「役割名」と呼ぶ）を、そのマークに併記します。

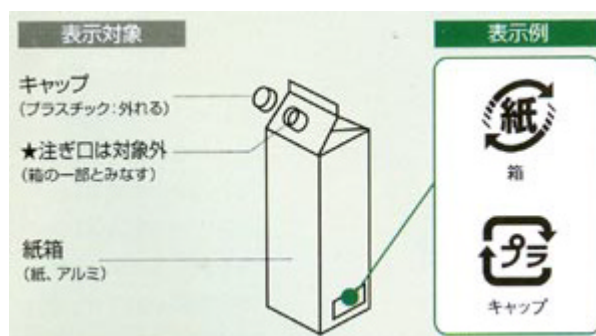


## 複合素材・複合材質

例えば、日本酒用紙箱（アルミ使用）のプラスチック製注ぎ口や、プラスチックボトルに貼った紙ラベルのように容易に分離できないもの、またはアルミとプラスチックを貼り合わせた材料で作った容器包装の場合は、分離できないかたまりを1つの容器包装とみなします。

そして、その中で最も重い材質

のマークを、分離できない部分のいずれかの上に表示します。例えば、プラスチックとアルミと紙からできている容器包装で、プラスチックが最も重ければ、主としてプラスチック製の容器包装としてプラマークを表示します。ただし、PETボトルの胴巻き型プラスチック製シュリンクラベルは、ミシン目が入って外れやすくなったものが多くなってきたことから、左記の多重容器包装の構成部分として扱われています。



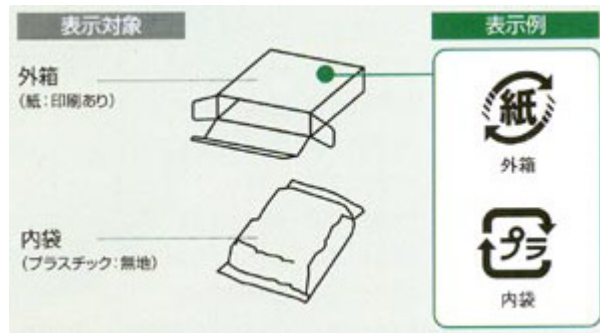
## 無地や表示不可能な容器包装

ラベルが貼られているものや、刻印可能な成型工程で作られているもの（現に刻印がなくても）は、無地に該当しません。

無地や物理的に表示不可能な容器包装は、他に分離できる構成部分（左記

の「一体容器包装」)があつて、その中に識別表示義務のあるもの(飲料用スチール・アルミ缶、飲料・酒類・しょう油用PETボトル、プラスチック製・紙製容器包装:法令では「関連容器包装」という)が含まれている場合には、「一体容器包装」のいずれかに、識別マークに役割名を併記して表示します。この場合、無地や物理的に表示不可能な容器包装とほぼ同時に捨てられる「一体容器包装」があれば、その上に表示します。

他の構成部分の中に「関連容器包装」が含まれていないか、あつてもそのすべてが無地か表示不可能であれば、表示義務はありません。



### 包装紙

小売店が使用する包装紙(紙製、プラスチック製)は、1,300平方cm以下であれば表示義務がありません。しかし、発注段階で裁断形状がわかっている場合には、識別表示が望ましいとされています。



なお、特定の商品を包装するために製造されてる包装紙は、1,300平方cm以下でも識別表示が必要です。

### 輸入品

輸入品でも、次の場合には識別表示の義務があります。

輸入する商品の容器包装の素材、構造、自己の商標等に関する指示をした場合

輸入品の容器包装に印刷、ラベルまたは刻印で日本語が表示されている場合

### 材質表示

プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチックの種類またはその他の素材の種類を表示することは、法的義務はありませんが、望ましいこととされています。

自主的に表示する場合であっても、材質の記号は JIS K 6899-1200 (ISO1043-1 1997) に従う必要があります。

また、複合素材・複合材質については、主要な構成材料を含め2つ以上を表記し、主要な材料に下線を引きます。

一括表示の場合は、下記の例のように役割名と材質記号の間にコロンの（：）を付します。



## 表示ガイドライン

業界団体は、識別表示の円滑な実施のために、業界ごとのガイドラインを作成し、会員事業者はそれに従うことが期待されます。

## 自主的表示

飲料用紙パック(アルミ不使用)と、段ボール製容器包装は、識別表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し表示することになっています。



## 罰則

識別表示の義務を負う事業者（指定表示事業者）が、定められた表示をせず、また、遵守事項を守らない場合は、資源有効利用促進法の規定に基づき、国による「勧告」、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。

：中小企業法に規定する小規模企業者その他政令で定める者であって、収入金額が政令で定める要件に該当する者は、勧告の対象から除かれます。